

茅屋朝晴□溼殘。旭光晚々泥初乾。料知昨雨千山雪。送來朔吹入窓寒。

月夜觀雪

誰爲今夜景。雪白月精神。窗外明如晝。樹梢艷似春。時思乘興客。又感讀書人。相對無由用。堪憐幽獨身。

霜風冽々竹窓邊。布衾如□夜如年。展轉半宵眠不得。一痕寒月在中天。

爐火已消寒凜然。一場夢覺復難眠。衾中無奈寒威迫。卜識明朝風雪天。

奉哭瀛洲先生

多年恰與一日同。清德不厭導我蒙我親。事翁々子我翁子使我々親翁嗚呼是逝者不舍晝夜。洋洋萬里流向東。一脉香魂誰返生憎。一朝落花風憐翁無子過今生。憐翁有名傳後不知。天道是耶非何使此翁不假歲。

甲寅之冬地震山崩家頽乃土人驚愕而皆露宿于城外。余時在于淡城不堪鄉思之切因作多情風月易牽哀。况是他鄉遇此災。空間月明唯一事。連宵定奈越山隈。

記直江山城守兼繼之一事

後越州之士三寶寺庄藏之奴以小過失被誅以罪不至死故其親族構怨于三寶寺氏乃訴諸具隊長直江山城守兼繼鞠問得實庄藏之處分失宜巷議紛紜於是兼繼輒出自白金二十枚曰以恕焉而其族不肯曰我特請蘇生耳金復何爲兼繼慰諭百方尙不肯猶益請蘇生如初兼繼徐曰諾今將招彼以返汝曹汝等迎之乎言終立斬其兄其伯父乃甥三人而尸諸往下橋之下使森山舍人作榜以大書而樹尸側其文曰慶長二年二月七日直江山城守兼繼再拜謹真官獄卒執事遙呈書於閻魔大王陛下眞途懸隔未接半儀敢陳一言僕旗下之士三寶寺某之奴係不虞之患迺隕其命其族不堪悲痛而請蘇生於余故使此三人者迎之幸願返彼奴死罪頓首於是巷議即止

逸史子曰語曰小不忍則亂大謀如兼繼可謂善行之者也於是彼親族無所其頑且巷議頓止何其勇也余深感於此即記

賞楓分韻□中字

重々霜氣染來紅。紅葉林頭渾欲烘。幽味此中誰識得。秋光深在夕陽中。

一夜與塾友同探賞楓之題乃不堪眉山昔遊之憶因賦一絕寄德島諸友

西風吹入淡州秋。一夜幽吟憶昔遊。借問眉山楓樹色。爛漫與去歲同不。

送玄璣禪師歸豫州詩並序

客歲余來于淡師事于南洋中田先生而遊門之上東西南北蟻附輻湊蓋所謂桃李作蹊者也而豫州玄璣禪師周流于四方又來于淡寄寓于江國精舍禪師旁奴儒書頗通習焉乃師事于我南洋中田先生於是與余萍水相逢遂爲石交經曰以文會反豈不然乎夫禪師於儒教猶貪夫之於財也得之而不厭日夜孜々獎勵不輟與我曹優遊乎文場爲日已久矣聞禪師以父母之在堂也頃將歸省矣余於佛□雖未能窺其意然無父子之親上下之分清淨寂滅以潔一身足矣然禪師則不然有親々之恩敬長之義焉者何也蓋亦秉彝之性而聖教之所致也是遁形于僧而儒其心者乎直我黨之人乎哉今將別焉嗚呼時已秋也天高日晶西風吹葉賓雁聲哀是時別君余之胸懷如何乎哉豫之與淡相距亦不爲近而君飄然雲水之客會遇亦不可期焉古曰餓人以物不若以文以酒不若以言蓋物之有盡而文之意無盡酒之味有窮而言之味無窮也余之於禪師乎無一物以給餓無一言以餓矣雖然如蘭之契豈可默哉因賦詩一章以餓

萍遊相值幾賡酬。明月清風共一樓。今日賞歎無覓所。一言千里別離愁。

記孝子阿寅事

大阪堂島新地第二街表具屋民助之女阿寅善事父母孝謹純聞嘉永甲寅七月五日官特命賜白金七枚以賞褒之且旌其孝云於是知與不知無不感稱者矣始阿寅之父狂母病且盲一妹猶幼加以家貧於是阿寅年僅七八事父母益恭衣帶不解撫育一妹友愛切至夙興夜寐孜不怠其就師學字也每食時必先歸親炊以供父

母民助性嗜酒其係病也不事々日夜飲酒沈湎或與人爭鬭或無晝夜叫号于街陌遇人必怒罵是以人惡之比羅利夜又民助出則阿寅必隨其所之提歸怡顏柔聲慰諭之而使不至姦母在床蓐已久且以夫之患意常不平或加阿寅以非理而阿寅哀慕不敢疾怨百方以慰勞其心旦夕哀天禱神扶持供養衣不解帶者已多年矣阿寅年方十六貧益甚或鬻米糊或傭工以治生產一家中皆賴之會父无無故而執力自刺喉阿寅驚愕抱持而救之猶或恐母之聞阿寅窘窮可想而知也已其祝瘡傳藥躬自勤勞以盡心幸得存活矣而生理困窮醫藥不能自償也乃至子屋主某哀訴曰妾父母共係病久矣父有危急之患醫藥之費不能償乃欲賣身以貸金然二妹猶幼不能以供養父母欲身自供養則無獲金之方矣妾之進退實爲狼狽惟願愍而察妾之志心貸金若干則二妹長之後必委身以償債是妾之願也辭氣哀惻淚與言俱下至誠之所至無不感通屋主愍而給金於是供養倍篤其自奉益約稍々積贏些錢以償其債云故有今命嗚呼孝之大者可以傳于天下後世矣夫老萊子王驥之行世以爲美淡今也小女子而行之豈不蓋世考談乎哉

留別淡島舊友

思鄉日夜不平々。匹馬蕭々出淡城。此去莫言半途廢。故家有老倚門檻。

渡鳴門海

天霧鳴門靜浪濤。櫓聲々裏蒿子勞。蓬窓却嫌風帆白。穿眼越山雲外高。

寒月郊居

猶愛今宵寒月圓。郊扉獨酌亦陶然。洛城月下江樓孤負十五年。

先妣三周忌感懷

春雨秋風移歲華。大祥忌至只嘆嗟。空掃墓前何所奉。一炉香篆一枝花。

墓前又值暮春還。流水落花情不閑。憶起往今日事。中心愴々淚潛々。

聞雨

一夜枕頭夢巨成。茅軒寒雨猶關情。江湖曾聽蓬窓夢。滴破鄉心是此聲。

春草

一雨池塘翠。何須入夢頻。他時相化後。伴否讀書人。

雨後言懷

聞得空階滴々聲。々々欒夢復難成。閑愁如草人無識。一夜靜中和雨生。

題赤城義士報仇之圖

皂服振々衣號寒。吹笳雪裏幾辛艱。一宵報得君家仇。四十七人同鐵肝。

正

如水 中西德
伏乞

晚秋月

仲秋雖異暮秋天後月猶前月圓同異在人看冷暖月兆端後又娟前

登高

九日東籬菊臨開。龍白右人到。杯登高風俗予難謝。醉夢踏雲越嶺回。

右越山々下隱士

不用巖居隱姓名。老潛灌々世虛忘。有人若問我情事。笑指水雲閑與忙。

中西蓋山老人

組頭庄屋住友三十郎氏に送る。（天保年中）

住友氏有弄璋之舉問名於余々曰古名有五信義假象類也意在何與曰撲奚不隨乎余曰古之祝云壽富而使男子多若今富而男子多壽考亦必可期矣又能觀其兒則如圭如璧溫潤可愛焉必及長可保介父兄能齋其家

者哉於是余謂家人之卦六四之辭云富家大吉今者此兒輒第四男也故假此象取富吉二字以愈焉又竟之於五行配當之說則富唇音去聲字而乃當水斯兒之姓木也應水生木所謂大吉哉頌曰斯木即南山之松栢不齋不崩萬壽無疆云

中西震拜撰(中西周平)

以下は原田武一郎翁の調せしものである
名力士相生の一本は相撲道に於て其宿志を達したれば高越權現の神前に左の句を奉納して以後相撲を退隠した

朝顔や百日紅は耻多し

鹿児島政明の歌道等にすぐれたるは人の能く知る所附錄として其著を出したればこれに譲らう

文	句	付	題	天にもひぐく	つまづくさしはま
武中作左衛門	大熱		同	おくも氣がかり	盛り酒
同	つうごうる	松丸おぶたげた	同	かゑてある	松茸山
同	山から引出す	きやはんの紐	同	これから	空たる
同	さしおゐたり	諸國の來狀	同	よめゐによつて	はかりみかん
同	もを目か見へぬ	古尺	同	おいてゐる	質利息
同	手に手をとつて	醫師の診さつ	同	むねにせまつて口へ出ぬ	一穴の茶出
同	おゐてゐる	あぐる帆	同	それしたこと	くろむ乳
同	立ち別れ	つどき繪のぼり	同	つむたりさしたり	酒のあゐ
同	よせつけす	遠う淺	同	はれて見せたい	雲間の月
同	ついたりさしたり	蝙蝠傘	同	匂ひが高ひ	稻の花盛
鬼瓦	世上の人を下に見る				

川柳

團子

子

珠

の

散

人

子(粉)てあれはとひもすまゐに團子かな

此の句は花嫁(十八才)舊七月七日朝團子をこしらへたるに姑が云ふに團子の數がすくないと云ふて、嫁をいじめるについて。よんた

缺禮に就て

元日やきかへなき身の蝸牛

大正五年に貧乏て元日に姻禮に行くこと出来ぬからハカキに此の句を送りた

觀

櫻

寶積む寺の櫻の花見かな

此は明王院の寺號寶積寺と云ふ

狂歌

龍

澤

御上から新て(死)しまべといふけれど舊(灸)かきくのて新て(死)しまえぬ

之れは維新後明治初年に舊曆を廢し新曆によりて元旦を迎へよとの御布令をちなみて

驅馬

歌人

不明

飛梅(馬の名前)をぬくとは誰も白菊(馬の名前)の南北ぬけた人は有隣(初人有隣氏)

芋や難炊さながらに持もはすかし今日は御無沙汰

此は明治十四年頃村會議員て不參屆のかはりにだした歌です

貧乏 江崎默堂
三兩(山梁)の質に(雌雉)におゐたる三味線を孔子もひくや論語二あかり

歌本ならん

己か身志のこし浪いつしからこよみごともに立ちかへりけむ

還暦の年を迎へて
暑中見舞に送る

言の葉は海山越て通ひつゝ逢ねは戀し故郷の友

上人は其時若狹國小濱の寺に就職中

右返歌

三木春香

故郷の人の心は荒れゆくをよそになかむる人そうちめし
左の白石斬は宇山本平翁(天保五年)の作にて節付は徳島家中隠居赤堀翁なり依て赤堀節と云ふ盆踊に五ツ拍

子シバコミ踊と稱しモ斬はシャントセ／＼
こいはせかるな、うきよは／＼るま、ア、車、いのち、ながくわ、めくり合、みやこに、どうをき、もじ
すりの、ちかの、塩釜、しお／＼ご、をくしま、しらぬ、みたれがみ、ところは、よしやよし原の、
姉たよりに、はる／＼ご、尋ね、のほりし、かい、あつて、うきさせ、つきの、なつなしなみ、だして
ちうゑや、ア、はわさんは、いかどし、わたらせ、たもおぞや、きくいをわ、いまさらに、しやくを
まくおさゑて、とさんは、こその、さみだれ、はてしなく、きなえに、おぼる、うこくさの、花より
先え、あいなくも、なさけを、しらぬ、ものゝふの、やねばに、かゝり、またもをぞや、ヤア／＼、
そりやあ、まあほんか、どうしてこ、こうろ、みたるゝみやきぬは、はなふきなやむ、よあらせに、な
みだい、つゆのかぎりなし、いもどを、はたどうろ／＼、それのみならず、かさんも、おもきやま

への、そのうゑに、くにくをかけて、これもまた、やがて、むなしく、なりたるを、ちからおもお
姉さんの、いかゞおかをゝ、しらかわの、せきくる、なみだともどもに、すみ、ふる、のきばを、い
づるより、やつの、おくには、くわんせんおん、たいひ／＼の、くりきにて、どうぞ、おまゑに、めぐ
りあい、くさわのかけの、どさん、まよいお、はらして、しんせたく、ひなの、ながしお、ひとり
たひ、つらを、かなしさ、かず／＼おいる、やがてと、はかりにて、初めて明す、うきことの、末の
松山、なみこして、すでに、なみだの、たまり水、あねは、よを／＼、かほをあげ、とうき海山へだつ
れはとて、つらき、まくらの、ゆめみたも、知らざることの、もつたいない、なさ、せめては、ちうの
あだがたき、うつて、みらいの、たむげぐさ、こおと、わざならぬ、ふるさとの、にしき、つかに、く
ちやらん、かみの、めくみも、まつ嶋や、あわれ、ゑみじき、もをの、があたり、さんさのゑん 終、

以下も矢張原田武一郎翁の調べである

學

明王院(十五代)大阿遮梨快鑒法印(嘉永五壬子年入寂す)

同 (廿代)密嚴上人(大正十三年五月入寂す)

西福寺 呼換上人(時代入叔共聞調おらす)

川田村友松五人與第二代目原田大三郎は弱冠にして京都に上り梁川氏に就き學業を勵み壯年に至る歸郷し五
人與を被仰付學問としては經書軍學等には最も造詣あり然るに吉野川の直通論を主張し止まなかつたと云ふ
世人之を狂と稱したと口碑に傳ふ

五
編

五二

西川田穂穂神主中川惠齋先代某は國學を本居を師事したる其時代の國學者でありた武田武一郎翁調べの方言
左の通り

醫師

昔の醫士は草根木皮を藥餌に供した支那傳來の漢法醫にして殊に仁術慈惠を以て自ら任じ貧富を以て區別を立てず診察料も取らねば藥價も請けず正月と中元との二季に包んで来る患家任せの藥禮に甘んじ暮らして居つた棟附を見れば百姓役を勤め難い軟弱なる身體なれば醫師になるといふやうなことが段々見ゆる此中に手習師匠をした者もあつたらう

寛文十三年麻植郡西川田村棟附帖
小家 醫者但清學坊親隱居 休 是 歲六拾貳

此者譖州より寛永九年に罷越居申候野々村左門様御改之節も帖面に乘申者に而御座候
寛文十三年麻植郡西川田村棟附御改帖
高三斗六升六合

一壹家	いしや休	歲四拾六
壹人	休息弟子清	意同貳拾七
壹人	休息弟子三	藏同拾五
馬壹疋		

○腰掛

小家 いんきよ 平

壹人

内

同六拾壹

同廿七

此者名東郡佐古村の生之由父相果申由にて母召連まよい參三ツ子也休意養子にくれ申候

馬壹疋

但讀州者休意弟子

文化五年麻植郡西川田村棟附人數御改帖

小家 無役人尙作惣領 尚

此者父尙作當村に罷越候後別家仕居申此度棟附御改に付本家同斷身居被仰付度居懸住居仕罷在候内本家之儀は前書之通身居被仰付候得共身居無之尤尙三醫業に付南方所々に罷越居申棟附御改後病死仕後家勝浦郡小松島浦相稼居申此節棟附清帳御取調に付身居奉願候處御詮儀之上向後本人夫役脇指御免之無役人に被仰付旨安政五年被仰渡候右之懸當村に家無御座候(下畧)

文化五辰麻植郡東川田村棟付人數御改帳

小家 御藏百姓勝助忌外 原田省博 歲五拾七

此者前書覺次兄にて安永八亥年別家仕居申本家勝助同断上り知に相成候に付此度御藏百姓ご付上申候且省博儀病身にて農業難相調御座候に付御醫師坂東策菴様御弟子に罷成醫業稽古仕只今右業を以渡世仕居申候此度棟付御取調に付右之運申上候所御詮義之上御聞届被仰付醫業中其身壹人夫役御免被仰付旨被仰渡候且業中苗字御聞届被仰付候

人壹人同人妻子	はん	同四拾六
人壹人同人娘	吉	同拾七
人壹人同人子竹	ま	同拾五
人壹人同人太郎		同拾壹

文化五辰歲麻植郡東川田村棟附人數御改帳

小家 御藏百姓新兵衛忌外 中西有隣 歲四拾八

此者本家新兵衛同断上り知に相成候に付此度御藏百姓と付上申候且有隣祖父林昌儀病身にて農業難相調御座候に付醫師に相成其子玄琢義も同断醫業を以渡世仕□移り當有隣義幼少御醫師岡作□様御弟子に相成右業を以渡世仕居申候此度棟付御取調に付右之運申上候所御詮義之上御聞届被仰付醫業中其身壹人夫役御免被仰付旨被仰渡候且業中苗字相名乘申度旨奉願御聞届被仰付候に付苗字付上申候(中畧)

壹人同人子道次郎同拾六
壹人同人伊之太同拾四
馬壹正(中略)

文化五辰歲麻植郡東川田村棟附人數御改帳

小家御藏百姓嘉吉郎忌外

濤

菴

歲五拾八

此者本家嘉吉郎同斷上り知に相成候に付此度御藏百姓と付上申候且濤菴儀壯年より江戸表へ罷越醫業稽古仕其後當村へ罷歸り家無御座當村御藏百姓茂兵衛納屋を借相稼居申末清帳不被仰付内病死仕候(下略)

壹人同人養子繁藏

同貳拾九

此者當村御藏百姓醫師省博惣領に候所養父覺次男子無御座幼少より内分養子に相成男子貳人出生仕居申此度棟附御取調に付不行着之段奉恐入有体申上居懸り養子に奉願候所御詮義之上御別義を以御聞届被仰付御郡代稻田武七様渡部一左衛門様より繁藏並に出生之男子共居懸御暇御詮文頂戴仕覺次家督相續之養子に罷成候

壹人繁藏妻しゆん

同貳拾六

壹人同人栗

吉

同六つ

壹人馬壹正

藏

同三つ

明治五年壬申戸籍中には左の通り

四十三番屋敷の内借宅住居

父郷醫師民部亡

醫一生原田省博

三月十日壬申年四十三

父郷醫師良平亡

長男堅太郎

二月五日同七

明治十九年二月五日生

長男良

壬申年十四

醫師父周平亡

生原田綾太郎

壬申年三十九

父周平二男

中西有隣

中西清七

○乙亥には清七は清一である

履歴書届

中西有隣は幼少の時寺子屋師匠貞五郎に就き手習稽古し十五、六才にして明王院住職大阿遮梨快鑒法印經書を學び弘化四年二月より嘉永四年九月まで徳島御典醫山口玄機に從ひ漢流内外科學研究生同年十月より安政二年三月まで淡路國溝上玄清に從ひ内外科學を九年二ヶ月間研究安政二年四月より麻植郡川田村にて開業

明治八年九月

中西有隣印

第五大區戶長當亥九月四十才八ヶ月

筒 井 萬 有印

名東縣權令古賀定雄殿

川島小學校一等授業 中 西 有 隣

職務差免候事

明治七年五月五日

都合有之醫務傳達掛差免候事

明治十年二月十五日

明治二十九年十月二十二日徵兵參事員を囑托す

同三十年八月二十四日同上

麻植郡川田村員外一番邸

麻植郡川田村々會議員に當選相成候事

明治十七年七月十日

麻植郡川田村戸長 藤 村 誠 一 郎

九百十九番屋敷居住

父立張亡

壬申年五十九

醫 生 江 崎 周 堅

長男 宜 市 郎

同二十八

○乙亥戸籍に宜一である其長男に恒人明治十四年一月廿五日生る又符箋あり

村中に英でゝ奇特者なる□□明治十一年八月八日金五十錢賞賜あり

(江崎氏)隼人(天保頃讀岐より来る)尙 作 尚 二

周 堅 宣 一 恒 人

(中西氏)仙 安 玄 琢 有 隣 啓 亮

周 平 有 隣(喜一) 清 一

節 達 也(分家)

○有隣の墓碑文は教育の條に出した

(原田氏)省 轉 民 部 良 平 有 德

(明治五、六年頃東京行)

福岡大學卒業醫學士

眼科及內科 三 木 熊 二氏

大阪醫學校昇格年ノ卒業醫學士

內 科 中 西 節 也氏

免許醫士

內科及婦人科 長 井 元 江氏

第五編

河原文粹もあつた馬醫として原田秀助あり又獸醫として土肥俊藏あり其子九藏で絶えた

現代開業醫

大阪醫學校昇格年ノ卒業醫學士

內 科 中 西 節 也氏

免許醫士

眼科及內科 三 木 熊 二氏

福岡大學卒業醫學士

眼科及內科 三 木 熊 二氏

免許醫士

五九

麻植郡町村聯合會々員申付候事

麻植郡數町村聯合會議員

原田好次郎

田氏

明治十五年十一月九日

徳島縣阿波麻植郡役所圖

相撲

相撲は國技である一本については阿州奇事雜話中に「相生神力」と題した記事もある本町内に得たものに依てかく

一本 一本が角力に入ったのは或時徳島城下よりの途中名東郡國府宮に夜相撲があつたに出會つた興に乗じて一番取つたが其始めであるさうな而して一族中には却々強者があつた北島の原田家へ藩主の御成りがあつた時お目通りして鹿角を切つたこともある又一本の妹が名西郡上山に嫁した養母入浴中にはかに雨降る妹女直ちに其風呂呂ごし之を抱きて家に入つた養母曰ふ女子は仮令力ありても出すべきものでない誠めたる後真綿百匁を束めて捻ち切り見よと云ふ試みしが力及ばざりしに養母は之を捻ち切つたと云ふ此母は一本の妹以上の腕力であつたさうな一本上阪中紀州侯お抱の日本關の力士と取組み勝を得た紀州侯一本を抱へんとして阿波藩主に要求した阿波藩主は本人の意志にまかすと依て紀州侯一本に其意に従はしめんとした一本堅く辭して受けなかつた一本は興頭庄屋も勤めし人にして其威氣頗る強く阿波郡林村などとの爭議あれば是非は姑くおき必ず敗北して歸るべからず其後の始末は私に任すべしと此威氣は興頭庄屋の權と相待ちて自分分の居宅を建築の砌其木材を取寄せるにも人の田島なごの事は少しも眼中におかず一直線に道をつけ引取つたか誰一人一言も口外するものがなかつた又半里もある北島に芝居があつたが其拍子木が病氣の時耳さわりなりと芝居指笛を命じた居宅の横道を山通ひする馬等を通らしめず一山北手の所に其通路を作らしめたこ

ともあつた

一本(紀州侯より拜領名)は通り名となつて居るが本當は相生といふのである一本廿一歳の折讚州の金毘羅に參詣した時勸請相撲があつたから飛入に相撲を取つて連勝した其時大關の相引森右衛門梯木曾之助の両人が斯道に入ることを勧めたので遂に相引の弟子となることを約した廿二歳の春愈郷關を出でゝ相引の門に入らんと先づ高越大權現へ一七日の參詣をし其上下五十本の丁石を運んだといふ此の祈願は天下一大山次郎右衛門關を倒すためであつた入門の後相引の名より相生と名乗つた漸らくにして幕内に進んだ廿三才の時讚州金毘羅に勧進相撲があつて西の大關大山次郎衛門を倒す者が天下になかつたが相生の怪力に大山は遂に敗を取つた元祿十六年一本の相生廿四歳の時再び大山を投げ更に大關鏡山に勝つた紀伊侯相生を四十人扶持を以て召抱へんとしたが應じなかつた高越大權現の神前に「朝顔や百日紅は恥多し」の一句を奉納して相撲道を退隱した一本は延寶六年庄屋住友五助の家に生れ幼名宗徳と云ひ長じて五右衛門と稱し相撲道退隱後治左衛門と呼んだ同家の墓地に持證院蓮道義翁居士寶曆五乙亥年七月二十九日入寂七十七才俗名住友治左衛門正輔左側に長子住友嘉七郎正武建立之であるは即ち其奥津城である

劍山は嘉永六年川田村に生れ熊十郎と名づけた後上浦吉原家の養子となつた拾五歳の時大阪相撲年寄稻川政右衛門の部屋に入る名乗りを響矢と稱したが始め小車と稱した其時相撲に敗を取れば涙を垂れて氏神へ參詣したといふ思ふに神願かけて迄も角技の上達を祈つたものと見える數年ならずして大關に昇進した明治十四年東京組に加入し同十五年六月劍山と改めた暮内張出客分となり次に小結に昇り同一月場所に大關同廿五年病のために退いて年寄となり武藏川を襲名して武藏川谷右衛門と稱した明治四十四年五拾八歳に逝いた劍山の父は川田村の產鶴ヶ濱である

競馬 馬

競馬は二様の意義がある藩としての方策は軍事上の用意で他は自家勢力の表示である故に隣保の遷詰村の檢地帳を見れば糠料や藁料がある海部郡三岐田町の文書に飼葉料がある那賀郡坂野村の文書等に田銀といふのあがる之等は飼馬用の験物である斯く貢租以外に徵集して武士の乗馬等の飼育に使用したのである馬場が直線式であつたといふのは突貫のために練習するに歸因した又一般飼育側よりせば階級制の嚴なるの世如何に巨万の富をなすも身は之れ一介の百姓である而して現時の如く新聞等の如く自己の經濟的威力等を廣く大きく世に宣傳する機關といふものが無いそれで良馬を飼育し之れの附屬品等に善美を盡し乗り子、口取、なぞ澤山の同勢で乗り込みお注連でもひくことなら阿波國內の隅々まで馬主の名が知れ渡るわけであるそれ故に之は全く富豪の廣告的手段で徳島の盆踊の名物となつた原因中にも以上と同様の意味がある

原田武三郎翁の調査に依れば

眞力 天保代 飼主 三木熊兵衛(當代安太郎)

此眞力は却々怜憐であつた讃岐へ賣却したるに三度もかへり遂に戻りたるにより三木家で斃すと云ふ

九十三才住本住藏談

△ 上 天保代	飼主 三木熊兵衛
川 天保代	工藤佐五郎(當代工藤知三)
菊 天保代	中西 有隣(當代達也)
東 銅主	工藤 喜平
白 同	兼松 勇吉
東 同	原田利三郎
田 同	工藤善右衛門(當代工藤惣三)
久 同	
利 同	
同 同	
現况傀儡子人形	

剣道に秀たものには原田小次郎、小川文之丞、池本又太郎、池本宗太郎、等があつた
いづれも故人である

又打毬としては工藤粧平、原田小次郎、原田長久郎、黃田基太郎、工藤稱一郎等があつた

生花としては原田虎藏、工藤謙太郎、原宇平、尾坂晴治郎等があつた今は工藤一郎、谷頬三郎がある

現況傀儡子人形

人形遣ひは傀儡子「クツツ」である藩制時代は大体歌舞妓は出來なかつたが豊年祝等で村々に人形芝居が出来た本町にも昔あつて一時源之丈といひ却々盛んであつたが近頃其座を阿波郡へ賣却したから今はない
豊竹小鞠太夫は川田村の人幼年徳島市新町橋筋郡辨右工門(陶器商)の召使となりし時一口淨瑠璃に甚た妙味あり或時友人等富田町某樓に遊ぶかねて知れる老妓が一年を得て養子にせんしたが其の友人等此時郡辨の彼の事を談じたので遂に養子となし大阪に遣し鶴澤清六に添書して依托した鞠太夫の門に入り遂に小鞠太夫の名を師より授けられ業成つた徳島二軒屋町免許地にて於ける芝居興行の時招かれて三勝を語つて大入十二日を續けた此時の三味線は鶴澤清六であつた小鞠は明治の世になつて故あつて殺害され大阪天王寺に葬られた

豊竹い太夫は川田村森内榮之丞の弟龜吉齡十一才の頃川村友五郎に淨瑠璃を稽古し頗る妙味あり十八才の時大阪に上り豊竹駒太夫に就き於着春傳兵衛の切を壹年有中も操返し怠りなく練習し其時は小龜太夫二十二三才頃師の許しをうけると共にい太夫との名を授かり各地に興行中出雲國松江町に足を止めてゐたが餘りに音曲が妙味なりしため殺害せられたりと云ふ時明治二十四年一月十三日法名覺性良心信士行年三十一才

明治五年壬申戸籍に

父仲右工門亡

雜業三味線指南 川村友太郎 壬申年四十

長女と

貳

原田武一郎翁談に音樂家に原田小次郎、工原謙太郎、小林九平、原田宇八、尾坂晴次郎、工藤尉平、工原稱二郎、尾坂宣三、山尾修があつた

兵事

藩制時代は兎に角も士分なるもの散在し何んとなく心強い所もあつた而して外國との關係は未だ影響なく泰平であつたからよりが第二編の卷頭に述べたる如く世は増え騒然たる折柄前々相當の身居を持つたものも遂に士族といふ肩書のみとなつた原田小次郎は元治元年正月廿六日に國境御固め麻植阿波御番手検査被仰付明治二年十月五日郷兵隊取締被仰付明治三年六月十三日麻植郡監察被仰付同四年正月晦日士族世話役被仰付られて居る維新後小高取以下先規奉公人權下奉公人等が士族等の身居で軍役錢の徵發された且つ之れに關する文書の但書は

平素農間村内等に於て有志之者申合勝手に練兵執行いたし護國之心懸専要たる事

とある此時に當り原田家は資力にまかせ兵器を購入し武器庫を起し志士を集め毎日練兵を行つた其場所は高越北山腹の今も調練場と稱する地は即ち之れである此の恩賞として左の文書がある

原田小次郎

多年武事心懸厚兵器等許多之嗜も有之趣に相聞奇特之事に候依之爲其賞軍服羅紗地指遣候事

辛未十二月

軍事掛

先是稻田騒動が起つた稻田家は多年經濟的威力の充満に任せ多くの人才的家臣を有した那賀郡櫛淵村伊勢氏年譜中に藩主重藏（大谷さん）の時

軍事掛

佐々木輝輔氏藏
佐々木輝輔氏藏

(佐々木輝輔氏藏)

家中の祿を平均し格々に因て一平にす國老稻田九郎兵衛高一万石に減し大名格と號し須本城代とす云々

とあるかゝる事より淡路の須本で蜂須賀氏の城番をしてゐた稻田家が明治維新に大名格にならんとし蜂須賀氏を超へて中央政界と直接に交渉を開始した其極淡路を自己の所領と唱へ蜂須賀氏と分離し諸侯の列に坐せんとした又中央政界にも之れは承認せんとする傾向があつた之れに義奮し稻田家を討伐せんとしたのが此騒動であつた江戸にあつた蜂須賀藩士は急早歸國し議は決し猪尻の稻田家征伐の隊は西に向つて走つた此時原田家は一種の前衛的屯陣であつたやうである。

その後左の文書がある

囁麻植郡川田村兵務世話役

明治十九年七月廿日

佐々木輝輔氏藏

帝國在郷軍人會川田町分會

明治三十六年九月創設

會長 憲兵特務曹長 露口官平 明治三十七年十一月死去

明治四十年 陸軍歩兵少尉 真鍋儀一

明治四十一年 村長 尾形忠三郎

明治四十三年十一月三日帝國在郷軍人會組織せらるゝや四十四年二月七日分會規約に因り役員會召集帝國在郷軍人會川田村々會改稱す

明治四十四年二月二十三日

分會長 陸軍一等計手 住友甚一

分會副長 陸軍歩兵軍曹 川端朝太郎

評議員事 楚田根文兵衛
濱口俊吉 漢柄地長
佐藤伊三郎 原田伊五郎
佐藤景行 大宇山春治
大坪龜吉

大正二年三月七日改選
分會長 輛重兵少尉 濱口俊雄
川端朝太郎 住友甚一
佐藤景行

評議員事 住友甚一
山根文兵衛 楚田文治
三木善吉 石本安一
原田義一 大坪龜吉
宇山春治 川端龍太郎

第一回招魂祭典を大正二年五月四日八幡神社境内に於て執行

大正四年二月十一日役員改選

分會長 濱口俊雄
川端朝太郎 住友淺次郎
原田岩吉

評議員事 大坪龜吉
山根文兵衛 橫田文治
川端朝太郎 横田文治
梯伊三郎 住友甚一
原田義一

大正四年十一月大正天皇御大禮觀兵式に代表者濱口分會長參列會旗に紀念綬を授與せられた

大正六年九月十六日改選

分會長 濱口俊雄
住友淺次郎 住友長八
山根文兵衛

同年八月十三日役員會に於て忠魂碑建設を決議した

大正八年三月二十一日字八幡造林地に桐苗植付をなす

大正十年三月忠魂碑建設の件に付評議員會を開會し左の通り工事監督委員を薦定した

三木善吉、佐藤景行、工藤多平、中野彌平、原田岩吉、岸上久一、岡田九平

忠魂碑建設を美馬郡脇町小笠原一に請負に附す

分會理事に中野彌平就任す

忠魂碑大正十年十月十日落成

大正十二年四月十八日招魂祭典執行

大正十二年九月關東地方大震災に義捐金募集醸出に因り帝國在郷軍人會長より表彰せらる

授與して其美舉を表彰す

大正十三年二月十一日

御下賜金を拜受す

關東地方大震災に當り地方諸團體と協力し多額の金品を醸出し救護事業に努力し其功績顯著なり茲に褒狀を授與して其美舉を表彰す

大正十三年四月招魂祭典執行

大正十三年九月關東地方大震災に義捐金募集醸出に因り帝國在郷軍人會長元帥陸軍大將正二位勳一等功一級子爵川村景明

褒狀（寫）

同年十一月御下賜金にて桐木苗を購入し第二回植付をなす
大正十四年十二月招魂祭典執行

昭和二年四月招魂祭典執行

昭和二年四月五日一等機關兵曹住友清治郎分會副長に就任

昭和三年四月二十二日招魂祭典執行

同年十二月二日御大禮觀兵式に代表者濱口分會長參列御親閱記念綬を會旗に授與せられた、

在郷軍人	昭和三年十二月現在	
將區	陸軍	海軍
別校	四人	○
兵下卒	三人	
兵	○九人	
補充	二一〇人	
計	五三六人	
		一人
		七人
		○
		八人

長らく太平洋の一隅に平和なる桃源の地としてあつた帝國も遂に世界の舞台に出て強國の一となつたのは明治廿七八年同卅七八年の両戦役の爲めである此時從軍の士は左の通りであるが護國の鬼と化した人々の芳名を記したい

明治廿七八年戦役從軍者十九名

同卅七八年同九十八名

明治二十七八年戦役出征軍人

原早原柴西前藤富三真須松伊住田雲田	谷多兵衛	横田常三郎	原田幸助	藤露原祐市
佐藤利市	河野安一	後藤田喜三郎	口幸吉	宮内紋十郎
佐藤元市	吉田忠平	三木吉之助	市楨之進	貞野八十郎
佐藤利市	吉田忠平	角太郎	住友岐九郎	内田伊五郎
大西佐藤利市	吉田忠平	角太郎		
明治三十七、八年戦役出征軍人				
久米川雲田坪上藤藤木西原本田鍋本	原田嘉一郎			
源兵衛助一助七一藏七一平	富田忠平			
後藤田木村本川口田雲田田田	原田平吉			
喜三郎甚之丞吉平治吉藏助	吉田平吉			
佐柴宮豆荒森原吉佐吉大三原原	原田伊五郎			
藤田内成潮田田田坪木田田	善兵衛			
審福紋十郎浅文彌泰利儀萬卯之八	平吉			
一一郎				

第五編

原 黃 住 森 吉 犬 寒 石 友 寒 三 吉 岡 三 橫 鹿 原 露 藤 藤
田 田 友 田 田 伏 川 本 川 川 木 田 田 木 田 田 田 口 友 森
萬 五 郎 幸 太 郎 岐 九 郎 延 治 郎 武 平 清 之 稲 茂 十 郎 勇 助 一 茂 角 太 郎 榮 一 吉 音 五 郎 文 兵 衛 彌 太 郎 梅 吉 高 之 進 豊 市 半 幸 一 藏 助 平 第 五

編
藤原真原原岡横岡原岡浅犬三犬浅岡原原岡石犬
森鍋田田伏田尾伏木尾伏木本本伏木本本伏木
安茂貞太祐誠助保善關新才佳儀政準
庄次郎小三郎藏一郎一一吉八也助一一郎一
吉助平一郎藏一郎一一吉八也助一一郎一

佐岡露真工住石横原増細大原富豆原谷原三住
藤田口杉藤本本田富江坪井本成田田木友
半佐清吉文兵衛常幸六富龜縫周福正倉重岩富
平太郎三郎三郎一助平次吉太郎三郎市平吉吉郎

藤岡山河 横岡山河 藤
友野本田 田本野 友
川木田 木田本 友
川上田 上田木 友
藤岡馬 井上田川 友
川岡藤 岩木川 友
下島田 川木田 友
佐林貞 久岩兵 友
三郎政太 岩兵森安 友
藏吉郎 幸兵森安 友
一平八郎 一平三郎 友
一二藏吉市 吉市一郎 友
一平藏吉市 吉市一郎 友

森北 森三 森前 前森 安富 原中 貞藤 貞小 宮原 梶原 守住 守原 田原 田原 木田 木田 原内
原田 田野 川野 林本 田原 田友 本田 田木 田木 喜三郎 喜七郎 嘉七郎 彌三郎 六
吉政 太郎 平 総解 一 峯太郎 助慶 八十郎 次平 次平 一平 富三郎 正平 喜平 嘉平

清國盛京省望臺北麓附近	同三十七年十一月二十六日	勳七功七	歩兵	軍曹	横田	新之助
清國青泥窪兵站病院	同三十七年十月二十六日	勳八	歩兵一等卒		岡	
清國盛京省東鷄冠山	同三十七年十一月二十六日	勳八	歩兵二等卒	藤村	正木政市	勇
東砲臺附近	同三十七年八月八日	勳七功七	歩兵一等卒	佐藤	和田政市	茂
廣島豫備病院	同三十七年三月十一日	勳八	歩兵	軍曹	工藤	一
清國盛京省小孤山附近	同三十七年八月八日	勳八功七	歩兵	伍長	藤戒	
清國旅順天王山	同三十七年十一月二十六日	勳八功七	歩兵	伍長	木政	
清國遼陽戰	同三十七年十月十四日	勳八功七	歩兵	伍長	佐藤	
清國鴨綠江干井子西方谷地	同三十七年八月三日	勳八功七	歩兵	伍長	慶	
清國劍山附近	同三十七年七月三十日	勳八功七	歩兵	伍長	一	
清國青泥窪兵站病院	同三十七年九月三日	勳八功七	歩兵	伍長	藤森	
清國馬群冊東方高地	明治三十八年三月三日	勳八功七	歩兵	伍長	準	
清國盛京省馬群冊東方高地	同三十八年三月七日	勳八功七	歩兵	伍長	市	
清國盛京省奉天兵站病院	同三十八年九月四日	勳八位勳六功五步兵少尉	歩兵	伍長	原田	
清國盛京省望臺北麓戰	同三十八年一月十八日	勳八功七	歩兵	伍長	早雲	
清國盛京省馬群東方高地	同三十八年三月七日	勳八功七	歩兵	伍長	幸平	
西伯利亞尼古利斯克	大正十年九月二十六日	勳八	砲兵	伍長	佐藤	
西伯利亞	大正十年十二月十三日	勳八	砲兵	伍長	善兵衛	
		勳八	砲兵	伍長	田	
		勳八	砲兵	伍長	利喜太郎	
		勳八	砲兵	伍長	須恵元市	
		勳八	砲兵	伍長	京野恒夫	
		勳八	砲兵	伍長	寒川喜一	

警

保

の儘であつた其上に制道役が置かれた其時德島縣廳内に置かれて警察及び裁判上の諸事務を執つた聽訟課より出され達書に

賊召捕候上は制道役手許に於て拷問を不許一通り取糺之上都書認め用掛之奥書に而可申出候事

辛未九月十七日

聽

訟

課

と見えて居る之れは制道役への書附で用掛に向けの達書には

一賊召捕候得は制道役手許に而拷問を不許一通取糺之上都書に認め用掛之奥書に而縣廳へ可指出事

一用掛之了管を以制道役への達書を用掛へも知らせたもので後段は用掛の權威を以て制道役を呼

との二項が見ゆて居る前段は制道役への達書を用掛へも知らせたもので後段は用掛の權威を以て制道役を呼
附ける事はならんと用掛へ注意したのである此年九月番非人は廢止となつても大抵制道役の下に屬して下制
道役となつて以前と類似の勤務をして居つた明治五年十月制道役は廢止となり遷卒が置かれた當時遷卒本屯
所は縣廳内の北長屋にあつて遷卒の上に遷卒總長を置かれ遷卒監督の任に當つた斯くして其地方の警備を掌
り警選の任に當つた明治六年各大區に遷卒出張所が置かれた本郡は川島に置かれた同七年遷卒を巡查と改稱
したが同年九月廢止警選を置いた此時川島出張所は屯所となり小區に警選分屯所を置かれた大區長は警選長
を戸長は同副長を兼任した

原田小次郎

右者儀此度東川田百姓共村方取立高尾莊十郎江對願立之儀に付村方騒擾いたし候に付檢事始會出張候
處彼者儀右出張崎におむて晝夜奔走百姓共手前說得向厚骨折せし免畢意實意徹底いたし候處より百姓共

一枚納得人氣落合候様相運候段彼是尤之心得方に有之候此段申渡候事

七月十二日

岸副主事

此の文書或事件のために取立と百姓との間に爭議生し莊十郎入牢してついに世に出でなかつた

第五編

七三

警邏申付候事

明治七年九月廿五日

名 東 原 田 好 次 郎 縣

明治八年一月警邏を廢し再び巡卒を置き此時縣下に四ヶ所の屯所を置かれた此時此地方は第二屯所の名西郡石井に置かれた明治九年二ヶ所の大坂警察出張を置れ石井は廢せられて本郡川島其第二出張所を置かれた同十二月大阪警察阿波國川島出張所改稱なつた同十三年脇町管區となり山崎に屯所が出來同十四年十二月川島に警察署が置かれ山崎は分署となつた明治廿一年三月各町村に巡査駐在所が出來た

東部巡査駐在所

*明治二十五年頃に中野又之助の別荘地の所にあつた川田橋畔に臨時移り

*明治四十一年一月二日寄附に依り建築し同年五月五日竣工した建物は現町有なり

中部巡査駐在所

(未詳)

西部巡査駐在所

明治十七年頃に副戸長三木徳太郎發案にて川田村内に消防組合を組織し全村を數組に分ち規則拾數條ありたれど今はなし其後引續き今に至つた

交 通 消 防 組

明治廿三年六月當村駐在所なかりしを以て黃田基太郎高久文三郎中川千座主催となり百十圓を以て字川田市七十七番地に建設し十月十一日落成した同四十四年四月字船戸に移轉し大正四年十一月川田二百十一番地の現地に移つた

船戸、花折のことはすでに云つた瀬詰村の地稱に一里松といふ所がある元祿十二年瀬詰村御檢地帳にも一里松といふ地稱が見える一里松は一里塚とも云ふ慶長十七年に一里塚を築かしめたに起因するである一里は古代は我邦も五丁一里であつたが和漢三才圖繪には案倭一里者五十町其一町六十步其一步六尺五寸也諸國記之說大概合焉中古以來三十六町一里(其一步六尺)當華六里云々とあるこれとても所に依つて一定せぬやうである此五十町を以て一里とせし時代は詳でないが足利氏の中世既にあつたやうである阿波國では三十六町一里を採用せしは天正年間で其後別に變更せしと聞かないことを以てせば俗間に五十町一里と呼ぶは往時の名残である此の一里松、船戸の線が此の地方に於ける道路の幹線である傳馬のことは既に記したが川田の傳馬は瀬詰の一里松を起点として命令に依て集合し掛役人の指揮に従つたものであるこれより拜村まで行くのに此所に繼場があつた明治維新後傳馬は廢止せられ其公務に差間を生じた原田武一郎翁の談に依れば之れに代るべきものが置かれたことを小供の時にあつたやうに思ふと云ふ那賀郡坂野村若槻精一氏所藏文書に依れば今般驛遞御取立に付而者傳馬廢止に相成然るに驛遞なしに而者横送候狀持之儀指支候に付爲試狀番所川北(那賀川の)に而者中庄、大京原貳ヶ所出來富岡は御仕立狀富岡、大京原へ指送最寄村々へ大京原より相送いたし云々

之れには少しく練習したものと見えて「尤先二三四與三ヶ月取行試候」とある其送夫賃狀持賃共に八厘送り賃四分才判賃但し取替賃利足蠟燭等とある

而して川田郵便局開設以前は山崎郵便局の配達區内で電信も同断であつた

渡場としては寛文十三年麻植郡東川田村棟附御改帳に

高貳石七斗四升

一壹 家 渡 守 太 郎 左 工 門 同三拾壹

壹 人 太郎左工門子 左 次 左 工 門

第 五 編

同 左次左工門弟 所 左 工 門 同貳拾七

此者慶安六年御給人長谷川越前様駆出奉公人に被成御用之節は□□□可居申候
(下署三人)

とあつて渡守として認めてある

川田名跡志に

岩津 船戸同所地名なり川田邑御檢地帳面に岩津と云字の地名あり船渡場の邊なり若い渡守川田邑に住居せしか近世川の北地西林邑に渡守住す此故にや岩津と云名西林邑の宮の上邊の地名のよそに諸人思にや唱え侍る事に成ぬかの所にも岩津と云地名あるかはしらす川田邑に岩津と云地名古く唱えたり

慶長棟附御改帳に岩津渡し一人と川田村の帳面にあり

斯く考へるは尤もであるが岩津は元は川田村の枝村である道路は阿波國郡村誌には

徳島往還 舊二等道路本村東の方瀬詰村境より南の方川田村境に至る長貳拾五町幅壹間壹尺

村道 舊三等道路本村南の方川田山村境より北の方阿波郡東林村境に至る長三拾町幅壹間壹尺

村道 舊三等道路本村西の方川田山村境より乾の方阿波郡西林村境に至る長壹里八町幅一間一尺

岩津渡 (記事に脱漏あれども北島渡と比較して判る) 阿波郡西林村に渡る幅壹町水淺く船壹艘私渡

北島渡 舊三等道路に屬す本村元標より東の方拾五町にして吉野川下流にあり阿波郡東林村に渡る幅壹町水淺く船壹艘私渡

又橋梁としては阿波國郡村誌に

末國橋 舊三等道路に屬す本標より巽の方貳拾八町にして川田谷中流に架す長三間幅貳尺木造

川東橋 舊三等道路にして本村元標より東の方貳拾六町にして用水溝中流に架す長一間壹尺幅五尺石造

中御前橋 舊三等道路に屬す本村元標より巽の方貳拾五町にして川田谷中流に架す長拾壹間幅貳尺木造どある岩津渡場は船渡にては其不便なる折柄徳島人山越仲藏なる者之れを船橋になさんと巨額の費を投じ將に工事完了せんとする際大洪水橋材流失し再び起工するものは今もない明治十三年頃のことである鐵道の布設は徳島市より吉野川南岸を廻行して本町船戸に達する廿一哩餘を以て本縣下の噶矢とする而して當初は徳島鐵道株式會社の經營に係り工費百五拾六萬圓餘を投じ明治三十年起工同三十三年竣工同卅九年三月鐵道國有法の發布せらるゝや政府の買上の所となつた始めは終点を船戸驛と稱した其驛を現地に移轉し川田驛と改めた又近頃自動車の發達も非常なものである

主 要 道 路

- 一、縣道奥ノ井湯立停車場線は本町宇奥川田ヲ南北ニ貫キテ字井上ヨリ川田川ヲ横斷シテ字川東ヨリ翁喜臺ニ至リテ山瀬境ニ入ル延長凡ソ二十五丁幅員二間
- 一、縣道井上停車場線ハ字井上ヨリ字町南北ニ貫キ字片岸ニ至リ字川田ヨリ西ニ走リ川田停車場ニ至ル延長凡ソ三十丁幅員二間
- 一、縣道德島池田線ハ字北島山瀬町堺ヨリ吉野川ニ沿ヒテ字一里塚ニ至リ美馬郡穴吹町ニ境ス延長凡ソ三十一丁幅員二間
- 一、市初湯立停車場線ハ本町字旗見ニ入りテ南北ニ走リ字石堂ヲ經テ字川東ニ於テ奥ノ井湯立停車場線ニ接續ス延長凡ソ十五丁幅員二間

町道ノ道ナルモノ

路 線 名 路 線 起 点 路 線 終 点

第一翁喜台線

字翁喜台縣道

翁喜台青木線

同

山瀬町大字瀬詰字青木

湯立向坂線
祇麥宮原見地線
旗原地線
奥川田烏居原線
村雲線
川田川線
北島線
瀬津線
大石橋
町越線
北島縣道
字市久保縣道
天神線
川田川線
種穗線

潮光寺の隠居は明治當初山路方面の道路が頗る悪いのを憂ひ其道添の地(平野鍋吉氏の先代の所有)を單に案内のみにて直ちに谷に鞆橋を架した其後彼の大石橋を造るに至つたが鞆橋は此地方の奇觀であつたから孰れも今に惜んで居る

徳島縣川田郵便局

創設	明治三十四年十二月二十日
位置	麻植郡川田村船戸百四番地
事務開始	郵便爲替内外國貯金
	明治三十四年十二月二十日 明治三十四年十二月二十日 明治三十四年十二月二十日

電小包	明治三十四年十二月二十日
信	明治四十四年一月二十一日
電保	一時寄附金貳百五拾圓ヲ以テ設置
險	大正五年十月一日
話	大正十二年十一月二十一日
年金	一時寄附金參千貳百五拾圓ヲ以テ架設
特設電話	大正十五年十月一日
局舍移轉	昭和三年八月十六日
集配區域	明治三十七年六月十一日 麻植郡川田村字船戸五十番ノ一二移轉 大正十二年十一月六日 麻植郡川田村字川田百二十二番地ノ一二移轉現在
○公衆電話架設附	明治四十四年一月工事用物品一切ヲ高見文三郎寄附ス
○電信架設附	(拾圓以下省略)
局長	壹千圓 川田村 八百圓 林町 七百圓 高見文三郎 貳百圓 原田善三郎 百五拾圓 郡是製絲會社 六拾圓 高見文三郎 伍拾圓 黄田傳次郎 參拾圓 阿波釀造會社 參拾圓 西條助太郎 貳拾圓 山内勝太郎
高見文三郎	明治三十四年十二月二十日任命 大正九年一月三十日叙勳八等
高見文三郎	大正十年十二月二十一日叙從七位 大正十一年四月二十日依願免本官
高見文三郎	大正十一年四月二十一日任命現在

昭和三年度統計						
普通々常郵便物 引受	配達	普通小包 引受	爲配達	爲受	替拂	貯受拂
401.712	463.483	3.417	7.144	31,434.190	58,474.430	193,780.905
電報 發信	着信 中繼信	料金 受	振替貯金 拂			
3.141	4,845	330	950.73	19,713.350	23,716.380	
保 契約受持件數 每月保險料	契約保險金額 險					
1089	663.400		126,240.400			

本局は明治四十一年二月十一日開始で爲替財金を取扱つて居る無集配である。局長は權田伊三郎で此局の設置に就ては佐々木幸三郎が壹年有半努力し許可になつたのである。

第一回大正九年十月一日 第二回大正十四年十月一日 昭和四年九月一日農業調査

調査區番號	農業調査域	調査員氏名
一	字宮地、季邦、西ノ原	三木傳一
二	字翁喜台、住吉	吉田隆晴

町	郵便局	字建石、川東、石堂	字山ノ神、麥原	字東麥原、境谷、新田谷、朝日、赤岩、丸山	字惠下、旗見、横走津、由谷	字井上、奥川田	字木綿麻山、日鷺谷、伊端穂、中ノ郷、鍋倉、牛ノ子尾、矢落、一ツ石、御饌免、田ノ浦、奥原、大室	字八幡、天王原、土佛、西向	字片岸、土橋、天神佐古、榛木原、大峯、黒岩	字小路、木戸口、楮本、大藤谷、御旅館、高頭、八ヶ久保、茂草、赤利、井傍、柿木谷、平山、坂口、野宮谷、櫟現谷、塚穴、桑ノ峯、土橋ノ上	字忌部山、日知利子、麻掛、鼓山、一里塚、藤生、舟戸	字貞田、字川田の内神谷より北佐藤爲三郎東側道路以西全部	字川田の内神谷より北佐藤爲三郎東側道路以東吉田善七東側北へ通する道路以西、市久保、川田市、瀬津字川田の内吉田善七東側北へ通する道路以東天神亞水路及長井武一東側北島に通する道路以西	字川田の内天神亞水路以東、字北島、天神	字川田の内長井武一東側北島に通する道路以東全部、
三	原田	武太郎夫	細井縫太	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田
四	吉井	夫	吉井	吉井	吉井	吉井	吉井	吉井	吉井	吉井	吉井	吉井	吉井	吉井	吉井
五	吉岡	夫	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡
六	藤原	夫	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原
七	鹿児島	夫	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島
八	井口	夫	井口	井口	井口	井口	井口	井口	井口	井口	井口	井口	井口	井口	井口
九	原田	夫	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田	原田
一〇	吉岡	夫	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡
一一	吉岡	夫	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡
一二	吉岡	夫	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡
一三	吉岡	夫	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡
一四	吉岡	夫	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡
一五	吉岡	夫	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡
一六	吉岡	夫	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡
一七	吉岡	夫	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡
一八	吉岡	夫	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡	吉岡

字村雲

豫備員 阿部久満一
豫備員 原井元平
農業調査結果表

豫備員 住友覺二
豫備員 石本堪一

種類別	耕 地			總數
	田	總面積	畝	
畠	三八五、四三、二三	一七四、五三、〇七	二二三、二二、〇九	一六二、二一、一四
普通	二一〇、九〇、一六	六五、四三、〇一	八六、四三、一四	八八、〇九、二三
桑	一三四、七八、二五	一四五、四七、一五	七四、一一、二一	七四、一一、二一
茶	一四二、〇二、一二	一四二、〇二、一二	二四、二九、二五	二四、二九、二五
果樹	九二、五一、二七	九五、六五、一九	四五、八一、二六	四五、八一、二六
烟	三〇七、一五	一	四九、五〇、一五	四九、五〇、一五
其ノ他	三七、一八	二、八三、二〇	一	一
ノ	三〇、〇二	二三、二五	七、一六	七、一六
烟				

年中行事は附録に譲り一二添加する

虫送り

虫送りの時は竹の先に竹筒をつけ其中に虫を入れ口をして東川田では良藏院(山伏)が就きツ、山よりヨーロー谷まで持つて行き祈禱する計りである他も之れと大体同様である

牛飼小屋

牛飼小屋は盆小屋のことである小供が錢を集め麥藁で十三夜迄に小屋を作る其中に祭るを牛飼坊といふ徹夜し夜明け頃「牛飼坊追ひ込んだ」と唱へて其後小屋に点火する之れは牛打坊を焼き殺したといふて終り其火焔が高く上る程よいさうだ其祭る主意は牛に祟るからだそうで阿波麻植兩郡のみのやうである万一出金せぬ内あれば茄子を取り來り四本脚を作り坂をころがすと飼育の牛馬が死すと云ふ依て止むを得ず出金する而して小屋は三ツ作るやうである点火は夕朝三度にするさうで高く燃へ上つたがよいといふこれは盆小屋と牛打坊と混じたもので當地方の如き盆小屋は同郡西尾村邊に今に盛んであるが牛飼小屋は牛打坊が來れば焼き殺して牛馬の被害を絶つといふ意であらう阿州奇事雜話に牛打坊と題して

此二三十年も以前の事にや板野郡の下分村々に牛馬などの死する事多かりし初は其故を知らずして不思議しけるか或老人云けるは牛打坊といふ獸あり夜深更に厩或は牛屋に伺ひ少しにても牛馬に創を付けばたちまち死す又牛馬を牛打坊の見込んだる迄にても病で死及ぶもあり心得あるべしと話傳より夜中には厩牛屋に番人を付しに折々牛打坊と云ふもならん狸に似て黒く見るもの牛屋に伺ふを追立て追々大勢にて取り巻きけれども甚だ軽捷にて見失ひしとなり牛馬には至つて敵毒なり其後も折々此の災あれども牛打坊を取獲て取獲ざれば正体を曉と見すと也

又其昔三好郡の山邊に健かなる牛を飼ひ牛屋に敷き置きしに朝起き見るに牛は繋きたる繩を切り放れ去れり牛主下人と共に山に登り見たるに山犬一疋突かれ死たるありさてここに夫より二三町山へ入込みける道端の山根へかかる牛の角にて強く突付けたり牛主喜び能く山犬を突伏せたりと聲々掛ければ牛も安堵しけるにや突付たる角を抜頭擧げしか倒て死だり爰々詮々一心に突付け居たりしに人の追々尋ね來りしを聞いて喜び勢氣緩みて死たるなるべし

節句の早飯

九月の節句に朝早く食事をせぬと大風或は洪水があるといふ之れは文化十四年の九月節句に大風洪水があつ

た爲であると

傳 説

圓明寺

川東字友守今の藤森に祇園がある昔圓(又延)明寺といふ寺があつた祇園社の別當であつたが長曾我部氏の兵火の爲めに焼失した今は觀音堂となつて居る此所に寺泉といふのがあり五輪塔や燈籠もあつた數十年以前まで石垣もあつた其後井戸より鐘の龍頭が出たこともあつたといふ

菰池

青木城落城の時小者が若君を抱いて来るを長曾我部の軍兵が之れを發見し直ちに切り込んだから其池の名稱は元は小者が池であつたが菰池と變じたものであると故に之れに關係あるといふ者には時々病人が出來る又古城といふ所には立石で作つた長い水抜があるといふ

大塚

藤原初太郎氏邸の近く元大塚があつた今は寶殿を造つて祀つて居る此塚の主は北面の武士の妻が七月一日に此邊で死んだ依て塚を築いて之れを祀るといふ

旗見

源平時代平家八島に敗れ其殘黨遁れ來り阿波郡切幡で幡を切り折山の旗久保まで入りしを見た所が川田の旗見と云ふ

億代城址

億代城址に立石がある昔より此石底より生きて居るといふ
以下四件は川田名跡志にある

志摩殿の墓

志摩殿の墓と題して平山の下豆成にあり時代何某不詳畠中に大塚有しを伴助と云者取捨て居屋敷とす死靈様々たゞりをなす依是此所に小祠を建て不動權現を祭る奇瑞あり歎を痛人此靈神に立願して痛治するといひ傳ふ

傳

曰土井氏始め住玉ふ所ご云後井上の城に移とも又土井將監と云人の住ける所共いえり將監系圖に不見

とあり其次に

寛政の初彌生の頃小雨降夜住吉名西原名の若い者四五人蟹を取に川邊に出歸るや土居の前を通りけるに轡の音聞ゆかすかに大なる白馬立つ是を見て足早に通りすぎ住吉の西の邊にて其轡の音聞ゑ侍りけると和太次と云人の儘に物語侍る

金突田

金突田はキンツクダといふ袖拔田とも云又キンタ田と云加久名あり

里老傳に曰大人川田の片山と云所より川田の□見と云所へ一足にまたくとてこけてげふをつく其故金突田と云といえり往來の人此所にてこけたれは惡し其時片袖を拔て捨つべしと傳あやしき傳説なれどもしるしを侍る

三吉の墓

村の南加久名と云所あり

里老傳に曰世詰村青木城主市原三吉敵に追れて此所に逃來りてある木の蔭に隠れしのびけるを里人敵に告ぐ終に害せられるとなり今其所に墓あり

因に記す青木の城之地は川田の城主土井紀伊守殿の領地なりしを世詰の領主に望まれ侍りて紀伊守に乞ふによりて世詰村之内二町地と云所を替え地に取り青木の地を石見守の城地にせしとなり世詰村之内二町地と云

所今に川田邑御高の内なり
原田武一郎翁の談に

化

物

里老より言傳を

住友三十郎徳島奉行處より歸途石井綿打橋へ差しかれば橋上に高入道が立ち行路を遮り一步も進むる出來ぬこと數時間だつた於是腰の刀を引抜き切り棄んとする哉鷄がなきたにより化物は直に消えたるにより一目さんに宅に歸りたれば家人に向ひ最早曉までは間もあるまいといへばまた眞夜中なることを答へれば三十郎氏大不思議を感じ自分の刀を見れば其目抜に(後藤)鷄であるので其の鷄がなきたために化物は去りたるものと云ひおつた

又云ふ

今に山神(川田町字)邊及び東地堤防上に夜中婦人となり又は堤上に大水となり種々方法を以て化する事は現今に折々あり

首切馬

毎年大晦日夜に宇山神邊より大神の端を經て川東庚申塚の下、麥原、住吉の上手祇園町の上手を西へ山の原(住吉西の下手筋)を北へこれより西の末國渡すべしと稱する方向に通行した

化物婦人

末國渡すべき所の東手堤防筋より南尾沙門の所までに若い婦人がホカブリに傘指してあるに會した人段々ある此邊の堤外に尻をからげ大水を渡る如きことをなす者あり又道路が忽ち廣くなり自轉車共に墜落する事もあつたり此向ひ堤に「ハラクロ」に通行を遮られ朝遅くまで右往左往する人時々ある

(高見氏藏)

鹿兒島政明著

山彦大明神

日向と言ふ所にあり

傳に曰く國老稻田家の家臣伊勢傳左衛門と言し人の墓所なり正徳五乙未年春三月廿五日故有て山籠と偽り川田山の百姓圓六と言ふ者の家に竹輿を昇入佐藤氏抔と主命を蒙り伊勢氏を害せんと言へり又此人を讒ふ輩ありて無實の罪に逢玉ふと後日に語り傳へたり此伊勢氏の元祖山口左馬助吉久と言ふ姓は源氏尾張の國の出生にて當國に來り國君に勤仕す其子又助其子六助軍術兵術の達人國老稻田家を始め一家中の師範たるに故有て稻田家勤仕す其子六助其子傳左衛門元祖吉久より五世にして軍學三流劍術は竹内流鎗術は大島流を傳へ筆道は大師流尊鎮流長流尊圓流和學を好み伊勢國に遊ひて禪道を傳授す神道は伊勢にて傳授し主家を始め諸士を師範し神變不思議の業多しきや主家よりは高祿を給はらんと御内書ありけるを又々妬む人多く讒言せしと言ふ川田山にて果て玉ふ後恨み甚し其故に美馬郡曾江山に宮柱太敷立て山彦大明神と祝祭り玉ふなり別當は常樂院と言ふ修驗者に被仰て祝祭の日御代參又川田山佐藤氏の子孫も神の祟りに依て悉く滅亡す寶曆年中村人共伊勢氏の墓所に小祠を建立して山彦大明神と祝祭り鬱光寺を別當として正五九月二十五日奉幣讀經す諸人病難の時祈願するに奇瑞多し又寛政八年辰春村人共拜殿を建立し侍る同年の秋遠近の老若袖を連ねて參詣す別て月毎の二十五日は朝より夕まで道は引き切らず幟金幣其外水鉢其外種々數を盡して献上奉納す政明本記を述て額板に書付奉納す其言葉に曰く

一抑當社山彦大明神靈德の洋々たる事

其奇魂御鎮座の本祿を尋ね奉るに己往當國の大太夫の某公の寵臣伊勢傳左衛門と言し人の靈なり此靈御在世は其智千人に秀で其勇萬人に勝り給へり誠に御治世の豪傑英雄とも稱し奉るべき御人徳にして侍りける故主家の寵せる異りける然るに偏執の徒多く正徳年中官仕を遂に蟄す讒人益々募り愁負をひらくに由なく終にをしいかな此山家にして御命を止めをきかたく主家も亦屈伏して其頃浪花の津に稻荷の社頭に祭る初音明神と

祝祭り崇敬す而後憤怨漸く和睦す瑞應奇異耳にのこり其後美馬郡曾江山に宮居を造り改て山彦大明神と崇め勧請すしかしてより國名御太夫の守護神ともならせ給ふ又此所は亡骸を納め奉る古墳なれば村人とも祠を立て正五十九月二十五日を祭りとして參詣す就中諸病を憂ふ遠近の貴賤平安を祈るに効驗あらすと言事なし其徳の一ニを聞傳ふまことに記し侍るものなり

やわらくる光り仰かん名に高きところもひくら山彦の神

みたまをばこよにしづめて萬代にいや榮へます神の瑞垣

政 明
章

正徳五年三月二十五日

玲琅院虹梁如鑑居士

曾江山彦大明神別當常樂院尋間の節物語り書付侍る

川田山稻田家の佐藤は仰を蒙り傳左衛門を害せしと言へり此人讒者ありて無實の罪に逢ひ玉ふと後に傳へたり扱又傳左衛門が亡靈稻田家に祟りを爲す事度々に及び依て稻田家より美馬郡曾江山に山彦大明神と祝祭る神殿拜殿とも結構なり川田山日向名御墓所にも近き里人小祠を建て神靈を祭る奇瑞多し

饑 餓

天保六七年の大饑饉は今も古者は時々口にする所である之れは凶作の關係であるが食ふべきものなきために劍山の笠に小麥のやうな實を結ぶを此邊まで持ち來り之れに依て飢をしのいだといふ此地方は原田家の時次郎は救濟の目的で人夫として雇入れ東川田の道幅又別枝山熊の坂の迂曲する險の道路を變更したり或は川田橋を數ヶ所築造した彼の名東郡庄村の橋を造つた其監督は湯立の久作であつた同年又高越の北面貳百町歩以上の山地に杉、檜を植ゑつけた其監督は才藏であつた明治十二年頃(?)東京に山林共進會が出來た折り此山林の沿革等を出品し二等賞を得た遂に此山林も明治二十年に伐採した此時一等賞を受けたのは備前の蕃山であつた當時世間一般に飢になけるに原田家の義舉は地方民をして此難を遁れしめたのである此饑饉は天保六

七年申酉の歳にして同九年は亥の歳であつたので「サルトリアレテイスヌクイ」といつた
次に原田武一郎翁の文を原文の儘出す

慶應二酉寅年八月五日洪水には北島船戸之堤防破壊し溺死者數十人に及ぶ地方に於ては寅年の「あはう水」と稱す御普請被仰付御積次第

一、四百三十四貫三百拾六匁北島名、九十七貫三百四拾六匁市久保分、船戸名分

二、五百三十九貫六百九拾二匁也此正金九十匁相場貳歩相札歩懸け

大普請同年冬に少々翌年三月より米麥高懸に付諸民爲御救爲召遣候て大人男拾匁婦人五匁宛外に御褒美として壹貳匁宛御渡に成り東西役人三日づゝ相勤め御普請奉行は忠津由喜助様柏木様御兩人御勤に御座候

傷 寒 坊

傷寒の流行の時は臺で人形を作り火口を頭につけ藁舟をつくり之れに載せ鉦太鼓で傷寒坊の御通りじやと送り出し北原邊の吉野川に投棄する傷寒坊さんの首にかけた財布にお賽錢を上げる各所より流れて岩津に來た此等の傷寒坊を棒にてなぐり件の賽錢を一寸失禮せんと澤山の人が集つたとは古者の談である

お 降

慶應三年極月に始つた「えいじやないか」のお降り騒ぎは上方から撫養に渡つて下より上郡の方へ溯つて來た當地方の有様は天照皇大神の御札が飛んで來たそれ大黒天さんが御座る云つて酒肴を出し集り來つた者に御馳走する村中仕事も手に付かず踊り踊つた原田家の御成の間へ「えいぢやないか」で踊り込む此の時某家の令嬢さんは古今飛切の蠻的であつた此の御令嬢さんの踊る歌が面白い「私のやうな不器量物出雲の神さん帳はづれそれでも□□□□よいじやないか」非常なさわぎであつた何んでもかんでもヨイジヤナギカで踊り／＼で踊り通した併し此踊の止んだのは郡代所より南北の興頭庄屋に下した次の達書が止めさせたからである

此砌鄉分怪敷下物有之役人共より何等申出も無之家は近親共懲意之者寄集手許相應祝ふ而已ならず晝夜其人家は勿論往來筋候趣に相聞甚以て不都合事に候其方共相談屹ど不都合筋取究有之万ー取究相用不申候得は其段早々不申出候嚴敷申付方有之候條右様相心得可取究候

慶應三卯十一月

南北十郡與頭庄屋共

郡代役所

茲に御大典等のことを述べ以て本書を了る事にしたい

大正四年十一月十六日大正天皇御即位式地方饗饌を賜るべき有資格者

後備陸軍歩兵少尉正八位勳六等

後備陸軍輜重兵少尉正八位

豫備陸軍歩兵少尉正八位

退役陸軍工兵上等工長正七位勳六等

同高齡者に酒肴を賜りたる者(八十歳以上)

町郵便局長 従七勳八
陸軍輜重兵中尉 正八
陸軍步兵少尉 正八
川田西尋常小學校長
陸軍工兵中尉從七勳五
日和佐工區長
松島尋常高等小學校長勳八
川內尋常高等小學校長
朝鮮公立普通學校訓導
海軍機關兵少尉 正八
横濱口田伊俊三
原井上常縫德三
瀬吉田太重太太郎信雄郎
藤熊田太郎郎雄郎信雄郎
池瀬吉田太郎郎雄郎信雄郎
縣會議正八勳八
川田尋常小學校長
陸軍砲兵少尉 正八
川田山尋常高等小學校長
池田警察署署長
大坪木口
吉佐吉住藤山
田藤田友野井
秀善直與行民真熊
一平仁覺八澄二

今上天皇の御即位式に酒肴料を賜りたる高齡者
八十歳以上

眞梯林工濱澤福
藤口田利三
鍋榮マ一郎
多三郎スメツ郎
鈴郎スメツ郎
昭原横市近赤住
原井田原藤堀友
イフツア傳ル
ワシイサ平ノエ

横三三眞三杉谷
木木杉木村
文善サ
タチ宇三
タ郎カ八郎トキ

竹横原村大高岸工長三横長阿尾杉大新山吉森
繁田田伏見上藤地木田地橘上村坪居尾田内
フセシ久タ慶ケ喜尉イ和ヤミ曾庄幸禎サ傳カ
オノ吉キ藏オ平平チメ郎スサ郎郎郎タ藏ノ
山竹藤吉友村三大北澤住藤三原原美岸山伊和
本内森田川岡木坪原田友原木田田馬上口月田
ワカ嘉オヒヒセ辰サ 藤幸初 フヨエ貞力シフタ
サツ平ツササン藏キ郎郎郎シノイ平子マシニ
貞中寒村原原岩工川兼河原前細西原伊石三佐
野川岡田田谷藤端松野田田川田月本木藤
清亀ヨク字トマハ彌喜儀廣サチ又
カ次太文三
シ郎ノ郎シラ平キスル郎シ八吉太平藏ヨヨ市
九三

高見文三郎原田虎藏が西暦一八九三年北米合衆國シカゴ萬國博覽會賞状銀賞碑又原田氏は同一九〇〇年佛國
巴里世界博覽會に於て賞状賞碑を受領したは和紙、典具状紙コッピー紙の出品の爲めである原田家には明治
三十一年、二、三年の帳簿に第三區製紙模範場である又横紙にて左の文書がある

夙ニ志ヲ家業ニ脚マシ□ヲ公益ニ謁シ先進ヲ以テ鄉ニ黨推サレ地方古來水利ニ乏シキヲ憂ヒ率先喝道用
水路ヲ開鑿シテ灌溉ノ便ヲ得セシメ實驗攻究稻作ノ改良ヲ圖リ堆肥ノ製造ヲ勸メ綠肥大豆ノ栽培ヲ誘キ
又共同會ヲ興シテ殖林ヲ企テ道橋ヲ開築シ交通ニ利シ屬精多年獎導絶々努ム其功勞尠ナカラストス仍而
茲ニ大日本農會ノ有功章ヲ贈與シ以テ其名譽ヲ表彰ス

明治三十九年十一月二十七日

大日本農會總裁大勳位功三級貞愛親王

通常會員 佐藤武五郎

(補遺)

有功章賜る証狀

原藤犬澤山田本只藏
田森伏田與三郎
小藤富士田藤吉
川林トヨセ
木杉三木
住本木
タタキ
久佐タカタ佐
平ヨシツミ平

杉原嘉一郎様
原田虎藏様
外數名

高見二郎

製紙模範場認可紙の通り下附に相成候條此段御送附申上候也
七月十八日

拜啓

附

錄

此の名蹟志なるものは我川田を中心として其史蹟等を調査したものである其編纂の動機は鹿児島氏が名族であるといふことを述するに基いたものか考へる其引用書から見ても著者が一かとの學者であつた事が判る私は阿波國內を大体歩んだ積りであるが此位立派なものを見たことがない而も考古學や民俗學方面にまでわたつて逆ても只今では知ること出来ないものまでも正直に掲げ之れに自己の判断を附してある所などは假令學説の異動をしても其資料だけは永久に安全を保持せられる我阿波郷土研究者として何人も野口、松浦兩翁に先づ指を屈するが斯る方面に於て翁は或は其先驅でありはずまいかと思ふ其居が阿波の首府に遠ざかる爲に一般に知られすに居つた今では翁の學系も不明なれども京都で學んだやうであるが翁の藏書は何一つも現存せんは遺憾である幸に翁は此一書ある爲に學界に好地位を占めることが出来ると思ふ此名蹟志は翁の爲には其生命である町史の稿を了し小間吏らに本書を熱讀して發明する事多々であるが上木の後なれば詮なし依て住友町長殿と談し附錄さした町史を讀むの士は必ず本書を參照して貰ひたい

昭和四年十二月二十日

眉
東
誌

川田名跡志序

栗乃國麻植の郡川田邑ミ千早振天津日鷺命此邦の國造の祖ミし亭神代よ梨此地に住定り給飛てよりよシふりに堂れミ風土久に趣を易へす巨シら能名融ミ靈シに頗る炳焉たり代シ經て後承久乃シろおひ小笠原長經此國の在廳ミして來住又建武の頃細川典厩賴有爰に居住しシしよ梨しり泉屋形ミ呼たるミなむ打續而永正大永の頃に至り細川播州元常まで連綿ミして主たり終に永綠天正の頃に及土井氏の采地ミなりそれよりして土井氏の親屬此處に住繼其裔政明舊ミをもごめてあたらしきを知る志を逞し古跡の興廢地名のおほろ氣になりもてゆかむシを患ひ時シ里老の語句を搜し或は古史にもシつき宮の跡寺乃跡其所此所シ辨別して一つシ事蹟乃來由地姿の變改を換鑿して竟に下卷を編戸の行のよシに傳て色かへぬ葉末をかけていくそはくの人農惑を道びく技折にもシ木綿麻の川田名跡誌を綴る功遂て後予をして其端に其由をかい付てよシ給ふ誠にあふけは高く鑽るに堅し蛇足の恐れ固辭するに堪ぬ今シし天明つちいえ申秋宵のふかき朝顔の光透さる竹農庵の牖に燈をかゝけお路シ筆を染志の逝にみたせて書つくるもあやしからんめれ

川田井山分名跡誌引用書目

日本記。古事記。舊事記。國造本記。續日本記。古語拾遺。三代實錄。神代系圖秘傳。神代系圖傳。延喜式。神名式。姓氏錄。和名類聚鈔。大八洲記。神代藻塗草。萬葉集。三代法神本記。名所部類。家持家集。債後撰集。續古今集。新古今集。傳哥。東鑑。應仁記。南海治亂記。大田文。阿波國舊土姓氏錄。同古城記。三好記。木綿麻日記。續木綿麻日記。自轉四偏。白川殿忌部社記。同忌部社傳。忌部系圖。早雲系統。八幡宮棟札記。早雲氏記錄。八幡宮置文。高野大師御廣傳。高越山棟札高越山緣記。高越山寶物記。下坊古書。三木氏古書。松家氏古書。麻植山々記。阿波國來歷記。土井系圖。小笠原系圖。百將傳抄。名傳畧記。和事始。天正地方御改帳。慶長家數御改帳。

麻植郡川田邑名跡志 壱

鹿兒島政明著

高越山名跡籠より記す

川田市場 地名也御免許地なり昔より山海產物賣買す諸人群集故往古より市御奉行出鄉す村役人押えに出る世の譬にもさはがしき事をば川田市のはずれた様にと云傳ふなり
御供免田 地名也昔の神田今は名のみなり
鼓張免田 地名也大鼓張かへの料と云今は地名のみなり
額一鳥居坂 地名也五十丁目石有昔山門有て大師御手跡の額を掛玉ふ處と云
一の宮 下之坊 高越大權現前拜所也祭神虛地藏權現
地名也嘉曆永和の頃大和國大峯中絶し近國の修驗者當嶺に登り修行す此時下之坊を以て

先達ごす修驗者の住所也天文年中の書にも修驗下之坊と記す書あり
穀 谷 今麓寺有り往古は年貢初穂の穀物を納置納屋有りし所とかや此所に被官の□民住の宅あり

觀

音 堂

穀谷にあり

手

水 峴

石水有り

石

割 松

岩を割て生す名木なり古木は枯て又若松榮へたり

剽

地藏の巡戸

眺望の所なり

東

の 観 岩

二十五丁目丁石此處に傘松二本有り上えは男松下たは女松

中

の 宮

行場なり此所に城の台と云舊跡有り近世石像役行者尊を安置す
二十二丁目神代此處ニ萬代池有トゾ今ハ

祭神地藏權現

中善寺舊跡 高越山の末寺と云此處にらんたと云所あり天正の頃の一乘上人_{高越寺住}之墓所と云有り
修理免 地名也今は冗免と云昔は權現の造營の修理料に寄せ給ふ地と云
馬騎石 此處にて權現龍馬に召せ玉ふ所と云

巡

鐘 掛 岩

行場なり今は人行かたし俗にかながきうと云

巡

り 櫻

名木也麓より嶺まで五十丁の間左右に櫻有り此木を數千の隨一の櫻と云此所より眺望紀

履 石

州瀬淡路島山沼島山沖行帆船墨繪にひそし又彌生の頃麓よりの眺めは雪の如く又白雲の如し

總

權現の御履石とて二つ重る石履のごとし

縶

訓 窓

祭神不動權現又縁結の神と號傍に立石有り梵字切付有貞治二年の文字有りしでの木根本より二尺斗

とも書

世

里 和 里 窟

行場なり數十丈の岩割して其中を參詣人くさり登るふしきの岩窟なり

備

前 木 屋

地名なり名水有り

御

茶 囊 舊 跡

國君蓬菴公より御茶囊を預り此所に置し所なり御茶之儀に付御直書多し

御

護 摩 堂

國君御建立所なり

御

鐘 樓 堂

天正年中以後

御

本 殿

不動明王を安置す御建立所なり

御

鐘 樓 堂

別當摩尼珠山

祭

神 座 合 殿

天日鷦鷯命

御影堂 本尊弘法大師利源大師役行者各御自作と云

若宮明神 七月十八山通夜堂一字

此所は往古寺の跡とも云地名古寺と云傳ふ

行者堂一字 寛政六甲寅歲建立七月十八日棟上同日役者利源大師入佛供養

御門神樂殿

經塚

當山の巔にあり

此所に弘法大師登山の砌法花經一字一石に書寫し玉い納の玉ふ所と云高野大師御廣傳と云書に見たり又豫讀土の三州を足の下に見ると有るも此所なり又神主家說には此所は神樂檀なり往古諸神集り天神地祇を祭り奉り神樂を奏し玉ふ巔なり其後三十八神年々此所にして神樂を奏し湯釜を行ふ所也と云

當社は往古唯一の社にて諸神集の神山なりと云又神代日鷦の命の陵なるべしとも云備中の島々見る西は讃岐國八栗五動山八島山目下に見ゆ南は木屋平劔山又土佐の山見ゆ東は紀の路和泉瀉攝津播磨瀉遠く見ゆ淡路島沼島山沖行帆舟は目下にて徳府の御城山始め名東名西麻植板野阿波美馬三好之村々山々一殘る方なく眼下に見ゆ景色言葉に述へがたし

息子坂

此坂にて左右の手を後々に取結ひ跡足に三年半に登れた男子必出生すと云傳へたり

子安地尊藏

石像なり利源大師の作と云

求聞持が洞

往古利源大師求聞持をくり玉ふ所と云

天狗嶺

數千丈あり人行がたし

床

地名也高越山の南にあり礎のみ今に残れり

塔が丸 地名也弘法大師卒都婆塔を建立仕玉ふ事御廣傳に見ゆ此所なるべし
稜川 高越山江川田山奥の井より登る坂口に流る

夏來れば流るゝ麻のゆふは川誰しなりみに御稜をるらん

堀離取川とも云

杖立 稜川より登る所にあり參詣人此所に杖を立置なり

杖佛の久保 地名あり川田山楠根地名より登る坂の傍にあり舊跡なり

拜邑 往古高越權現遙拜の地なれば拜邑とは號すといへり細川領の時川田四十二名の内政宗名

といひしも此村なるよし今は美馬郡に屬す

一之鳥居 拜邑より登る坂口にあり

一土佛 地名なり右同所なり登る坂中にあり石像三軀あり按するに道祖神なるべし登山の人行先

き災なきようによ幣を手向し所なるべし

一之宮 右同所より登る坂口にあり

一山西の視行場なり人行がたし

吉野川 岩津より下の川を云ともいえり

按するに高越山に藏王權現御鎮座の後唱へ侍るか往古木綿麻川とかや天日鷦命の木綿麻穀を洒し玉ふ稱號なるべし名所記には末勘國であるも中古以來川の號變れるゆへ知る人稀なるべし

拜原邑 此邑は高越山遙拜せし地なりとかや美馬郡

拜師之郷 是も右に同じ阿波郡今は東林西林と云

村名なり西はいし東はいしこ云しを文字書かえたり見えたり

高越山祭日 正月廿四日初會 三月廿一日御影供 六月十九日明神の祭日 七月十八日役行者

山とて諸人通夜大群集 九月廿四日御祭禮神樂湯釜等有り 十二月大晦日年越神古又通夜人多し

國君御寄附高五拾石名西郡諏訪村

當山縁記に日當山權現は天日鷦命の孫也當國を粟國と稱し又當郡を麻植郡と號す當山を木綿麻山と稱するも皆謂有りといゑり餘は略す

又神主早雲の説には人皇廿九代宣化天皇の御宇大和の國吉野藏王權現早雲松之大夫に神託あり粟國衣笠山は諸神集の地也吾彼岸に鎮座せし汝忌部の孫なれば早く迎奉れとの神勅にまかせ守護の神達三十八神前後左右に隨ひ奉て八重の雲路を別けて則當嶺に天降らせ給ひ祝ひ祭り玉ふと也此松太夫は當邑忌部家に縁を結び宅地を構へ當山權現の神主となり代々早雲氏相續す云又或説に吉野子守明神の神孫なりとも云何連にても當國忌部家を繼ぎ侍り當山の神主なりしに故有て近世當山を退き侍る

又縁記を考るに大寶年中役行者登山す又其後弘法大師當山を建立す又利源大師登山す右當嶺に暫修行し玉ふ其舊跡多し委くは縁記に出る

又高野大師御廣傳を考ふるに諸塔を建立し諸佛を安置す法花經を一字一石に書寫し嶺に埋むとも御手跡の額等の事も見えたる東鑑を考るに文治六年四月造太神宮役夫大工作斷未濟成敗所々事其狀に曰阿波國高越寺下知し親能畢の文記に見えたり其頃は領地も數多附有しと見えたり

中古棟札に永正十五年刑部太輔元常とあり

按するに足利將軍の代には細川家世々再興と見えたり

刑部太輔は細川播磨守元常のことなり

又脇宮三十八所棟札に永祿元年九月十七日

大旦那細川播磨守 御代官土肥與兵衛按に此時の播磨守は前元常の子息なるべし年數を考て是をさ

つす又土肥與兵衛は後に紀伊守と號す

棟札に曰

又元亀三年土肥新右衛門秀真なり

按に井上城主土肥紀伊守の子新右衛門なり

又天正以來は國君蜂須賀家政公より相續て御代々本社諸堂御再興の所なり

寶 物

大師御入眼御影 切くじの寶卯 大師作 御自筆額今は無し 馬の角 二波の糲 鰐

口 文明四歳卯月 矢根鏡西八尺
廿七日圓なり 爲友奉納

大太刀 越後國藤原則行作承應三三

鎗

衛門奉納

鎗通村正作 太刀

午年長谷川越前守貞恒奉納

紀貫之土佐國(記入に石立山今阿波の内に有とぞ)石立山に登りて阿波國燒山寺高越山を見渡してよめる
燒山のけふりもたえてほどちかくまかふ摩尼珠の秋の夕霧

伏見宮貞行親王

千代八千代松風高き摩珠山あほくに榮ふ神の玉垣

千早振麻植の神垣榮へ行御代の例しに高き松かせ

續木綿麻日記 神祇

松月堂

摩尼珠山よゝに曇らて影高き金の御嶽に出し月かも

木綿麻日記 高越寺快任法師の許へ申入侍る

開けておもふゆふまの山の麓寺松風高き法のさかへを

返し

法印 快任

かけて思ふ木綿麻の山の高根より高くかしこき人の榮を

世にも名の高くこゆてふ寺に來てかいある法の誠をう聞

返し

快任

八幡宮 神主忌部長孫早雲兵部之丞高左

祭神 比女大神 應神天皇 神功皇后 外に一神

脇宮三社 天照皇大神 愛宕大權現 春日大明神

神主家の記錄に曰當社は往古忌部姓の守護神として三女神を祭る所也忌部氏世々當社を信仰有り然

るに嵯峨天皇忌部の宿禰に勅して當社を御祈願所と定め玉い宮殿再興の事並に神寶神田を寄附有りし也神輿は今に残る扱亦文治五年右大將頼朝公の下知に與利當社を建立有り神領三ヶ所阿波讚岐播磨之内にて寄進有り其後建久三年正月に忌部宿禰早雲麻太夫鎌倉に相登り頼朝公に對面と也

中古の棟札 文字みゆかたし

按に小笠原彌太良長經の再興ならんか

同上梁簡に左京權大輔 嘉元三乙巳正月廿五日

地頭御代官沙彌空觀と有り

按に左京權大輔は當國の守護職の始め小笠原彌太郎長經より五世の孫小笠原太郎義盛也

高越庄八幡宮御供頭置文事此文書丈け千切れくにて
現存昭和四年十二月

十五日福酒一斗白米紙袋 一飯一斗居
白米二斗
折數一束坪一束

一斗口明分先二種 酒肴 飯 組小付外二種肴

一還郷入貞分 二種酒肴 め前下部分

飯本 計壹升菜三はい 減飯一升もり

酒百午々減一斗酒肴一

一廿四日神官分飯一升居酒百乎酒肴三一

一酒一斗

一廿五日朝酒百乎々減一斗 一酒肴三

一沙汰人事 一飯組小付 酒肴五酒隨意

一政所器入事 餅一鉢 酒八升錢百五十文

一御代官分 餅小鉢 一酒五升

一廿四日 御福酒分米本斗一斗三升 御供米四斗三升

内白米御花
米紙袋一 同日折敷三東紙二帖桶一秒三奈あしか一維

飯庭一枚コモ一枚ラフレー

御供御菜八種

右任置文之旨可致勤仕者也若於背此旨輩者可爲三百文科酒也仍爲後日置文之狀如件

中 略

一うきめ七反 頭人反つゝ公方より給分

一そうの一氣わひ粕足百文

一こんの一けわひ粕足五十

一若一のけはい粕足五十文

一上れうしのけはい粕足百文

一上れうしのかりきぬは口當の屋具神子のよつきのぬのをとるによつてなり

一かふりは公方より給

一矢ふさめ五騎 一騎わい花

中 略

八幡宮田分五反半五十分

一反六十分 三月三日 正徳内

一反六十分 九月九日 正作内

一反六十分 每月御神樂則友之内

新一大 每月御供田 德光之内

一町 每年頭人作

永仁元年八月日

先の松ノ太夫殿

御代官

右馬頭頼有

右置文之文段事長き故中畧す委くは別一卷有之一簡に

嘉慶二年戊辰二月十日 大工兵衛尉包光

又一簡に永享十一年巳未四月十九日

下名葉有

大工 橋 包 光

同 藤 長 秀 有

源朝臣小笠原五郎常春
記に曰源朝臣數春厚く信仰度に神參四十二名の内にて米百石を寄附と有り忌部孫佐太夫尊敬也と云々余

は記録を畧す

按に教春は細川民部太輔殿の事也頼有より三代目と見へたり

又一簡に天文二年癸巳二月十二日

播磨守元常

名代土肥與七綱真

大工兵衛尉包光
小工木勘左近

御代官丹治右京亮常直

又一簡に元龜元年庚午霜月十七日

大工 藤原友次

又一簡に元和三年乙巳九月廿日

土肥新右衛門秀真

小工井藤宇近

記に曰土肥與七綱真より土肥新右衛門秀真に相續當社數度再興顯米五十石宛年々寄進一門月々十五日參

又一簡に元和三年乙巳九月廿日

本願住友五郎右工門正次

大工 小工 喜家

大工 家次

大工 久兵 衛

横田宅右工門

小工 嘉兵 衛

又一簡に天和二年壬戌十二月十八日

遷宮導師高越寺法印宿澄上人

大工 小工 喜家

大工 久兵 衞

横田宅右工門

小工 嘉兵 衛

又一簡に天和二年壬戌十二月十八日

遷宮導師高越寺法印宿澄上人

大工 小工 喜家

大工 久兵 衞

横田宅右工門

小工 嘉兵 衎

又一簡に天和二年壬戌十二月十八日

遷宮導師高越寺法印宿澄上人

大工 小工 喜家

大工 久兵 衎

横田宅右工門

小工 嘉兵 衎

又一簡に天和二年壬戌十二月十八日

遷宮導師高越寺法印宿澄上人

大工 小工 喜家

大工 久兵 衎

横田宅右工門

小工 嘉兵 衎

又一簡に天和二年壬戌十二月十八日

遷宮導師高越寺法印宿澄上人

大工 小工 喜家

大工 久兵 衎

横田宅右工門

小工 嘉兵 衎

又一簡に天和二年壬戌十二月十八日

遷宮導師高越寺法印宿澄上人

大工 小工 喜家

大工 久兵 衎

横田宅右工門

小工 嘉兵 衎

能

祭

馬

場

幅八間に長百貳拾間

日 正月百手的の神事

八月十五日御輿行事 神事

六月廿五日湯釜の神事

霜月十五日新米の神事

按に正月百手的の神事は往古領主小笠原家細川家の時家中の諸士於當社百手的を射武運長久を祈り侍りし古例の相續せしと云傳ふ置文にもやぶさめどうの事見えたり今は奥名の氏子共より相勸る事になりぬ神祇詠

八重雲もはえたの風に吹晴れて曇らぬ御代に澄る月哉

松 月 堂

木綿麻山 神祇伯白川二位殿門人

延喜式内社

神主天日鷦命嫡孫忌部宿禰

種穗忌部神社

中 川 式 部

正 殿 長白羽命 天太玉尊

五神四座

天日鷦命作喰見神 合 殿

一神祕譯

本宮左脇宮

疫 隅 社 同上

猿田彥社

中 川 式 部

本宮の右脇宮

疫 隅 社 同上

猿田彥社

中 川 式 部

同右同

疫 隅 社 同上

猿田彥社

中 川 式 部

北の御祖神南の御祖神是亦祕譯有り

天物智社

中 川 式 部

風上社

本宮の戌亥に祭祀

中 川 式 部

十神殿

本宮を去ると一丁餘南に有り

中 川 式 部

將軍社

當殿の左御

大山祇社

同右の方

兩社とも御先代々を奉祭り

中 川 式 部

鳥守社

本宮を去と一丁半餘俗に鳥谷と云傳ふ

中 川 式 部

住田社

本宮を去と辰巳方三丁餘俗に住か内と云

中 川 式 部

祭神二座

御年神

中 川 式 部

日智子大神宮

本宮正東六丁余俗に日智子の尾と云祭神三座

中 巴 式 部

天神社同所

大山祇社

中 巴 式 部

杵筑太社

忌部本社を去と正東十二丁山の麓に有り

中 巴 式 部

祭神三座合殿

同右の方

中 巴 式 部

高頭神社

同右の方

中 巴 式 部

牛間宮

同右の方

中 巴 式 部

猿田彥社

同右に有り

中 巴 式 部

實直社

同右の方

中 巴 式 部

保玉ふ所則祭神保食神なり

同右の方

中 巴 式 部

狹田社

同右の方

中 巴 式 部

金木社

同右の方

中 巴 式 部

忌部本社を去と十丁余丑の方山の麓に有り

同右の方

中 巴 式 部

嚴島社 同處船止大川の上の邊に有り
御井の社 同處本宮を去と十二丁寅の方山麓に御井有り
祭神二座 俗に鹿の生の清水さし傳ふ忌部毎月御祭の時此水を以て御饌をかして

率地社祭神二座

天富神

當社鷦住王命は忌部の大祖天太玉命の孫天富命嫡孫也人王の十八代履仲天皇の后妃の御兄君也當社忌部をしたひ當地引地に住居し玉ふて大祖天太玉命の杵築太社を奉祭處の御神功にしたかひ當社忌部社並攝社末社等御建立有り天富命を率地明神と奉祭夫れより讚勵え趣き玉い大麻江に太玉の社を勸請し御一類社務として讃州の忌部御再興有り那賀郡高篠邑に遷座し玉い此所にて神去りし玉ふ臣下共清淨の地を撰み飯山の南の麓より一丁斗上しに尊體を納め今に飯山權現と奉祀し是より麓に高木有り此木を姓として是高木の元祖なり右忌部御再興の御神功に依て飯山權現鷦住王命靈を當地引地明神と御同社に祭祀率地明神二座合殿に奉崇御事なり當社は忌部本社を去ると寅の方十二丁山の麓にあり

大山祇社 忌部社より四丁余子の方有り
鏡社 本宮を去ると十丁余西の方に有り
大栗社 振穗社本宮を去ると二十丁余未申の方に有り
惠美壽社 同處俗におふじといふ
一の鳥居 神谷 本宮を去ると二十丁工の鳥井前にあり
神祇伯白川殿御染筆
御額一久保にあり

二の鳥井

本宮を去ると十五丁余東方山の麓に有り一つ瀧あり神靈奇異の鳴音あり即ち天日鷦命此

處仁於て麻穀を祓ひ清き給乎

太石 本宮を西江下る事一丁此石下を麻の窪と云
御腰掛の石二つ 上を御石を本社を戌亥に去ると四丁余未申日神入らせ給布方仁向布下の御石本社を戌亥仁去ると八丁余東北の隅日神出御方向ふ石上下二つの御石は麻穀五穀成就を祈良世給布處奈利
麻懸 畑 谷 本社南三丁計 船杉 本宮より二下下
り左右にあり
本宮を申の方江去と八丁余北谷の石皆角の如し

同未の方江去事八丁計
本宮より西十八丁余

本宮より二下下
り左右にあり

本宮を申の方江去と八丁余北谷の石皆角の如し

右兩箇所深旨あり

岩津 奇石 麻拔石 麻桶石 秤石 本宮を北へ下り大川 边にあり 日知石 燕鳥石 牛の爪石
京石 境石とも
清石とも

此石は麻植郡阿波郡の境なる故の名ともいへり

其他名ある石數多し

天日鷦命の御名六代目日鷦命と奉申神武天皇東征之時被召軍功に依て伊豫の二名の嶋の主を給布種穂忌部社

往昔社領十五万束

忌部頭官社生宇内家領四千貫

同社家二人之家領四千貫

文治三年三月阿波民部重義四國管領之時櫻間之城に居住爲將軍の命と忌部社爲御供料坂東坂西美馬三好阿波

右五郡之内にて田畠千町御寄附有之社地御免許依而當社の南の方に將軍社太守社と往古より奉祭
管領細川讚岐守頼春公より御寄附先年之通田畠千町夫れより三好長治勝瑞に在城の時も以前之通御寄附有之
所天正年中長曾我部土佐守元親四國横領之砌忌部社御供料退轉す
忌部姓は神代天太玉命天日鷦命より阿波國に神孫相續て住居せしに依て當郡其郡所々に忌部氏の舊跡多し
種穗忌部大明神詫宣
蒼生のつねに神につかへて直き心をはげますものはたゞへば軍陣におもむかんに刃をまじゆるに至て敵心を
へんじて味方に降り常に禍へんじて福となる是ひとへに神明の守護するがゆへなり蒼生のために五穀種を守
らん

當社本緣舊跡等數多雖有之其荒増を記委くは社傳に譲る

寶物 瑞御寶両乞に用ゆ 莢元神<sub>切付石寶曆年中
土中より堀出す</sub> 種穗忌部社御額 白川殿御染筆

同社記一卷白川殿
御作

社傳一卷白川家學頭
白井氏筆

忌部姓系圖一卷

早雲氏系圖一卷

祭日年中三十六度毎月九日十九日廿九日

正月九日 初祭禮五穀の祭式有り

田植の神事と云

同月十九日

疫神祭

同月廿九日 大祓神事

三月十九日 花を奉る神事

六月廿九日 名越神事

九月九日 新供神事前日八日迄古米を献す若し八日迄之内新米を御供役人取達るか又は古米に新米
交る時は御供役しやうがのからをせんじゆあみす是往昔より社例なり（荒木田武賛玉紫伊勢神宮に
も大同小異之舊式あり）

同月十九日 來歲穀豐稔の御祭執行なり

同月廿九日 大祓神事

此日近世相換を執行有り

神代卷に曰 上畧忌部遠祖天太玉命堀天香山五百箇真坂樹而上枝懸八坂瓊之五百箇御統中枝懸八咫鏡下枝懸
青和幣白和幣

同書曰下枝懸以栗國忌部遠祖天日鷦命所作木綿の便忌部首遠祖太玉命執取而廣厚稱辭祈啓矣

古事記に曰 於下枝取垂白丹寸午青丹寸午訓垂云志殿此種種物者布力玉命布力御幣登取持而

舊事記に曰 上枝懸八咫鏡亦名真經津之鏡中枝懸八坂瓊之五百箇御統之玉下枝懸青和幣白和幣凡厥種種諸物
儲備之事貝如所謀也復令中臣祖天兒屋命忌部祖天太玉命而

古語拾遺に曰 爰思兼神深思遠慮議曰宣令太玉の神率諸部神造和幣仍令石凝姥神取天香山銅以鑄日像之鏡令
長白羽神種麻以爲青和幣令天日鷦命以津昨見神穀木種殖之以作白和幣木綿物一夜に也
已上二番茂也

同書曰 又令天富命率齋部諸氏作種種神寶鏡鏡玉矛盾木綿麻等

又曰天日鷦命之孫造木綿及麻辨織布古語阿一良多倍仍令天富命率日鷦命之孫求肥饒地遣阿波國殖穀麻種其裔今在被國
大當嘗之年貢木綿麻布及種々物所以郡名爲麻殖之緣也天富命更求沃壤分阿波齋部氏率往東土播殖麻穀故
好麻所生謂之總國穀木所生故謂之結城郡古語麻謂云總今爲上總下
總二國是也阿波忌部所居便名安房郡今安一房國
今神祇伯也天富命即
於地立其太玉命社今謂之安房社其神戸有齋部氏

同書曰 于至難波長柄豐前朝白鳳四年以小華下諱齋部首佐賀斯拜神官頭今神祇伯也

舊事記曰 復天日鷦命孫造木綿及麻並織布矣古語云荒妙也復天富命率天日鷦命之孫分遣肥饒地播殖穀麻矣
復天富命更求沃壤地分殖好麻木綿永奉麻大嘗會緣復天富命於安房地立太玉命社謂安房社是也

國造本記曰 磐余尊發自日向赴向倭國東征之時於大倭國見漁夫謂左右曰海中者何物之耶乃遣粟忌部首祖天日鷦命使見之還來復命曰是有之耳名椎根津彥即召率來矣

同書曰 伊勢國造樞原朝以天降天矣久怒命孫天日命鷦定賜國造藻塗勅艸曰 木綿は麻穀の二物を云穀の波を以て紙幣を漉く兼俱云今も青は麻を以て白幣をは紙を切て用ゆ姓氏錄曰 神魂命五世孫天日和志命と見へたり

神代系圖傳曰 祖系末考天日鷦命栗國忌部

神代系圖秘傳曰 天年良命子天波與命子天日別命天日鷦命別名なり

神代式曰 麻植郡忌部神社名神大月次新嘗式號麻植神或號大日鷦神

續日本記曰 仁明天皇嘉祥二年夏四月甲子朔奉授阿波國天日鷦神從五位下

三代實錄曰 清和天皇貞觀元年正月廿七日授日鷦神從五位下

同書曰 陽成天皇元慶二年四月十四日己卯授天日鷦神從四位下

同書曰 同朝元慶七年十二月廿七日庚申授日鷦神從四位上

和名類聚鈔曰 麻植郡 伊垂部

大八洲記曰 麻植

續日本記曰 稱德天皇朝神護景雲二年秋七月乙酉阿波國麻植郡の人外從七位下忌部連方麿從五位上忌部連須美等十一人賜姓宿禰大初位下忌部越麿等十四人賜姓連（方麿は郡名の名方麿なり落字なり此の忌部は京より下向なり）

延喜式神祇七卷曰 践祚大嘗祭 由加物凡應供神御由加物器料者神語號雜贊同爲由加物九月上旬申官差忌部二人遣二國

先大祓後行事料馬一疋太刀一口弓一張箭二十隻鍬一口鹿皮一張庸布一段木綿八兩麻一斤鰯堅魚海藻滑海藻各二斤鹽二升米酒各二斗已上當郡所輸馬一疋太刀一口弓一張箭二十隻鍬一口鹿皮一張庸布一段木綿麻各一斤

堅魚餽各四斤海藻滑海已上阿波國麻植那賀兩所輸各四斤酒米各四斗鹽四升已上阿波國麻植那賀兩所輸其供神幣物並に作具及潛女衣料人別布丈四尺並

以大藏物充但し糧以當國正稅給人別同米二升紀伊七日阿波十日其物造了ト部監送齋場分付兩國但阿波國獻鹿布木綿

付神祇官紀伊國所獻簿餽四連生餽四連生餽生螺各六籠都志毛古毛各六籠螺貝燒監十顆並令賀多潛女十人備量程探其幣五色薄絕各一尺倭文一尺木綿麻各五兩葉薦一枚潛女所須鑿十貝刀子二枚 淡路國所造

十口各受五升比良加一百口各受五百升一百口一斗廿二百口各受其幣五色薄絕各三尺倭文三尺木綿麻各一斤葉薦一枚作貝鏹斧小

斧各二貝鏹二丁造訖使當國凡直氏一人著木綿髮執質木引導阿波國所獻龜布一端木綿六斤年魚十五缶赫英根合漬十五缶乾羊蹄蹲鴟橋子各十五籠已上忌部作龜四十五編鮪鮓十五已上那賀郡所作螺棘甲贏石華等並二十已上那賀郡所作女十人所作

其幣五色薄絕各六尺倭文六尺木綿麻各二斤葉薦一枚作貝鏹斧小斧各四貝鏹四丁鑿十二刀子四枚鉗二枚火鑽三枚並合忌部及潛女等量程造備凡紀伊淡路阿波三國造由加物使向京之路次之國掃道路祇承

同書曰 阿波國忌部所織龜妙服神語所謂阿良多倍是也預於神祇官設備納以細籠置於案上四角立賢木著木綿忌部一人執著木綿之賢木前行四人昇一案並著木綿鬢未時以前供物到朱雀門下神服部在前如初阿波忌部引龜服案出自神祇官就繪服案後立定待內辨畢衛門府開南三門如元日儀神祇官一人引神服男女等到於大嘗宮膳殿置酒柏出晏宿禰一人各擎多賀須伎其膳部酒部亦依次立並入大嘗宮共舛殿就案頭立定前頭先奠案上自飯以次午伸奉奠訖相顧退出明日撤酉時主殿寮以寮火設燈燎於悠紀主基二院院別二燈二燎伴宿禰一人佐伯宿禰一人各率

門部八人著青於南門外通夜庭燎悠紀主

名所部類曰 未勘國

木綿麻川又木葉川

木綿麻山

萬葉集十二卷曰

名

無

續古今集

夏 部

家

隆

續後撰集

冬 部

行

念 法 師

ゆふは川岩本菅のねにたてゝ長き夜あかす鳴千鳥哉

家持家集

戀つゝもあらんと思へばゆふは山かくれし君を忍ひかねつも

傳 哥

高根こす峯の初雪折くれば名にしをふてふ麻植の麻衣

日本記履中天皇の記に曰鷺住王云々是讚岐の國造阿波國

脚別凡てで二の族の始め祖也

按に鷺住王當國海部郡宍喰浦に始め住み玉い其後忌部神社を慕いて當所引地に住み玉い忌部社再興して後讚岐國に趣き彼國に住み玉ふと見へたり當地に住み玉ふ事委くは讚岐國飯山權現の神主高木氏の舊記に有りと云へり高木氏元木氏は鷺住王の抄なり

木綿麻日記

かみさまる麻植の麻衣おりをへて給ふそゆこけにきてもみる哉あとたれて幾世なるらん此山の名さへふりせぬ麻植の神垣神わさに植てし麻の淺からぬゑにしけれ大和言のは神垣はあめの八重霧立こめて千は

松 月 堂

やふるてふ鈴虫の鳴

祥官齋部の宿禰中川住郷の許へまねかる神傳社例きくにいとたうとし哥よ見てあるしにおくる

久堅の天津日鷺の種よりや葉末榮行麻植の神人

續木綿麻日記

川田三十五社詠哥あり

松 月 堂

蒼生の種穂さかへて豊年と守る日鷺の神の隨意

百 嘴 四 編 井養堂白飛集

政 明 述

千早振神代の昔へみけむかふ粟の國津風おたやかにしつめてよと久方の天日鷺命の天降りし侍りて長白羽命に麻を植るして青幣とす津喰見命に楮を作らせて白幣とし動なき岩戸の前に面白しめて度の言の葉もおこれりごなんはる神武の天すべら帝の御宇にしては天富命の忌部のみまこをひきいて此國の肥饒地をゑりて木綿麻の荒妙種々の物を作らせしむかしよりひこふるに大嘗會のみつきものとはなりぬ□かしよりがの氏人世におさかへて諸國にわからち麻植もて人の衣をつくる事なんさとし給へりといへり名にしおふ木綿麻の山は雲井に高し神わさすめるゆふは川のながれは世々にも絶せぬ麻楮の御貢物今も此御社より年々ことに禁庭に奉獻ことなりある日きよ石芋桶石に舟をつなぎあそびて

神代より名にながれたるゆふは川あゝひ稲て貢すうしもはしめて雪のかゝりけるを詠て

おりくれば名におふ麻植の白妙の衣とけさはみねのはつ雪

天明五乙巳十二月忌部の神の宮うつりの日詣で、社頭祝といふ事をよみて奉る

此山に詣たれうめて宮柱今もさかふる麻植の神垣

當社古事傳來

神代昔天日鷺命より始めて今の神主中川氏_{早雲氏別家}麻穀を製して稲清女年毎に

禁庭に献し奉る事也神祇伯白川殿御役所え指上來り候神代卷に襄國忌部造祖天日鑑の作れる木綿さあるによる政明

柳葉にかけし神代のぬさも此麻植てふ山に種初めけん

宣旨 左辨官下阿波國司

應神令織進荒妙御衣事 文畧す

文保二年九月廿六日

按に文保二成午年は九十四代後醍醐天皇御即位の前年にありたる年號也右御書麻植郡三ツ木山三木氏所持三木氏の所に詳なり

麻植郡川田邑名跡誌 二

神主

延喜式内社 天村雲神社 曼□部之丞高左

祭神天御中主命

伊志

天見

は破損

正月九日

祭日六月十七日

霜月十七日

當社は往昔忌部氏の建立也云々今世俗妙見社と云棟札一簡に曰文字見えかたし

御代官元

春

按に小笠氏の再興ならんかある説に建久九小笠原長經當社再興と云は誤りなり小笠原氏は承久合戦の依功に阿波淡路の守護職に居られ侍れば貞應年號後ならん建久の頃は當國守護職は佐々木中務進經高也

又棟札一簡に曰永錄元年成午□日

大檀那土肥久左衛門尉□本願住友藤次記銀に曰土肥氏當社建立小刀を奉納時安名にて神田として拾町

寄進と云々

按に土肥久左衛門は出羽守と□より一丁斗西に居住す今此所を殿屋敷と傳へたり

又記録曰

宮殿再興と

云々

破損字不明

神代系圖傳

伊勢外宮之末社に有り

宮崎氏の社祭る天牟雲ノ命を此神は昔天御中主命十二世の孫也外宮の神主宮崎氏度會氏の祖神也藻塙艸に曰正通云天熊人者以雲名之と雲雨の物を潤す徳を備たる神也萬葉集に

御空行雲も使と人はいえと家つとやられたつきしらすも一説に天ノ村雲命の別名乎と云りと云々

三代實錄に曰清和天皇朝貞觀十四年十一月廿九日乙未授阿波國正六位上伊比良咩の神從五位下

按に伊比良伊志波五音通す同神なり

舊事記に曰饒

按に天香語山命は日向へ天降三十二
神之内也

子天村雲

產靈尊子

神代系

附錄

二五

櫛真乳魂命子天多智^{ミタチ}村命子天御雲命子天牟良雲命子^{ミタマ}日別命
通俗三才諸神本記に曰 天宇良雲命は神皇彦靈尊七也の皇孫天津彦火瓊々杵尊日向國に天降玉ふ時の三十二
神の内也

神祇の詠歌

御空行雲間洩れ出る日のもの神人との始と聞
中御前大明神

柏井大明神^{ミタマ}凡號

祭 神^{ミタマ}三女神

神主 早雲兵部之丞高左
祭日八幡宮同月同日

當社は東西川田兩邑川田山山美馬郡拜邑右四ヶ邑惣氏神也往昔は八月廿五日八幡宮の神輿當社え行幸有し
也御社少し東の田畠の中に近世迄神輿御旅所^ト云石檻有り明和年中洪水に川成流失す又近世御迎御馬一
疋は乙女も馬上にて當社に来る八幡宮神輿は一の鳥井の傍御旅所にて御行合いそれより御神樂あり神輿
還御なり

神祇詠哥

高麗百濟新羅^{ミタマ}に順はしめて守る神垣

日本書記神功皇后の記曰 氣長足姫尊は稚日本根子彦太日々の天皇之曾孫氣長宿禰之女也母を曰葛城の
高額媛足仲彦天皇壬亥年に立て爲皇后幼而聰明叡智貌客壯麗父王異焉九年春二月足仲彦天皇崩於筑紫櫛
曰宮時皇后傷天皇不從神教而早崩以爲知所崇之神欲求財寶國是以命群臣及百寮以解罪改過更造齋宮於
小山田邑三月壬申朔皇后還吉日入齋宮親爲神主則命武內宿禰令撫琴曰中臣烏賊徒主爲審神佛者因以千繪
高置琴頭尾而清曰先日教天皇者誰神也願欲知其名逮干七日七夜乃答曰神風伊勢國之百傳度逢縣之鈴五十
鈴宮所居神名撞賢木嚴之魂天疎向津媛命焉亦問之除是神有神乎答曰幡萩穗出吾也於尾田吾田節之正作二

松 月 堂

淡郡所居之有也問亦有耶答曰於天事代於虛事代玉籤入彦嚴之事代神有之也問亦有耶答曰有無之下知焉於
是審神答曰□不而更後有言乎則對曰於日向國猶小門之水底所底而水葉稚之出居神名表筒男中筒男底筒男
神之有也問亦有耶答曰有無之不知焉遂不言且有神矣得神語隨教而祭然後遣吉備臣祖鴨別令擊熊襲國未經
絞辰而自服焉且荷持出村^{荷持此云}有羽白熊鷺者其爲人強健亦身有翼能飛以高翔是以不從皇命每略盜人民戌
子皇后欲擊熊鷺而自櫛^{櫛登利}日宮遷于松峽宮時飄風忽起御笠隨風故時人號其處曰御笠也辛卯至層增岐野即舉兵
擊羽白熊鷺而滅之謂左右曰取得熊鷺我心則安故號其處曰安也丙申轉至小門縣則誅土蜘蛛田油津媛時田油
津媛兄羽興軍而迎來然聞其妹被誅而逃之夏四月壬寅溯甲辰北到火前國松浦縣而進食於玉島里小河之側於
是皇后勾針爲鉤取粒爲餌抽取裳系爲縉登河中石上而投釣祈之曰朕而欲求財國若有成事者河魚飲鉤因以舉
竿乃獲細鱗魚時皇后曰希見也^{希見此云}故時人號其處曰梅豆國今謂松浦訛是以其國女人每當四月五旬以鉤投
河中捕年魚於今不絕唯男夫雖釣以不能獲魚既而皇后則識神教有驗更祭祀神祇躬欲西征爰定神田而佃之時
引灘河水欲潤神田堀掘及及于迹驚罔大磐塞之石不得穿溝皇后召武內宿禰捧劔鏡令禱祈神祇而求通溝則當時雷電霹靂蹴裂其磐令通水故時人號其溝曰裂田清也中略
即得神教而拜禮之因以依綱吾彦男垂見爲祭神主干時適當皇后之開胎皇后則取石插腰而祈之曰事竟還日彦
於茲其石今在于伊都縣道邊既而則爲荒魂爲軍先鋒請和魂爲王鎮冬十月己亥朔辛丑從和珥津發之時飛□
起風陽俟舉浪海中大魚悉浮挾船則大風順吹帆船隨波不勞櫓楫便到新羅時隨船潮浪遠達國中即知天神地祇
悉助歟新羅王於是戰戰栗粟^ト身無所則集諸人曰新羅之建國以來未嘗聞海水凌國若天運盡國爲海乎是言未
不乾船搘而春秋獻馬梳及馬鞭復不煩海遠以每年貢男女之調則重督之曰非東日更出西且除阿利那禮河返以
之逆流及河石昇爲星辰而殊闕春秋之朝忍廢梳鞭之貢天神地祇共討焉時或曰欲誅新羅王於是皇后日初承神

教將授金銀國又號令三軍曰勿殺自服今既獲國亦人自降服射殺之不祥乃解其縛爲飼部遂入其國中封重寶府庫收圖籍文書即以皇后所杖矛樹於新羅王門爲後葉之印故其矛今猶樹于新羅王門也爰新羅王波沙寢錦即以微叱己知波珍于岐爲質仍賚金銀彩色及綾羅繡緞載于八十艘船令從官軍是以新羅王常以八十船之調貢于日本國其之緣也於是高麗百濟二國聞新羅王收圖籍於日本國蜜令其軍勢則知不可勝自來于營外吓頭而歎曰從今以後永爾西蕃不絕朝貢故因以定內官家是所謂之三韓也皇后從新羅還之十二月戊戌朔辛亥生譽田天皇於筑紫故時人號其產處曰宇瀬也

八幡宮本紀曰 神后三韓より歸らせ給ひそのとし十二月十四日譽田皇子を筑紫の蚊田に生給ふ故に時の人に其處を改め名づけて宇瀬といふはれ給へる時時うての上に肉高くあつまりて鞆のことし是御胎内にましましける時御母后雄裝となして鞆をひしに似たるとなり古は鞆をはんだいひし故其瑞によりて譽田皇子と名つけ奉る又神后的御服にやどり給ひし時よりすでに天が下の主と定り給ひし故後世にて胎中天皇とも申奉りぬ孝謙天皇の御時御謚り奉り給ひて應神天皇と號す則八幡太神の御事なり宇瀬邑は筑前國糟屋郡にあり古傳の説にいはく神后新羅より歸らせ給ひて後御產所をにはせ蚊田邑に定め給ひ御產舍をいとなみ鸕鷀の羽を以てふかせ給ふやうて產舍にこもらせ給はんとて香稚の宮を出て芦津浦の上つかたを過はせ給ふ時御腹いみおたはしましける故はらいと宣ふ後人其所を名づけてはらたと云とかくして行事をいそがせ給ひしが日すでに斜なりたれば道のはどりなる石江御腰をかけられ日を守り居給ひ何の時にかあらんと宣はせける故其石を名づけて日守石と云其後道の側なる川にのぞみて御手を洗はせ給ふ今も其處を御手洗といふ供奉の人々御輿をすゝめはるゝ過させ給ひけるに猶御腰のいたみおもらせ給ひしかはあれわびくと宣ひぬ時の人に其處を名付てはびしといひける後世訛て旅石とはいふなりかくて蚊田邑の近づきければ產舍をいつこそとはせ給ひけるに御そばの人々そこと指さし申遣れはまや見めるそと悦はせ玉ひける故其處を早見の里と云給ふ御產舍にいらせぬひて安産のまじなひなればとて槐の木

を逆さまに地に挿みその東に向ひたる枝に所すがせ給ひたやすく御產ましくける御產湯とまいらせらるゝため清淨の水をえらはせ遣るに蚊田邑より東南にあたりて高山あり其嶺に清水あるよし聞えければ御產所の側に生茂れる樋あり其下にて產湯をめさせ給ふかかるに其木大に繁茂し枝葉ここにうるはし後人これを名付て湯蓋の森と云產湯をまいらせし官女をは湯方殿と號し宇瀬宮の末社に祝はれ侍る此時三韓はすでに歸服すといへども筑紫には猶異なる心を挿む人もやあらんと御產舍の四邊に八幡をたて兵士をして守らしめ給ふ後世に八幡太神と申奉るは此故なりとや御胞衣をば御產所の後なる川にてすゝぎ侍りけるに川の魚其血をのこし故今の世にても此川の鱗鰐は他の川の魚にかはり皆吻腴はぐれてあから侍るなりかくて御胞衣をは後なる川にをき所をはらひて後箱にいれ芦津浦におさめ其上に松を枯て標とし給ふ後世其處を箱崎といひ其松をしるとの松と號す御產の時取すからせ給ひし槐の枝はやかて根さて大木となりけるとかや其後度々植かへしといへども其本所をたかへす其種子を絶さず今にありいにしへ宇瀬宮の槐とて皇后皇女を始奉り御產平安の御祈の御衣には必此槐を用ひられしとなんされは平產の幸ある木なればとて子安の木と名づける 下畧

神祇詠歌

高麗百濟新羅の民を日の本に順はしめて守る神垣里老傳曰寛保の頃の初め工藤宇兵衛に御崇りあり其故は當社の傍は杉友氏與三左工門名負の田地あり享保以前川成其後草渡と成けるを故有て工藤氏の宇兵衛と云者の讓請に成ける彼地開きたし料作しける此田地の東の境は板東氏長左工門名負同年川成其島は鹿兒島氏半兵衛讓請地開す此半兵衛弟か祖父也信心の志深し此田島の境上往昔八幡宮當社え御幸の時御輿を居玉ふ石壇あり是を俗に御輿の御休場と云半兵衛は彼島地開き之時酒好みなれば日々石壇に神酒を備へ當社を祭る宇兵衛は其志無くして度々災難あり或時神託あり汝當社の邊りを耕作するに甚不信心なり半兵衛は日々神酒を備へて麻呂を来る汝一年に一度も神酒を備へて麻呂を呼出する事なり天神地祇を祭

る心なき故に様々の災難ありと其御告に恐れしにや彼田地を神主早雲氏へ寄附せりと云
延享の頃町名の者渡世の爲に撫養の郷に住す例年八幡宮御祭禮之節氏参りに歸り侍る或時彼者に中御前
大明神の御神託有り汝他郷に住すにより日々川田の三十二神巡番守護の爲に汝か住む村に行息才を守る
汝八幡宮え参詣すといへとも麻呂か社に詣てさる事の不信心なりと御告あり其告を村人とも傳え聞て誠
に信心を發し此時分迄は八月廿五日八幡宮祭禮同日の祭禮なりしに村長より氏子に觸て相談し六月十五
日を祭日と定め神主奉幣湯釜等の神事を修行す村中八百餘軒家毎に掛行燈を献す踊を獻す又相撲を興行
す又操芝居等の振々敷事あり神主八乙女等は假屋をしつらい居す故邑中よりはく行貳間に桁行四間の拜
殿を建立し侍るなり

寛政三辛亥年八月廿日洪水之節御社東西川成翌廿一日朝近隣の者共數人水を渡り御社に行見るに宮殿拜
殿流失す御敷之内拜殿の材木の横倒れ散亂し侍るに王殿は其材木の上に乗せ玉ひて北向に立せ玉ひぬ少
しも水にぬれもせさせ給はりぬこわ不思儀なる御事なり

同七乙卯年九月より宮殿再興地盤五尺餘築上申に付川田両邑川田山より日々氏子共數十人宛出土持仕十
一月七日奥名山路名岩谷名より三拾餘人來り當社御敷地之幅二間谷筋川通に御願申上去丑四月堀抜水通
しに相成所御殿より四間程裏の方右谷底の土を堀地盤え土持仕の申の刻過ぎ彼谷底を堀四方に石を立底
に平石を敷其上に小囊を居きあり中に大土器小土器二枚あり如何成事哉其故を知る者無し奇哉々同十午
年政明忠寛諸國大社順拜之節筑前國香椎宮の御石綾杉の葉同國宇瀬八幡宮御石湯蓋の楠皮葉豊前國宇佐
八幡宮社内御石楠葉を持歸り右小壺れ同十一己未年八月朔日御遷宮之節宮中に奉納す

一神 天日神とも云 時宗名にあり

天 祭 神 天照皇太神宮

祭 日 六月十七日

神祇詠歌

天照す惠を四方に敷島の倭州人あふかさらめや

二攸大權現奥戸權現を云加久名麻久戸にあり流失して今は無し

祭 神 稚日留女神
保食持神

當社は往昔大社にて小笠原殿時代置文に見えたり左に記す

奥戸の御申とうやく入目の事

一口明沙汰人共廿人酒三斗さかな

一十六日わいはな酒一斗もち廿四納升 三升

わてごる斗子哉さかな一ひねり花米

おしき十五まいかわらけ五

一同日神官に酒二斗二種肴

一十九日もちつきに酒三斗二種さかな

一同よひの申酒四斗五升五升なべ二

さかな二かみふくろ一御さきくりや

白米五升斗子五升のあるへし

一廿日酒かめ四に内へいなをしやかみ袋四ひさけ四ひしやく四とへひおけ四大うおけ

一あしかへいひむしろ 一まい

一人數分五升なへ三二種肴飯數米四斗御供米の外

一御上三飯酒兩度 錢五十文

一神子事 酒三斗五升 しつめ共に二種さかな以上酒三斗五升分 米八斗白米一斗八斗三合分能米二斗三升

一御 内 十八 神 樂 餅

一松 熊 五

一奥 宮 五

一御 さきくりや十五

祝分五神子十三人に六十五 神官八人に四十五人に五

以上百五十八

一御はけ上御内へ參分は悉えら里人おろすなりちくさはりは行事勾當わけてどるへきなり

一松熊へひねり花米二

一もちつきおしき四十まいうちへきかすく

永仁元年八月 日

源朝臣小笠原五郎常善

御代官十河甚内元清

當社はなんの時か流失そ名のみ残れり今に的場と云地名の田地あり近世迄川の中に楠の木の株水底に有りしと里老の傳へあり近くも早雲兵部太夫此川端にをいて旱魃年々雨を祈る

當社奥戸權現往昔洪水の節流失して名のみ奥戸に埋り王ふ

神祇詠哥 民安く守りをくとの誓よりむすひ定し神の瑞籬

山 内 松 月

旗見權現 川田旗見に有り

祭神 熊野十二社伊弉册尊

祭日 正月十八日

神祇詠哥

三熊野の三つの御山跡乗れて天地人を守る此神

白戸大明神 川田山楮植名に有り祭神天津彦々火瓊々杵尊

祭日 正月十五日百午的の神事

神祇詠哥

天降り此日本を安久樂を靜め定し神そ此神

白戸大明神 同邑楠根地名に有り

神祇詠哥 天降り此日本を安久樂を靜め定し神そ此神

脇宮一社 祭神 若一王子

祭日 正月十七日 百手的神事 六月十七日神事

神祇詠哥 脇宮再興相續籠島氏再興多し脇宮再興棟札右同断

白戸大明神 天降り此日本を安久樂を靜め定し神そ此神

祭神 天津彦々火瓊命

祭日 正月 五月廿七日

當社は細川泉屋形代々再興其後土肥氏再興棟札あり當邑は往昔川田四十二名之内政宗名と云傳ふ
日本を曇りなからと契りつる高天原に神つとへして

土橋大權現 川田邑坂口名にあり

神祇詠哥 大己貴尊

祭日 正月十七日 九月同日

神祇詠歌 國作る神の徳世に廣く豐葦原の名に茂るらむ

宇佐八幡宮 山路ノ上 天神同社

祭神 三女神 應神天皇

祭日 九月廿五日

當社は往昔社地一久保の東にありし其地川成今所に祝祭る古社跡は御籬地となり地名八幡免と云又近世開島となる

神祇詠哥

あと垂れて幾世澄むらん石清水水の上遠く宿る月影

祇園社 藤森にあり

祭神 素箋鳴尊

山内松月

祭日 六月七日

當社の傍に昔明圓寺といふあり何時頃か退轉せしや今は名のみと本尊の觀世音残りて一字の草堂に安置す長谷川家より代々修復の料を寄附あり寺泉と云清水あり又寺田と云地名残れり

神祇詠哥

ちかひ置いていつも八重の隔なく代をきめ守る神の八重垣

山内松月

天村雲神社より當社祇園迄川田十一社と稱す奥に二十一社を記す高越八幡種穂是を三社と稱す貳説に高越の一の宮中の宮湯立山王是十一社の内也と云湯立は今世詰村につく昔は川田邑の内なるにや二町の傳別に有るなり

井田大權現 井田名にあり

祭神 三座合殿 保食神 猿田彦神 天細女神

祭日 六月十七日

脇宮一社 若宮大權現

祭神 鹿兒島勘解由家明靈

傳曰當社往昔泉の屋形の東に有り石像三神石殿に鎮座まします道祖也里老傳に曰一神は今上の上田權現也

と云昔山分の者右三神の内一神を脊負て吾が里に歸らんとす今上の上田邊にして俄に腹痛す是神の祟りなべしこ思ひ道路の傍に捨置歸りしと云今上田權現と小祠を建立し祝祭る所あり當社二神近世迄石殿に鎮座ありしを享保七壬寅御殿を建立し六月十七日遷宮す往昔の石殿は寛政三辛亥年二月御殿再興の節本宮の地盤の内に積込ある也此時御殿屋根青銅凡て以革脇宮同斷並拜殿再興六月十三日遷宮

神祇詠歌 安國と守る誓ひやは街に身を興玉の神といふらん

山内松月

猿田彦太神御神德の記

夫れ道者日神の道にして教は猿田彦教なりとは先武門の軍陳を守り玉ふ時は事勝國勝長挾神と奉敬なり又壽命を守り玉ふ時は興玉神と稱す福錄を主く給ふ時は太田の神災を除き云ふ時の御名は岐神又來名戸神と申奉る扱亦往來の人を守り玉ふ時は衢神と申俗に道端之道陸神と申すも此御神の御事にしてゆきゝの人々々□毎に草木の枝を折て手向奉る旅行のつゝかなき事を祈り奉る此故に花折神と云ふ昔は旅人ぬさ袋首に掛て所々にて手向奉る又山を越る時此神を祭る也手向といふ事を以て峙とは申也菅家此度はの御詠哥も奈良峙にをして衢神によみて奉りし事なり又日本に潮汐を煮て壠と仕事を教玉ふ時は鹽土老翁と申奉る海上にては船玉の神と祭無目籠の小船を作りて彦炎出見尊を海宮に送玉ふも此御神にてまします也扱又諸人の作る惡事をつみのふ時の御名を鬼神と申衣食を守玉ふは御饌津神夫婦の縁を守り給ふは時道祖神又結ぶの神と申奉る人の門を守り給ふ時は舟戸神と申又國常立尊と御守り給ふ時は舟戸神と申又國常立尊と御同徳にて天下の土君なる故國底立尊と奉禰天地萬物の元氣を守り玉ふ故氣神と申愛敬を守父母幸行賣買のさいさきを守り給ふ故に幸神と稱しかのへさるの日は土金全きにより庚申神と祭り奉るなり又天照太神の御孫彦火瓊々杵尊日向國高千穗し觸の峯に御降臨の時天太王命天兒屋根命左右に添ひ御供の神達三十二神前後を守護し奉る此時御先祓仕給ふ御神の御名を猿田彦太神と申奉る今諸社祭禮の時鼻高の赤色の面を引かぶりて眞榊に木綿どりかけて手に持神幸の御先を祓ち彼御降臨の古例を慕ふ故此神の形を表する也又鬼門金神の守護神にて御座也かく御神徳大なる事は天が下の土公なるが故也諸社にをいて祈念祈禱を修行仕侍るにも此猿田彦太神を祈給りふ故諸願成就し侍るなりと謹而申

須諸神本記に日 瓊々杵尊降ふらせ給並猿田彦の事

天饒石天津彦々火瓊々杵尊は御文天狹穂耳尊に御かわりなされ豊葦原の中つ國え降給ふ八十萬の諸神先駆扈從ましまます天磐座を出給天八重雲をしひらき天降ます時に先駆の神立歸りて申は道の衢に一神有り上は高天原を光し下は葦原中國を耀し姿にて鼻の長さ七咫背の長七尺(當言七尋)且□とは尻明耀眼は八咫の鏡の如く

にし赤き事赤夏醬に似たり供神を遣れていか那る者ぞと問せたく思えども恐れて行者なしと申上よつて天鉗女神を召て汝は女なれ共けなげなりいそや參て尋來れとのたまへば天細女胸乳を露し蒂を脣の下まで押さげて嗟賺向立其時彼神の曰汝何の爲に是え來ませるや細女神對曰我は天細女といふる神なり天神の子御幸の道路に居るは誰や對曰吾は猿田彦太神と申神也天照太神の御子降給ふへきと承し故迎奉られ爲に爰に相待まかり在ざ申須内容未社奥玉神壇也さて汝は何處え是より行給ふや皇孫は何處えむけて到給ひよかられや答曰天孫は筑紫日向高千穂の□觸の峯に至り玉ふへし吾は伊勢挾田の五十鈴の川上に行へし吾をみ顯すものは汝なり汝我を送て到へしそいゑり天細女命立歸り委申上れば皇孫聞召能も承つるものかなしからば送り參らせよ今より後細女を改猿田彦の名首を取猿女の君と申と詔有り其後猿田彦の神阿邪河にまします時漁するごと比良夫貝に手を昨合されて海中え沈溺其底に居せる時の名を底度久御魂と云海水の都夫立時の名を都夫立御魂と云味佐久時の名を沫佐久御魂と云扱猿田彦の神を送て歸し時海中の魚名共を追あつめて汝等も天神の御子に仕へ奉んや否やと云えは諸の魚とも皆いかにも仕奉んやとぞ申ける其中に海鼠何とも答申さず獲女命海鼠をとらえて此口が有りながら不答かとて紺小刀にて其口をさく今に至迄海鼠の口裂てありそれより以來海鼠の速贊献時猿女の君

新古今集 猿田彦命詠和歌

久堅の天の八重雲ふり分て人たりし君を我ぞ迎へし

紀 濟 望

山 神 社

有吉名にあり

祭 神

大山祇命

神 祀 詠 歌

あし曳の大山祇の神垣にかけて櫻の花の包ゆふ

山 内 松 月

稻荷大明神 江下名有り

祭神 保食神

祭日 九月廿九日

桑打大權現 川田山桑打名にあり

祭神 大山祇命

祭日 正月十四日
六月同日

神祇詠哥

夏山の縁生添ふ神垣は紫守の神と仰く成へし

山神社 紙漉名に有り

祭神 大山祇命

祭日 正月十四日
六月十四日

神祇詠哥

染勝る秋の遊を幣として大山祇を祭る神垣

山神社 野田にあり

祭神 右同神

祭日 正六九月廿九日

神祇詠哥

冬枯の梢は花と積雪の恵そ高き山祇の神

八王子社 大張名樅谷に有り

祭神 素戔鳴尊

正月十六日百手的神事
五月廿三日神事

神祇詠哥 誓約せし神の慮の改玉は端穂の國の光なるへし

山神社 奥の井名にあり

祭神 大山祇命

祭日 正六九月七日

神祇詠哥

うこきなき守なればそ四方に名も大山祇と齋祭らん

若宮大明神 拜邑成戸名にあり

祭神 仁徳天皇

祭日 九月八日

神祇詠哥

世に每名の高津の宮の神垣によるへの水を澄もかはらん

若宮大明神 金木社

祭神 右同神

祭日 正九月十五日

山内松月

神祇詠哥

貢物ゆるき恵の政高津の宮の名さへふりせぬ

杵築大明神

大谷にあり

祭神

三種洋麿命

佐々良媛命

神祇詠哥

當社は出雲大社を祭る

神祇詠哥

國平し天の八千才ふりさきて仰くきつきの神の徳

若宮大明神

瀬津にあり

祭神

仁德天皇

神祇詠哥

正五九月十八日

山内松月

神南の飛鳥の宮に跡垂れて幸ある國を猶守るらし
愛宕權現 末國名にあり

祭神 伊弉册尊
祠遇突智尊

神祇詠歌 祭日 六月十四日

神祇詠歌 祭日 九月七日

神祇詠歌 祭日 九月八日

神祇詠歌 祭日 九月五日

神祇詠歌 祭日 同

附錄

山内松月

御覽す民の竈の賑ひに世のたのしさを神もしるら武
祇園社 岡有り

是迄の社を匹社と云傳ふ右十一社合三十三社と云ふ
御崎大明神 川田山久宗名あにり

御崎大明神 猿田彦大神

祭神 奥戸に同じ

奥宮井頭天皇 同所にあり

松熊山神社 麓山祇神

祭神 同

牛王神社 宗安名に有り

祭神 醍醐男命

祭神 素戔鳴命

右三社は奥戸大權現の末社なるべし奥戸社祭禮式に見へたり

當社の傍に宗安明神と云ふ祠有り

上田權現 祭日 九月二七日

上田名にあり

猿田彦大神 祭日 九月十七日

此所當け中に小祠に石像一神祭有る委くは井田權現の記にしする

天満宮 祭神 菅家

六月二十五日

爰に古木の梅有り世に並なき大木也根本一本にして三本に別れ其一本四尺巡り或は三尺余廻り高さ三回丈にも見ゆ侍る梅花の頃は隣郷にかんばしく匂ひわたるなり

鎮守森 江下の北にあり

花折神 猿田彦太神 祭日 九月二十三日

川田東の山

按に旅人幣の料に木の枝を折て手向をなす道祖神なり此故に花折と云傳のなり

牛王神社 山路にあり

大己貴神 醜男神 祭神 素戔鳴命

野神社

北島名ニアリ 奥分有吉山神傍ニアリ
川東廣北島中ニアリ

野槌命

此神を祭るには夏六月土用間日に小麥の餅を搗又はダンゴ等重箱に入茅を少し束て牛を引並に轍を持牛を引て詣てかの餅茅束を神前に備え祭る事なり

同神 北島の湯立境にあり

祭神右同

此社は世詰村之内湯立名と云所より登る川田村之内に有り故に借の野宮と稱す

楠木神 一久保川田市と云所に有り

諸人の祈る願ひに梓弓白羽の矢をそ手向にする

政

明

神祇詠哥

市久保に有り

惠美壽神社

事代主命

祭神 正九月十三日

此所は昔月々三ヶ度宛市の立し所と云川田市と云地名も此邊にあり今西町の惠美須の社は此所より移して市場もかわるこもいえり

鯰神社 末國にあり

鮫神由來記

政明述

抑當社鮫神の濫觴を里の翁に尋侍る翁對曰云々傳へし言の葉の世々經る今にたへざりき來由を某も聞傳るまゝに物語せん世の中に言も傳え書も傳ふる言の葉又やまと哥に續傳え今もよめる古事にもあやしきことの多く侍るめれば鮫神の來由近き里人などは能知れる事にし侍しとも知らぬ人の物語の種にもなり侍らんか往昔いつの頃とも定からぬと此里に柴折結べる菴して住わい侍りたる山がつあり常に農を業とすれども春の耕すなければ秋の薺穂の東積らすして朝夕もますしく星霜ををくり侍りぬものより炊ける飯は名にしをふ栗升の半にしみたさるを夫婦の食して或日一椀はご余り有りぬこれを傍の繩もてつれる棚にかいあげ置侍りさて夫婦は作りの畠に出て晝□に歸りて彼の棚を尋に何かも知らぬ飯は喰ふて器計ぞ残れり翌る日はきのふよりも穀を少くかしげども今日も又一椀計あまりとなん是を前の日の如く棚に上げ置侍りしに其日も同じ様に飯はなかりとかやかくせしほどに日毎に穀を減て炊とも余れる事はなほ同じ事にぞ有りき棚にて日毎に失ぬれども月日重るまゝにふしきの思ひぞ出にきとなんしかはなれど作りものは余の人に増りてみのり飯のりやはわすかにして足りの程に月に増日に増富榮え侍りぬある日婦人つくゞ思ふには飯の料の少くして夫婦の食に余るも不思義は夕余りの後の日毎に夫ぬるもふしづなり如何成ものにもせよ此飯を喰ふものゝ形ちの見まほしく思ひ扱丸盆に土公の灰をたいらかにして其中に盛れる飯をば置ぬる灰に足跡の付へきとのみをもひかてかくなしましをえ置て野に出ぬさて此久の心にかゝりぬるにや農の業も半にして婦人計栖に立戻りうかゞひ見侍るに實も大きな鮫の魚の灰にまぶれて棚の下に一落侍りて逃も得あらず白あわ吹てぞ居たりぬる婦人は是に驚て鍬の柄取りのべ已は日毎にわが飯を盜みて喰ふたるならんにくきしわさかなと終にたゞき殺し侍りぬ程なく夫も歸りぬれば有しようを告語りて鮫はそとにすてやり侍りぬなん角せん後は食の余れ事はなくて足らず成ぬれば穀をば昨日に増富月増炊くとも兎に角食の足らざる也それのみならず作りもの

も去年の秋には似もやらず僕は半を結ぶばかりにぞ侍りぬる又婦人も常ならず病の床に伏て枕も上らざりけるが次第に氣りよくもをざろへの夫はいと心ならねば神佛に願ひをかけて朝夕祈り侍れど驗もさらに見え侍らず或時婦人は起上り眼さしこづけに見えけるが我は此家に富をあげえし福の神なるぞかりに鮫の魚に化て日毎に食事を守り侍るに心せばくも婦人の手に殺せる事のうらみなれかが一命をば取てむくわんぞといふまゝに打伏て匂いまはるぞをそろしくも侍りけるあるじは是にをぞろき悲しめぞせんかたなく枕のもとに手をつきて只今の御どがめに申譯べき言の葉のいさゝかさうらはずたゞかれの一命をば御慈悲に御たすけ玉はれよさもありあらば是より後鮫神と祝ひ祭り奉るべしと一つ心にぞ祈り佗ければ病も少しづゝ治りぬそれより毎日の信心をこたらず神酒を備へ御燈をさゝげ奉るほどに日を経て婦人の病愈侍りたとなんそれより小祠を建て年毎に九月七日を侍り日に定め侍り神主は幣を手向を祓清め奉る近き里人も群集し侍りぬ扱人々に祓風の出たる事有ぬる時は彼社に詣ふて拜し奉り吾病の愈る事を守り給れ治せるならば命あらん限りは鮫の魚獵もせまじ又もごめても喰ふ事を留まるべしとちかひをこめ祈り侍るに日を経ずして彼祓風の失ぬる事は百人にて只一人も恵みあらずと云事なしまことにありがたき神慮の程のつくゞと老翁の物語聞しまゝに長々しき秋の夜の月清る窓のもとに筆を染るものなら 天明七のはし菊月七日謹而志留壽

船戸社 村中數十ヶ所あり

祭神 猿田彥大神

山神社 同斷

七社明神 加久名にあり

祭神 七人童子の靈と云

里老傳曰昔此所より高越山に登る坂口也と云ふる時參詣人口論して七人死す其故に七人童子の塚と云とぞ

川田名跡志

古地名跡三

頭官屋敷

麻植郡川田邑並に山分名跡志

種穗山を少し北土下り有り

率地

種穗山の麓の地名なり

當所は鷦住王命曾く住せ玉ふ所と彼の命は天太玉命孫天富命の嫡孫なり人王十八代履仲天皇の后妃の御兄君也

日本記履中天皇記曰 二月癸丑朔啣喚魚磯別之女大姫即姫高鶴の即納於右宮並爲嬪於是二ノ嬪恒歎曰悲哉吾兄王何處去耶天皇聞其歎而問之曰汝何歎息也

對曰妾兄鷦住王爲人強力輕捷由是獨馳越八尋屋而遊行既經多日不得面言故歎耳天皇悅其強力以喚之不參來重使而召猶不參來恒居於住吉邑自是以後廢以不求是讚岐國造阿波國脚昨別凡二族之始祖也

按に鷦住命は始海部郡完喰に住玉いそれより當地に住玉ふか又讚岐國越玉ふと見えたり委は忌部社の社の傳にあり

井上泉屋形舊跡

村ノ南高越山ノ麓也柳ノ井ト云

名水有り泉ノ上小坂有り菴ノ坂ト唱フ當所は始め小笠原氏居住すと云其後細川賴有居住夫レヨリ

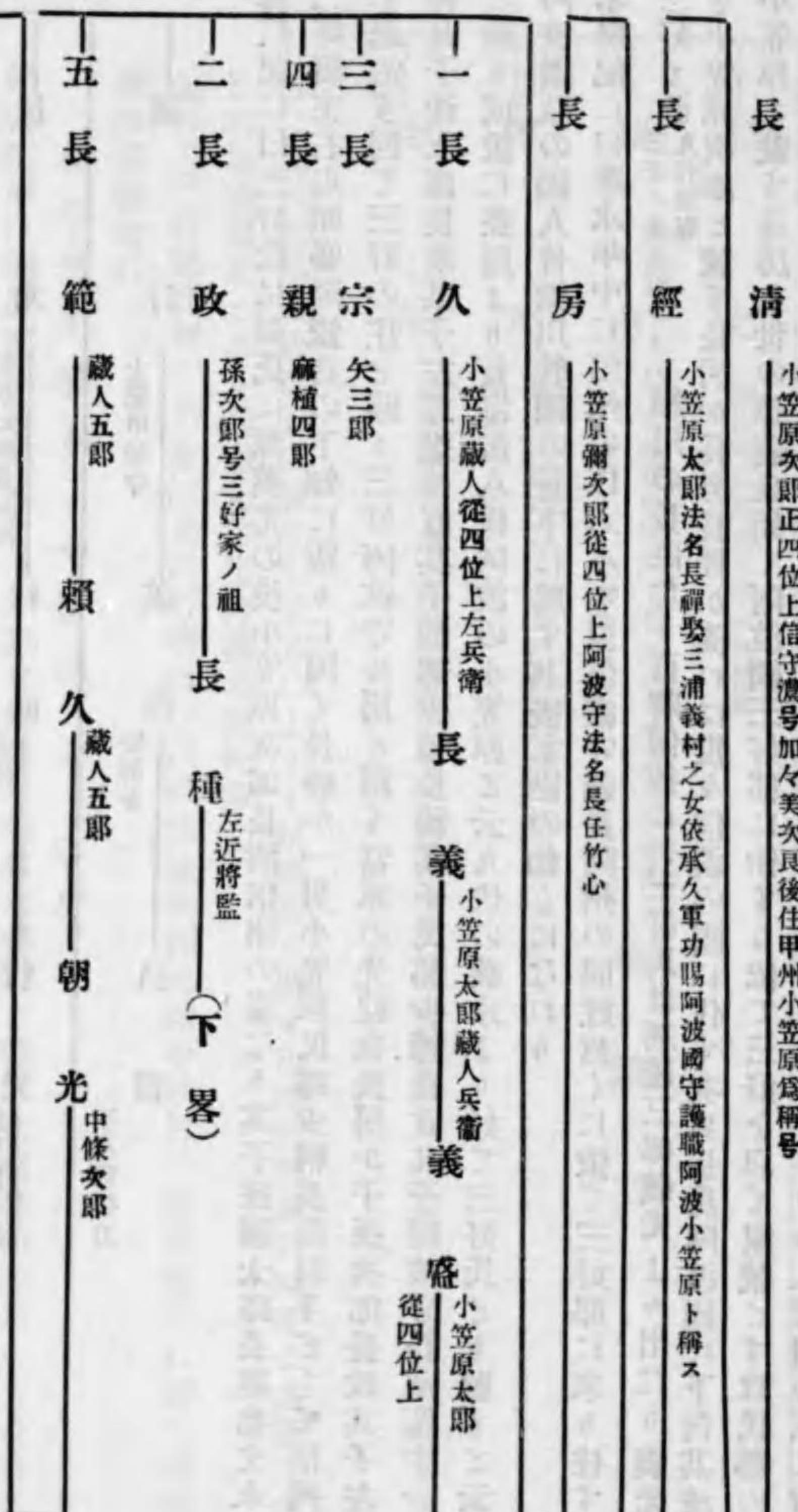
泉の屋形と稱す又元祿元龜の頃より土肥氏居住す土肥氏退轉の後は田畠と成又御林鎧 大土井 略ト云とも侍る

御箱谷ト云流名ノミ残レリ

阿波國來歴記に曰 山田氏當連上畧建久年中

拜寫トアリ

小笠原系圖に曰



義	行	土肥甲斐守	義	信	掃部介	昌	吉
長	光	左京太夫又太郎	行	時	次郎	行	光

平八郎帶刀
源三郎土肥ト号

應仁記に曰三好氏は源氏は源義光の後小笠原次郎長清信州の豪なり其子孫彌太郎長經也文永四年阿波國三好領主右馬頭盛隆鎌倉の下知に叛りに因て長經か一男小笠原民郎少輔長房討手として信州を出て盛隆を退治す因て三好の庄を賜り三好阿波守長房と稱す當家の先祖也長房か子孫次郎長政其子左近衛將監長種其子彦三郎長景其子左近進長直其子治部少輔長親其子民部少輔長宣其子阿波守長宗迄十一代三好の庄を領す或說に長房より長宗迄八代阿波の小笠原と云九代の義永より始て三好氏とも號すと云尊氏公より阿波讃岐の國人皆細川管領の旗下に屬す其後家臣の如くになれり

來歴記に曰應永年中に信州の住人小笠原信濃守義長阿州の同姓招くに依て三好郡に來り住す依て姓名を三好と改三好ノ祖長經ヨリハ細川の長臣たり百將傳抄に曰三好氏は新羅三郎義光より出たり義光の云孫長清を小笠原次郎と號す長清か長男長經か流れは世々信濃の國に住す次男長房阿波國に下向其流れを阿波の小笠原と號す長房七世の孫義長始て阿波國三好郡に住する依て三好を以て家號とす尊氏鄉の世より細川の一族相つゝいて阿波讃岐伊豫土佐四國の主たるによりて三好氏もとのつから細川の家に附屬せり義長か孫を三好筑前守長輝と云

按に小笠原氏當國守護職に居られしは承久以後の事と見え來歴記の建久年中よりあるは非ならんか建久の頃は佐々木經高當國の守護職と見ゆ正治二年八月二日蒙御氣色淡路阿波土佐以上三箇國守護職以下帶所等被召放之東鑑に見えたり正治年號は建久の後也

南海治亂記曰延元一年丁丑春細川刑部太輔賴春に四國の大將軍を賜て阿波國へ下向し勝瑞城に安居す三好記に曰

賴	春	細川刑部太輔讀岐守尊氏ヨリ四國大將軍被居置
賴	之	細川右馬頭也天下ノ管領職
賴	有	右馬頭勝妙院殿ト号ス法名梵榮道號春林
賴	顯	
元		細川三郎右京太夫從四位下應永四年五月七日卒ス
		妙歡院ト號ス
詮	春	細川讀岐守左近將監法名法性寺殿ト稱ス賴春ヨリ初リ詮春ヨリ次第ニ阿波國ノ細川家是也

按に細川右馬頭殿當所に居住し玉ふによりて泉屋形と稱す八幡宮再興の棟札に嘉慶二年亥戌二月十日右馬頭賴有とあり教春元常迄再興の棟札多し

(補外)三好記評判に曰應仁文明の頃ほひ宗祇法師廻國巡禮め秋月の城府屋形に於て連歌の會あり宗祇挨拶發句に

秋の月光勝るゝ今夜哉 (下畧)

賴之屋形は阿波郡秋月村にありと記す賴春の法名光勝院と號す宗祇發句の月ころは八月十五夜の月見に秋月の屋形にて賴春の法名を思ひ合しての趣向と見えたり

南海治亂記に曰 今出川殿より細川民部太輔教春を以て勝元を諭し畠山政長と交を絶しむ勝元已ことを不得して命に從ふ政長外援を失ふ万里小路の宅を持ことを不得正月十一日御靈宮へ引入政長か兵士身方の離るゝを見て力を落し成く勇氣を失て分散し義を守者僅に殘止て敵の來を待つ下略

按に教春は管領細川勝元の親族の副將なるによりて將軍今出川義親公教春を以て勝元の陣に遣し畠山義就としたしみをたゞしむと見えたり

同書に曰 文明十一年十一月將軍義尚公御父義政に代て天下の世務を行玉ふて時御年十五なり御父義尚公請に依て一條太閤兼良樵談治要一卷を撰て是をすゝめ玉ふ同年將軍家諸を式相完らる御相伴衆は畠山管領左工門尉政長細川九郎政元山名左工門尉政豊一色左京太夫義春細川兵部太輔勝久赤松兵部太輔政則斯波治部太輔義廉畠山左工門佐義純京極政經大内介政弘_{義廉以下東國也}

按に

又曰御伴衆と云は細川右馬頭政國山名宮少輔豐之畠山三郎大館刑部少輔政信武田彦太郎親信赤松孫治郎元祐伊勢七郎貞隆細川隱岐守成春同民部太輔教貞伊勢守貞宗也下略

名傳略記に曰 賴有多田滿仲後胤細川賴春の次男右馬頭明徳二年九月朔日記

同書に曰 教春義家十一代細川持春子民部少輔寶徳の頃

又曰 政春細川教春の子民部少輔讀岐守文明の頃

る

按に教春殿は右馬頭賴有殿の孫なるへし當村八幡宮再興棟札に永享十一年己未四月十九日教春とある

南海治亂記に曰 天文十八年六月廿七日將軍家京都の兵亂を避て東坂本に到り玉ひ常在寺を以て御旅館とす細川清元同右馬頭清賢同播磨守元常佐々木義賢奉従す義賢先月より江兵三万三千人を卒て洛に入東九條に屯をなし三好宗三を援しそする處に三好長慶間を用て江兵の疑を生せしむ是に由て宗三を捨殲す宗

或書に曰 一川田領主和泉屋形代官谷殿川田に住す一谷殿屋形背に屋形御意土井與兵殿討手に被仰付五月に下著折節不勢にて早速被討候一其後與兵衛殿號因幡守則谷殿に代り御住所井上城知行川田川田山拜村二千貫餘三好郡金九三千貫譜州三木郡知行と云々

按に小笠原氏は當國の守護職として居住し玉ふ其頃鎌倉鶴岡八幡宮至て御信仰有し也是によりて諸國守護職居住の村に八幡宮を觀請し玉いて祭禮式等嚴重に執行信仰有し也此時より郡郷の領主吾領内に八幡宮を勧請して弓矢神と仰て信仰せしこと古書に見えたりそれより村々に八幡宮の勧請といへり又當村の八幡宮宮殿等の結構なることは他村に無双ことを以て考るに當所に小笠原氏の居住有しこと顯然たり代々の御代官の姓名書見を記す元春十河甚内元清彌空觀置文に曰永仁元年小笠原太良常春と有り長義の別名なられ扱又足利將軍の代に細川賴春を四國大將軍被居勝瑞に居城し玉ふによりて自然と小笠原の一族細川家の旗下に屬すといへり其節小笠原家繁昌して國中所々に住す阿波小笠原と稱す其一二を爰に記す一の宮殿大西殿重清殿海部殿有持殿赤澤殿岡本殿馬詰殿大代殿姫田殿板東殿北原殿高志殿野中殿堀江殿麻植殿高畠殿高輪殿河南殿早淵殿等なるへし又其後貞和の娘賴春の次男右馬頭賴有殿當所に居住し玉ふより代々相續ノ永祿の頃刑部太輔殿に至迄居城なりと云當家は代々官領家の副將なるかゆへ代々京屋形に相詰らると云り當所の館には御留主居御代官其外諸士等守護し侍る_ト永正の頃か泉屋形の御留主居谷殿逆心によりて京屋形より土井網眞を討手に下し玉ふ事見えたりそれより土井與七星形留主居を相勤むと云御代官丹治右京亮常直_{熊谷次郎丹治直實ノ末葉カ}殿相勤らる土肥與兵衛尉も御代官を被勤しそそ扱又天文永祿の頃京屋形の管領細川晴元を始淡路養

宣之屋形尙春勝瑞之屋形持隆川田衆の屋形元常殿等御一族悉威勢日に衰込侍りて仇事三好家の一族威勢なるより終に細川の一族退轉す依之細川領十二ヶ國も三好家の得となる此時土井與兵衛後ヲ紀伊守ト号伊
終に三好殿の旗下に屬す故自然と泉屋形も土井殿の領地と成侍る細川刑部太輔殿は館の南花の丸と云山下に幽なる菴を結ひて住ひ王ふこと御いたはしき御住居なるしかは有れども土井殿よりも御館と尊敬に奉りしとそ今に地名を刑部太輔屋敷屋敷とも或は御館ともいゝ傳え侍る也

舊士姓氏祿に曰 川田殿氏源矢筈此書に永祿三年細川屋形氏紋御改今に拜村鳴戸細川伊勢三助所持なりと

土肥紀伊守の時代なり

太田文に曰 河田殿 源氏 矢筈 元龜四酉年二月十八日記之トアリ

古城記に曰 河田殿 土井兵部太輔 都進(臣)源氏 紋三ツ天筈(都臣源氏トナレ正新羅源氏ナリ)

三好記に曰 川田には土井兵部太輔

同書に曰 天正七年十二月廿七日脇岩倉の合戦上略大將不殘打死しければ殘可止氣色もなく思ひ切たる兵戸井新右工門鳴島文之進久次米與右工門川島兵工進麻植志應正内原久米太輔飯尾久左工門其外勇る義士數多討死しける

南海治亂記に曰 趣き右同し

系圖に曰 新右工門尉は三好家に屬すといえども其從弟土井伊賀守は長曾我部元親の旗下に屬す故にたかに不和となるに依て新右工門尉秀真は暫く北山に立退き時節を待りぬるに家政公御入國有りて後川田邑に歸りて住す此時當分浪人分にて御扶持被下置罷在所其後大栗山一揆之節故有りて讃州に浪人す生駒家に仕又其後讃州をも退き紀州に浪人ともいへり或曰土井氏川田を立退々事讖言の者ありし故とや其名をしりさす

按に系圖の趣にては三好記の説は誤なるへし三好記は寛文の頃福長氏に齊老著數十年をへての後なれば傳説相違もあるへし

同書に曰 土井勝五郎昌家關白様に宮仕て勘解由家明と云傳に曰大閣秀吉公の御養子關白秀次公洛陽二條に居城し玉ふ時昌家も勤仕せしと云秀吉公の實子秀賴公御出生有りそれより太閤と關白殿と御不和被爲成終に文祿四年秀次公京都に没落し玉い高野山に入て青嚴寺に於て果玉いしかは御來家國々の武士共に離散ふ土井勝五郎も當國に下向して古郷に歸りしは大閣の見聞起れ密に親族たる島津氏に相ひ談して鹿兒島與左工門と變名し民間に遊ぶ又慶長年中秀賴公之御招に志して上坂す元和はじめの年城内にて自殺と云々

土井紀伊守墓所

世俗殿の墓と云傳へり去る寛政庚戌八月杉原氏鹿兒島氏石碑を建立す同所に土井右工門尉の石碑同時

に建立す井の上井内に右工門尉名負の田畠多し

泉之屋形の元祖 細川右馬頭頼有殿明徳二年九月朔日逝去法名勝明院梵榮春焚居士寛政庚戌四百年遠忌に相當る土井氏の石碑に泉の屋形右馬殿住居の事など切付侍るしかあれと頼有殿四百年遠忌に相當事はしらさりきに年を経て考合し侍りぬかく遠忌にあたりて舊跡のしるし建立せしことの不思議さよ

井上の柳の井

里老傳に曰此泉は鎌倉の草紙にのる云の泉屋形と稱し又井上城と號も此井によせての號なるへし阿波國の政明といふ者のすめる泉屋形はむかし細川某の領せる舊跡と也その側に柳井と云名水ありときゝて

世ともにくちぬ柳農いきよき水の流れて絶すどうとき

從二位廷季

右三條西大納言殿之御詠歌

柳の水農名譽しけるを祝して

松月堂

かきとめて幾代すまなむ言のはもかれ努柳の水□農跡

泉屋形柳井作歌一首

久里可惠新以久世經努良武井門多江壽家内喜之美津乃和久爾万賀世傳
鹿兒島の家乃かた邊に□々水有柳の井拂の井その味淡し大がた乃水は名のみなられときこゆるまであれ
どこゝひまのあたりに見侍るもいと堂うとし此水をトるあるしいさほしも思ひしられて甘心のあまりか
くすへし侍る

す美繼やこれそみ々津農す衛堂邊すうつ壽眞井も宿ちかく新傳

御食粟の向國麻植し神の鎮り座すこほり川田の里耳鹿兒島氏なる竹光菴桃元士といへる雅人なり其祖の
出賜ひし者集人のさつまの國とかやこゝに來り賜へるは久しき前のことごなん城主土井の長者となりて其
名を輝し賜ひし後山林に跡をかくし賜ひしよりも今之國の守の始め治たまひしき里郷山林にかくれし
名家をたつて先規の士となりし賜ふ其家民間に交るといへども人以高しこす夫よりも土井城跡に居を
構へ賜ひて公敷の吏も兼賜ふにより宅地の租稅を免許し賜ふかのぬし業の餘力には日本の道を學ひ又
乾毒支那の教へにも及ひたまふ且其性質寛洞にして不能の人もいれすといふ事なきゆへに也風雅の士は
千里を遠しこせすして見へん事を願ふ彼士の家地也東には種野山の月明らきにして軒の下行流れにや
り南にはゆうまの俊山雲に聳へて花に雪に其ながめ深く西北には例しもなき竹林の扣へて鶯の神音は谷
をいてゝこゝにまつさく九夏三伏のあつき夜の情風徐に來類彼の片邊に涌泉あり家内喜の水といふ炎蒸
酷烈といへども盡ることなくへたひ汲むものは千歳の齡をのなる甘露の良藥といふへし僕かのぬしにむ

つぶる年久しきに年をこへて見へざることのうらみてとむらいしに公用の事とやうありて府にいたり賜
ふときゝ思情をのへおく

月うつる水を入れいや旅すゝり

玉田氏

過

橋

□

茂る葉やむかしづかしき柳の井

吉成氏

不

予

菴

□

茶の□もさそや柳の清水哉

山中氏

十

州

始遊政明君台題柳水

備州西原氏

竜

江

草

綿々青柳下。綠水在□前。君寄生涯處。悠藏曲江眠。

竹光菴記

國君の竹林何某か軒端に茂り筭ふ彼唐土程朱子の學ふ處の草堂の名も晦菴と稱せしかはかくや有なんも
のと奥ゆかしき事にそ思はれ傳留松竹耳なそらへ亭千代を壽くこと盡ぬるめかし事きにし侍れ古しへ
も今もかはらすして猶是を稱することにそりける一ふしに千代をこめ堂る竹の林には春たつあし堂こ
とに鶯農聲はのめきて大和言葉のいとや壽らかなる道を學んことをすも高越の山さくらはさながら梢
にかかる白雲と見まかひ盛夏の凌がた茂暑茂日耳は柳かもとの清水を結ひてまた來の秋の通之類かとう
たかひ外や滿の鹿の聲には戀する人難面こゝろを和らげて遙に山月を望て□秋の夜裳長しとせず曉告る
鐘の聲に衣／＼の恨みもあるらぬ雪を愛しては雲の上人の心をも思ひやられ侍る四時移り受ることに其
興猶多幾中のあらましを筆耳任せて此君の筭へ久しく替へぬ色耳號て竹光菴と稱壽留ものならしと爾云

一字軒 玉嶺謹述之

茂里貝此君の代や幾千ご勢

阿波の國麻植郡川田むら耳すめ留政明の大人乃やはとりいむかし細川某といへるものと□の住る所に
して泉の屋形といへりしここのいひつたふ處いまもそのところに柳井の水といふ名□□□泉のあり

ければよみける

と滑のたゆることなく美ついろもいく世のとりの

禮の柳水

汲めは猶柳のいろも春耳又

河野氏 里 模

谷屋敷 井上の東井田權現の邊の地名也

按に泉屋敷の留主居谷右馬助居住の地也

刑部太輔屋敷 地名なり御館とも云地名や井上の南にあり傳曰細川播磨守刑部太輔殿の住せ玉ふ所なり永正天文の頃細川家の一門威勢衰え三好家一族の爲に退轉す此時泉の屋形も御代官土井與兵衛采地となり御屋形を此所に幽なる菴をしつゝふいて移らせ奉り玉ふならん刑部太輔殿も折節のこと付ては春の花秋の月の眺にもこしかたゆくすえのことなと思ひ出させ給ふらんもあはれ成し御住居なりかくて永祿の末にや終に此所にて果給して今に刑部太輔の御墓所めて小石つみかさねたる塚あり春の□夏の□に茂り秋の花をのつかの手向ともなれり冬枯の頃は峯の嵐の吹拂ふさま今に猶あはれにそ見え侍る

刑部太輔屋敷

正天文の頃細川家の一門威勢衰え三好家一族の爲に退轉す此時泉の屋形も御代官土井與兵衛采地となり御屋形を此所に幽なる菴をしつゝふいて移らせ奉り玉ふならん刑部太輔殿も折節のこと付ては春の花秋の月の眺にもこしかたゆくすえのことなと思ひ出させ給ふらんもあはれ成し御住居なりかくて永祿の末にや終に此所にて果給して今に刑部太輔の御墓所めて小石つみかさねたる塚あり春の□夏の□に茂り秋の花をのつかの手向ともなれり冬枯の頃は峯の嵐の吹拂ふさま今に猶あはれにそ見え侍る

細川のれみし昔そしのはるもおやかた谷の名の流るも

政

城の丸 泉屋形西南大室山に有り山嶺に少し平地あり

傳曰泉屋形のせつかう台と云人數をこめをり所なり

堀切の丸

同上

傳曰爰も軍用の爲人數をこめし所なり

陸地の丸

同上

蛇淵谷 同し東谷筋御館の水上なり

蛇の枕石と云り御館瀧絶景なり

花の丸 同東刑部太輔の屋敷の上にあり

發句

蝶々の尋と羅ん花の丸

名にし給ふ不斷櫻や花の丸

百艸の邊も揃ふや華の丸

發句

佐保姫の引や山田の瀧の糸

春雨や山田の瀧の糸本し

同上

道三星敷 同上

所刑部太輔屋敷の東

花の丸の少し上にあり時代不詳

次郎翁屋敷

平山の下にもあり

志摩殿の墓

平山の下豆成にあり時代何某不詳畠中に塚有して伴助と云者取捨て居屋敷とす死靈様にたゝ

りをなす依是此所に小祠を建て不動權現と祭る奇瑞あり歎を痛人此靈神に立願痛治するといふ傳ふ

土居之内

村の中奥田井と云所にあり西北石垣今にあり傳曰土井氏始め住玉ふ所と云後井上城に移と云

又土井將監と云人の住ける所ともいえり將監系圖に不見

川邊ニ出歸ルサ土居ノ前ヲ通リケルニ響ノ音聞エカスカニ大

ナル白馬立リ是ヲ見テ足早ニ通リスギ住吉ノ西邊マテ其響ノ音聞エ侍リケルト

和太次ト云人見聞ノ儘ニ物語侍ル

殿屋敷

地名なり昔は十二奇と云所今に島名と唱えかえたり村雲の社の西南西北三方御藪其中の畠の

地名なり今住友氏菩提菴有系圖に曰土井因幡守の次男久左衛門子新助を號伊賀守長曾我部元親の旗下に屬す

リ友松三百貫讚州三木郡にて二千貫を領知すと云久左衛門子新助を號伊賀守長曾我部元親の旗下に屬す

依是從弟土井新右工門とは不和成と云々伊賀守子丹後守備後守女子三人林道感妻鹿兒島勘解由妻と有り

又天正の末に丹後守備後守は當所を立退き南方に浪人し侍るどあり或說に女子川島城代林道感の與力原

甚右衛門妻とも云ゆ又村雲社に永祿之年戊午六月土井久左衛門尉再興棟札有り又村雲の社の少し北に十

二寄塚と云あり俗說に土佐方の勢は合戦し十二人討死せし所と云さにあらん十二寄は昔の地名なり按に

因幡守出羽守の墓所なり

勘解由塚

村東麥原八子田と云所にあり鹿兒島家明の廟里老傳「をこり」の病をわすらふ人は此墓に詣て

立すれば必落し給ふといへり

傳記に曰 天地のめぐり常なれは諸人の身もすがくし雨風常にたがへはさまの病をわすらふ人を、

し是をいやするには種々の木草を製して陰陽の災を拂ふはた天津神國津神に心を同し奉るなど

れど幸を祈り邪氣を祓除くことは常のしはざにて侍りけるされは鹿兒島姓の末葉なる丹右工門何某は水

無月の初より「をこり病」にをかされ一日隔によるひなやみ程ふれは身もつかれ醫師手をつくし切り薬なんぞいへる良薬を用ひ長りけれどもわきて驗も見へすなんありければ神佛の尊き御符を乞い請水上を結ひて是をいたへくはた道邊の石神を繩もとくり我病落し給はれ治するほどなは其繩ときて奉るなど人々の能きといひ教る程のましないことさまをかへ神に契ひ佛に祈り侍れども猶しるしなく病はいやましに募り奴今はた勢にすべきわざも盡みれたりけるいともはや日數もつもりて五六の旬にもなりしかともいつ治すべきことも思もほへざればつくく心をたくらし兎にも角にも先祖勘解由尊靈を祈りてこそ守りの程もあるらめと朝まだきに病の床を起出ぬけふしは又ふるも日なれはまづ御墓所に詣んだと手あらい口すゝぎなんぞして古墳近く歩行尊前にひざまづき堂を合て三度拜をなし奉り下官は靈の神の末流にてさむらふ此頃(をこり)にをかさしあまたの日を經ぬれば早つかれ命のほどもありふくをばさへむらふねがはくは尊靈の加護を垂れ玉ひ我病の苦しをわすれさせ玉はしと只一つ心になりて祈り奉り侍りぬ夫れより吾家にかへり病の發らん程をそ侍て居たりぬるされは午の刻ばかりさてばしき頃ばひ俄に身柱(ちりけ)の元より寒げだちて誠に氷水をそよぎかけるが如く婦留伊出れば心も夢の現のよふにありける折ふしかくて伏せる屋根の三ツ目の屋なか竹の程より三堂ばかりとをほしき鯰の魚の丹右工門目がけぬめりよると見へ侍れは猶しもふるひいやまさり是を見るに眼はさながら黄金の如くきて家の中に照りもからやき口毛は鉄が子の針の如くにしてあざとは耳の根迄もさけてさもをそろしげなるさまなれば足を見る程身の毛よだしたへ入計にして侍りぬる爰にもふしきなる事にし侍る靈香芬くとして何方よりもなく靈神忽然として顯れ侍る御頭には鳥帽子を召せ黄色の狩衣にさしぬき崩黄の色深く履高く踏ならし大刀を帶ひ鉢を持せて立給ふ御面像のいと尊くして猶有かたく思はれ侍りける靈神彼の邪鬼にむかはせ給ひて宜く汝此頃磨が子孫たる者にたらりをなし日數経れども立退くことなふ様々なやみをなすこそにくき事なれ只今立退くべしそむく程なれば汝をつみなはんぞいかりの色をあらはし

給へい邪鬼は頭をうなだれてすゝむへき色も見えず來りし方に滑々て去り侍りけるる靈神は御鉢を取直し三度が程跡を拂ひ清めさせ玉ひかきけす如くに失玉ふ有難かりし御守りにそ侍りける時に丹右工門は人心して眼を開けば忽心もすかくしく其日のあるひも止り侍りぬ扱も今現の様に靈神の顯れ邪鬼を退け給ふこそ是先祖の尊靈にてましますらめと一入信心肝にめいし妻子にも此次第委く語り拝御墓所に七日が程こそ詣させ侍りけるごなん夫より同姓の者にも語り侍れば何連も有難き事になん思ひ其後井田權現の傍に小祠を建て靈神(以下欠)

鹿兒島の銘のはしめを記す

豊葦原の水穂の國の清濁自藏の言葉を以て万物の名も極□侍りはた物の名も以亭物乃名に呼形に應して其名の定り侍るも有ると見へたり六十余りの國の名も夫々の謂あり生き物の類草木に到れるまでおなしことわりなせり唐土と天竺風土は異り侍るといえども東方大陽乃初めにして外國は中天□天なり懸案を以て是を樹木にたとえてみれば日本の本は根本にして外國は中腰なり枝々のことし故耳其根は土石をトてつゝしみの教なり宇は其姓全して性德到善のおしへありはた其枝葉は應々と生茂りて花と咲或は紅葉し口香かんはしどいと面白見て侍るとも榮枯あり是寂滅の教なり唐土天竺は王孫も度々に變り國の名もとも耳改り改る儒佛の教え今日の本に流布するも花や紅葉の其根に歸るがことし□□此ふたつの教も偽る神國青陽の芽より外國にあらはれ花實茂結ふと覺とも終には日本の本の政のこやしともなれり是枝葉なるか故なり忝くも我朝は寶祚の往昔より人王つごふはた世に到れども神孫統々として万代不易に御榮御座事なり是日の神乃御本國なればなり古歌耳我國は天照る神の末なれば日の本ごしもいふにありけるよめるさて鹿兒島と呼發りを遠く鑑に千早振七代の後地神第四次彦火々出見尊末天位の御譲りを請させ玉はさる御時獵を樂ませ玉ひ御兄の火酢芹尊の漁と樂ま勢玉ひ侍りき或時御兄の尊の釣をかり給ひて海邊に遊行玉ひしか彼の釣を失はせ給ひ侍る是により兄の尊述鱗甚しくおはしませば無爲方彼海邊に到りて

終日歎悲ませ玉ふ奥に壇土老翁神名薩摩頃國郡牧聞神社今和多津美明神ト号風土記ニ曰
陸奥國宮城郡壇龍神名戎阿波國名方部和多津美豊玉彦ト有と申神おかりん事の譯を問

ひ奉り國告で日天孫是より海宮に至り海神神名戎阿波國名方部和多津美豊玉彦ト有と見にて事の譯を頼ませ給へと教て作無目

籠内彦火々出見尊於籠中沈之干海即自然有可怡小汀於是侍籠遊行す忽至海神之宮海神殿に八重席薦を敷て天孫を迎入いつきかしき奉り大小魚ともを集めて向ひ尋侍るに赤女といへる魚の口に含めり是を取り是を尊に奉る尊喜びの餘り海宮にとゞまらせ給ひ海神の御女豐玉姫を娶三年餘りむつまひ給ふがくて後

本國に歸らんことを圖ひ玉ふにより海神に珠潮満珠を奉りて火酢芹尊を歸せかせ給ふべき謀を教え奉り侍る既に別れに望みて豊玉姫の曰妾が身今堂々ならず侍る天孫本國にして海邊に產家を仕つらひ浪風荒き日を侍玉へとなんはたして其この如くの給ぬ尊に告て曰産に望み侍らば必ず入らせ給ふことなけれん御產家いまだふきあえざりしうちに侍れば則御名を彦波激武鷦草不合尊地神五代目と申奉るなり全其所は

日向國鵜の濱となんいえり彦火々出見尊歌して姫のもとへ送らせ賜ふ御言葉曰

飲企都劉利軒茂豆句志麿示和謂稱忌伊茂據和素遷譽能據□馭□母

ど妹背の契り漫からず姫の御心をなだめさせ玉えは其女弟玉伏姫を以皇子をそだてさせ奉流扱豊玉姫の

かへし歌を送らせ玉や御言葉に曰

阿軒鄉麿酒利據阿利登比據播伊播「企」我譽贈比志多輔炉句阿句計利

此歌のところは天孫の御威徳を尊崇し給ふ也薩摩は去妻の訓豊玉姫の彼國に設く大隅國案原郡鹿兒島神社は彦火々出見尊を祭るならん云傳へ鹿島と籠島義一にして無目籠より出るの名なりとも云り藻壇草ニかくいへばとて我家は神孫と見るにはあらず或人の俳諧の句にも横柄云ふな先祖伊弉諾といへる句もあり

われは我も人も「伊弉諾伊弉册の二神農神御胤と見るべし中祖集人の薩摩國鹿兒島の郡より出て洛陽

細川官領家に勤仕□と云傳へ侍るそれよりして阿波國麻植の郡川田の屋形耳くだり勤仕す故有て家名を鹿兒島と改めると云傳へり其因によりてむかしの名の初て生て出るものと尋ね榮へ行末葉のかたり繼るもさあやしき言葉をかいつ侍けるものならし

政 明 あめ淺知をかそいろとしもいふなれば人こそ神のみたまなりけり

大坊惣持院舊跡 鐘塚と云立石あり

谷を越て北に鐘鑄原と云地名あり貞治二年十月沙彌淨法とあり關伽井と云清水今に有り

傳曰大坊は門主にして川田、川田山の寺院は殘らず末寺なりと云近世明王院先住清山法印大坊を再興する所高越寺と出入に申結ひ終には大坊退轉するといえども故有て大坊の寺無殘明王院支配と成り今に田島相扣し也六地藏尊も大坊の境内にありししか退轉の後一の宮の北道路の傍に安置し大なる平石を雨露の爲に六地藏の上に置る侍を世俗大坊の笠地藏と稱す地藏傳明王院の所に出す

關伽井の水

摩尼珠山のふもとある川田の庄大坊惣持院となんいへば昔弘法大師の草創とかや星霜ぶりてののち當所の領主泉の屋形細河氏の代々はた土井氏のばだい所になん侍りけるしかあるにかの屋形は永祿のころを以三好氏の爲にめつぼうし侍るとなんつゝいて土井氏も天正の比土佐元親が爲にほろひにきかく大旦那なくなり侍れは終にそうちもあるかなきかになりて絶侍るはづかに鐘づかねるか原あか井など今しも名のみ残りて侍るそもそも關伽井の水といへるはかしこも高野大師のうちし給ふ靈水となんいひへたり侍けり予その跡にもうでしにおりしも秋の夜のいとさやけき月影の水の面にうつれりけるをたふとくも手に結び侍りてよめる

備府菅氏 敏 雄

備府菅氏 敏 雄

宮 古 坊 天正御檢地帖宮坊名負八幡宮の西にあり

風呂の谷 地名なり石風呂有り

傳曰神代より有と云又弘法大師の造るとも云傍に梵字切付の石數多有り其中に貞治二癸卯年二月の

文字有り今早雲氏扣島の中にあり

音 堂 地名なり亭の下の同所なり昔伽藍有し塔の址とて古塚二つ今に有り德光田地名なり今は齊田と書替たり

里老傳に曰昔齋講堂と云ありて村人齋米を持寄り念佛を唱ふ堂ありしが云念佛講中は其傳來りしことなりと云俗説大なる誤なるへし永仁の頃の書に德光とあり何時の頃齋講と文字書達しにや

明田寺舊跡

友守祇園社の傍にあり今の藤森と書かえたり古事には友守と書ある

傳曰往昔祇園の別當の寺院の跡と云石碑あり南西石垣あり南に門の入口ありとその傍に鐘樓堂の地盤ありしを近世取すて島となす戊亥の方に寺泉と云清水ありそれより西を寺田と云田井あり名のみ残れり今も本尊觀世音尊像草堂に安置す國老長谷川家より修覆の料寄附あり

瓶 が 坪 地名なり奥田井土井の内の少し西に有り明和年中の洪水に川堤切込田地川成崩れ口より瓶

數多出たり如何成瓶なるにや地名に唱來るも又ふしがなり

小 石 室 村の東住吉名西原名はたに名麥原名亦は野山の中數十ヶ所あり俗に塚穴と云ふ

里老傳に曰神代に人の住みける所なるべし此室に居住の時つゞがと云る虫出て人を喰ふことあり此時木の花を折て居所にさせばがのつゝが虫出て人をさゝずとなんまじないなるべし今にも無事なる

事をつゝがなきと云も古語なるべし今世の立花生花も此の古事なるといえりある説に火の雨の降る故に石室を作る云事いぶかし

猿塚 村の東麥原と云所にあり

野老傳に曰昔牛一夜二夜に數十疋死する病流行れり牛打と云者來りて人の家毎の牛を打と云是をまじなふ爲に村の入口に猿塚と號し築けるとはより後かゝる牛の病も流行事なしといえり

猫塚 同じ所少一南にあり因縁未聞

犬神が端地名なり

按に昔し犬神使と云者の居住し玉ふ所が三好氏の持傳古書に曰 地名の因に記す

阿波國中使犬神輩在々に而尋拔之可致罪科之旨相觸三郡諸領主堅可致到下知之由也仍執達如件

常

連 (花押)

文明四八月十三日

三好式部少輔殿

石室 地名なり川東の山にあり

寛政元酉美馬郡の人此邊の柴山を堀島とす其所鐵くすの如きもの多く有燒物等多有り何なるものと云事をしる人なし

黒墓 村の南川東と云ふ所にあり何人塚不詳地名なり此地を作る人彼墓を取捨て侍りけるに崇をなす事甚し其後又小祠を造りて靈神を祝ひ侍る

三吉の墓 村の南加久名と云ふ所にあり

里老傳曰世話村青木城主市原三吉敵に追れて此所に逃來りてある木蔭に隠れしのびけるを里人敵に告て終に害せられるとなり今其所に墓あり因に記す青木の城之地は川田城主土井紀伊守殿の領地

なりしを世詰の領主市原石見守殿の土居構は水入なるが故に青木を城地に望まれ侍りて紀伊守に乞ふによりて世詰村之内二町地と云ふ所を替地に取り青木の地を石見守の城地にせしとなり世詰村之内二町地云所今川田邑御高の内なり

永祿三年御屋形細川讚岐守殿國中諸士氏紋御改書曰 市原殿氏平紋三つ頭巴の丸太田文に市原殿はのせず

垣生(カキウ)名 地名也今加久名と音を誤なるべし加久の入口に垣添と地名あるを以て考へし

金突田 袖坂田と云ふ又キンタ田と云ふ加久名にあり

里老傳に曰 大人川田山の片山と云ふ所より旗見と云ふ所へ一足にまたぐとてこけてけつをつく

其故に金突田と云といえり往來の人此處にてこけたれば惡し其時片袖を扱て捨つべしと云傳あやしき傳説なれどもしるしをき侍る

兩乞島 同じ所加久名にあり

里老傳に曰旱魃の年此島を作る人の家なる鍋ぶたを盜出して川田山銚子の淵と云につけ侍れば忽雨降るといえり然も彼鍋ぶたを盗みし人も盗れし人も惡事來れと云傳えて今に其事止ことなし

田 地名なり 加久名に近き所なり

按に奥戸櫻現の神田也公田と書は誤なるべし

田 地名なり 泉屋形の東谷屋敷邊也拂々の清水と云名水あり

傳曰拂々木は八丁四方の水氣を吸ひ寄る云えり此故に植けるなり古木あり其根本より清水涌出する

此泉は鎌倉の草紙にのりしと云傳ふ國君御巡國の節も此水を以御本陣御遣水とす三日前より井の邊垣を詰廻して泉を清めて人を不寄

井田のかたへに拂々の清水とて名水ありける

松月堂

六七

年貢九の一とて田地の九九反ある所の眞中の一反分を百姓共より耕作して天皇に貢奉ることあり四方八反分は百姓共耕作して食物とする

一反	一反	一反
一反	公田	一反
一反		

此眞中の一反公田なり

軍術の書曰八陣の方は井田を以本と以眞中大將軍の居所なり四方の八陣は軍兵居所なり城取野陣山陣皆此方を以て軍兵の備えをなすとあり

同 裏 御 墓 岡と云所の上の嶺にあり何人不詳
同 按に上代貴人の墓と見ゆ石西四方に積其上に長八尺幅四尺計の大石を置
同 御 墓 如し上の嶺にありぬぐり二間四方計大石數々に積み巡す
同 御 墓 同し所少し東の山の嶺に有同じ此所には中古猿田彦太神を祭る石壇を築此時土中より劍又燒物器等たんく堀出す今幸神の丸と云ふ

町 川 久 保 東町西町地名なり惠美壽神社西町にあり
市 田 地名也村の北吉野川の邊りなり昔は月に六度宛の市の立しと云惠美壽神社もあり

里老傳曰昔忌部高越の祭禮の節國中及隣國の產物此所にて賣買せし大市場なりと云其後今の高越市場に移すと云今の市場二十余町も隔るなり西町惠美壽の神社同久保より移すと云傳えり

苧 延 原 川田市の北吉野川邊の地名なり俗字延と云

傳曰忌部氏苧を洒し此所に延干玉てふ所也

アイウエヲの正音普通にて今はうのべと云が川田邑兩乞の節は此所にて龍神は踊を獻場所なり
岩 津 船戸同所の地名なり川田邑御檢地帳面にも岩津（寛政十有巳未年諸國山水の書書板形なる阿波國三ヶ所の一なり）と云字の地名あり船渡場の邊なり昔は渡守川田邑に住居せしが近世の北地西林邑に渡守住す此故にや岩津と云名西林邑の宮の上邊の地名のよに諸人思てや唱え侍る事になりかの所にも岩津と云地名あるかはしらぬ川田邑に岩津と云地名古く唱へたり慶長十四年二月棟附御改帳に岩津渡し一人と川田村の帳面にあり

鼓 山 種穗山の北向なり

西行の和歌さて野老傳に曰

皴山うち出で見れば西林岩津と云はおしのすみか

百轉四偏にのす 竹陽齋桃間 齋鹿兒島政章桃三ト改

打霞む皴の山に初音かな

産 物 米雜穀 煙草西原 藍近世 里芋 甘藷近世 鮎山川 猪高越山 鹿上同 猿

佛法僧上同 駒鳥上同下同 七九寸紙尺長紙近世 楮麻近世 不作 万年草長越山 天梅草同上 元結

山 築 御 林 高越山、大室山、大藤谷、岡、

井上御林俗ニ大土井時宗、中御前船戸、瀬津、大坪小築 大坊上同 一ノ宮上同 有吉

山上 同新御林 一久保より北島追越往還左右共島御林二ヶ所

川田名跡誌

寺院舊家 年中行事 四

高越寺 摩尼珠國院 真言宗 嵐峨大學寺末
當寺は高越山の所に委り記す

福生寺 駿路山智積院 本寺右同 俗に邊路屋と云寺領高拾石 馬繫ノ松林有リ東西幅西北長百五十間ト云々今ハ川成殘ル
院月光山 寶積寺 真言宗 本尊觀世音

明王院 聖光山 鐘樓堂 六地藏堂
本尊不動尊 脇立毘沙門天 弘法大師
池中に辨才天宮殿有り

傳曰此六地藏尊は往古大坊の境内に有りしこそ大坊退轉の後道の路傍に持出し大なる平石を笠に置ける故に世俗笠地藏とす異驗大いなり

寺傳に曰慶安三寅年閏十月國君忠英様高越權現江御參詣被爲遊候其砌拙院寺内六地藏江御參詣被爲遊候修理太夫様吉武君之御事高越權現江御參詣被爲遊候節地藏靈驗被爲聞召翌日六地藏江御參詣按に此時分は六角堂建立して一ノ宮の北にありしこ也

縁記に曰上畧

弘仁六乙未年弘法大師摩尼珠山開基仕給ふ砌此所に於て衆生無度結縁の爲にて地藏の尊像六体彫刻め道路の傍に安置すしつかしより以來數年に及ねれば霜露をのつから埋し暫く尊像損壊に至る爰に万治年中しはく小木一字を圍で安置せしむ然といえども星霜ふりて參詣の人跡希にして虫の音哀

を催し時去り時至りて正徳祭未春の始めころほひより一量驗あり下畧

按に正徳享保の間八ヶ年參詣群集別して四日十四日廿四日は大群集也其後明王院住持雲嚴今之寺内に六角堂を移す又近世右の六角堂破損に及び再之事明和九辰年より發起して安永五年丙申三月廿四日地藏堂棟下入佛供養有り今四面の堂建立す法部快教在住の時なり

庚申供養碑 導師清山上人 窪文巳酉年霜月吉日 石本治良太衛門 石本仁三郎 石本作五郎

坂本一 石本治良太衛門 尾崎七右衛門 善九郎
松原歲左衛門 杉原左五兵衛 祐四郎
籠嶋五兵衛 住友久藏 久三郎
明王院支配 一ノ宮北二草堂一字有り

傳曰供養の碑は井田辻堂の傍に建立ありしなり井田名豆威高尾了元上田有吉鍛冶屋名井上施主名面切付あり近世明王院境内に移す庚申供養の碑の居石は六地藏の往昔の笠石世と云

閻魔王堂 十王十三体安置 一ノ宮北二草堂一字有り

魔變成王、大山王、秦廣王、都同王、轉輪王、初江王、宗帝王、平才王、五官王、俱生、冥官葬頭川の姥

此閻魔王堂の開基は白隣法師產國下野國とかや六十六部にして此所に止足す十王建立の大願を發し數ヶ年間障夜念佛め村中をへめぐり穀錢を乞て終に閻魔王始め葬頭川の姥等の十三体を彫刻さして草堂一字建立暫らく安居

五輪石

庚申供養石の傍に今は重有り元來何連の所に有しと云事を不知康永四年沙彌妙回と切付あり
按るに年の年號考証省畧

庵室

此庵室は今名のみにて何れの所に有しと云所を不知今に高野山より寺號連名の觸にのす今明王院請持承印加え来る又引攝菴と號も近世より來也又川東大師堂を引攝菴と號す

按に引接菴は井上にありしならん今に菴の坂と云地名あり坂の上に小コンと云名負の畠あり明王院二代目の住持の莊嚴と云是を見る時は古莊嚴の隠居いたせし庵なるか

西江福寺一向宗興五寺末寺

潮光寺一向宗佛光寺末寺

良藏院本尊阿彌陀如來

保命山下三坊勝喜寺

本山聖護院末寺修驗道一寺宗門自導師

當院持傳の古書に曰

定條々

阿波國念行者修驗道法則之事

一喧嘩口論可爲停止之事

一諸賊道衆なるべからず之事

一當國に居住之山伏駆出之砌於國中に時料仕儀可爲停止但遠國衆各別也

一其念行者之内大峰立願御座候所爲余人不可到之事一於念行者之内何之衆成共立願被籠々共其念行者に可被上之事

一御代參之事大峰伊勢熊野愛宕高越何之御成代參共念行者指置不可參之事

一御沙汰事依方最負不申御中之評儀次第に可仕候此人數何様之儀出來候共注進次第に持飯米に而打寄事

右條々從先手有來候雖爲御法度近來猥に罷成候條得國司御意相改候間此能々相守候事尤に候若於相背者御衆中罷出可爲停止者也依而如件

天文貳拾壹土子年十一月七日

會定	柿原別當坊	岩倉	白水寺	大西	烟栗寺
河田	下之坊	麻植	曾川山	牛島	願成寺
河端	妙樂寺	大粟	阿彌陀寺	田宮	妙福寺
別宮	長床	大代	至願寺	大谷	下之坊
同	大唐國寺	高礫	地福寺	坂	西
立	蓮花寺	矢野	千秋房	南	勝院
一	合十九人			藏本	川谷寺

寛政二戌亥之月御本山聖護院御所より御改に付指上候書付曰

寺世遺跡之事

一拙院は保命山上之坑勝善寺良藏院と唱來り由候往昔高越山に登山仕修行仕候修驗者諸國之高山に罷登り修行仕候旨於四國には高越山之靈場行者尊之御遺跡を相暮り隣國之修驗者登山伏仕候其節下之坊を先達與仕候旨に御座候其後世々相續仕候得共法名年月等は維相知れ御座候に付宥義を中興開山與仕候宥義在世天文廿一土子十一月七日阿波國北方九郡修驗仲間□九人定置御法度條々國司細川御屋形江相窓相定々書付にも下之坊與相記御座候慶海在世天正中土州之敵徒國中に亂入仕候々處々之神社佛閣等燒失仕候其代々權大僧都法印之御補任頂戴奉仕候猶又天明二年八月拙院上京仕聖護院宮様江御目見江被爲仰付御盃を頂戴奉仕候其砌御願申上一寺宗門自導師之奉蒙宣命を候仍而遺蹟如此に御座候

中興先住法印宥義、慶海、慶保、慶興、慶算、宥慶、慶意、快源、右者代々先師拙僧迄八代尤宥義以前名實難相分り御座候余略す

勝

明院

先祖大善院トモ
云地名上ノ坊

當山三寶院末本尊

傳田當院は川田累代之修驗者にて往昔より當村居住す按に上之坊の子孫なるべし扱又延享の頃彼院内に於て佛像三体を地中より堀出す釋迦如來阿彌陀如來役行者なり是驗ありとて遠近の老若男女參詣群集せしこそき久し舊跡なる事是依以しるべし

吉乘院

柴折山

本山

吉福壽院

長谷川家御祈念

當山

福壽院

福壽院の小家山伏

當山

大清心院

先祖山城の坊と云しそ也

當山

大福院

福壽院の家山伏

當山

勝學院

大師庵

當山

大師庵

川東にあり 明王院支配

當山

大師庵

未國にあり

右同じ

當山

地藏堂

瀬津にあり

右同じ

當山

踊堂

本尊阿彌陀如來

麥原、川東、島山
路奥川田

當山

五ヶ所にあり七月聖靈の踊堂也往古小笠原殿時代地名左に記す徳光、末光、出興、守延、光國、正宗、豆成、利弘、時武、山影、石國、依國、行安、時宗、宗宮、有吉、宗友(川田山大路)德佛、友方、下司、

傳(レナルヘシ)

成行、吉長

當山

按に山伏は役行者を祖とす其道を修驗道と之ふ(下畧)
徳光(請田ト云)正宗(美馬郡拜邑之古名ト云)豆成(奥分)時武(令惠下南ニ地名アリ)時宗(奥分)宗安(賀久ニアリ)有吉(奥分)與一(ニアリ)安友(ニアリ)吉長(ニアリ)國正(ニアリ)町島(ニアリ)延依(ニアリ)久宗(ニアリ)色國(ニアリ)重藤(ニアリ)宗清(ニアリ)末國(ニアリ)正德(ニアリ)千々成(ニアリ)正作(ニアリ)
按に是を川田四十二名と云ふとして古代の地名唱え来る所もあり又は地名かわりたる所多し今唱え来る所左に記

徳光(請田ト云)正宗(美馬郡拜邑之古名ト云)豆成(奥分)時武(令惠下南ニ地名アリ)時宗(奥分)宗安(賀久ニアリ)有吉(奥分)下司(川田山ニアリ)友守(藤森ト今稱フ)助友(奥川田ニ地名アリ)友武(西分ニアリ)末正(久宗同所今セマテト云)良賢(奥分ニアリ)町島(ニアリ)久宗(川田山ノ分)包國(奥川田ノ西ニ川端アリ)王國(ニアリ)上司(川田山楠根地名ニアリ)宗友(川田山大張名ニアリ)宗時(ト云傳フ)是レナルヘシ成行、吉長

○欄外記入に

天正御檢地帳に賴次、貞光、友松、吉長此内成行の古名也

川

田

渾

水上は高越山より流れ出る又中邑山別枝山柄山より流れ又東山、種野山より流れ水上三筋にして川又と云所にて一筋に成川田邑の眞中を流れ世詰邑より吉野川至る往古の木綿葉川爰にや麻楮酒

す事事に不斷也右山々は紙漉多し川田邑はことに紙漉多し四季に楮を酒せるは此川のみ也又川田と號る

は此川水をせき入て田と成す故ならん川田と唱えしはいつの頃よりか小笠原殿時代の置文にも不見

紙

漉村の奥中に川を隔て川東地川西地と云所古代より七九寸紙を漉出す八月九月祭禮の節は同場にて紙賣買

せしとなり此故に八幡會高越會兩會の前に漉出すを會紙を漉と云近頃迄里老の云し事なり古語なるべし

國君御入國以來故有て御制禁紙屋町へ御朱印被爲下置候是紙屋町の者其村々諸紙を相調て賣買する事に成ぬ其頃紙屋町の商人共山崎村西の久保と云所に家居を構えかはるゝに彼所江罷越諸紙調積下げ候彼

所を山崎の紙屋と云村々に中買の者を置御制道爲いた買入申事なり然るに寶永三年頃紙等御役所御取行ひ以來諸紙御藏に納め候也扱又川田村に長尺紙を漉待ることは享保五年子とや彌五右衛門と云者始て漉しと也今は數ヶ軒繁昌して阿波尺長と云國產とはなり侍り神代の昔天日鷦鷯の長白羽神に麻を植さ

せ津昨見命に穀を作らせて青幣白幣荒妙和母妙を作りしも此麻植郡にて始るなりとぞ忌部社を種穗社と云川田邑より木屋平迄の總名を種野山と唱ふも麻穀五穀の種を日鷦命の蒼生にさすけ玉いしより唱るぞ津昨見命は百姓の祖神にて作り喰ひ見るの御名なり麻穀を植し所なる故に麻植郡とは唱るなり上代に楮以紙を漉出し侍るも日鷦命津昨見命の御徳なるべし別め紙漉の祖神と奉仰御神也扱又神代の神達山の中の諸木諸草千切刈め火をかけて焼其跡に五穀の種をまき鍬を以てはりこし作らせ玉ふ神蒔と云古語なり神々のまかせ玉ふによりて神まさとは云しなり山の木草を焼き今に神蒔を焼と今のきり山のことなりしそ

住友氏 川田邑の舊家なり

家傳曰先祖左衛門九郎號次と云者下野國の出生にて永正年麻植郡川田邑にまかり越居住の由大井伊賀守に與力せしとなり右の左衛門九郎より五代目彦兵衛義國君家政公御入國之後天正十六年より川田庄村屋被爲仰付相續て七代目善之亟麻植郡山分十ヶ村組頭庄屋被爲仰付候由扱又御入國之節山分の士共國命に從ひ奉らず一揆徒輕せしかば三木氏住友氏伊澤氏等取計を以靜謐せしそぞ其節御奉書に曰

今度仁宇山粟山百姓共非義之勵候之處其方共少も無別馳走之由黒部候代申聞候通一段満足此事に候彌其元相談肝煎簡要者尙當人可申者也恐々

九月二日

小六(花押)

住友彦五郎殿
住友五郎右衛門殿

伊澤志摩殿
舊家なり

先規奉公人 南酒治亂記十五に曰 天正十三年の夏

羽柴内府公四國配分

阿波國蜂須賀彦右衛門尉正勝に賜内一万石赤松右兵尉則房に賜

岐國 仙衛石櫻右衛門尉秀久に賜内二万石十河民部太輔保存に賜

伊豫國 小早川左衛門佐隆景三十五万石二万三千石安國寺煙甫惠須にに玉ふ三千石德居増に賜一万四千石久留島加増に賜

土佐國 長曾我部宮内太輔元親に賜ふ

同書に曰 阿波國は蜂須賀阿波守阿家政公に玉ふ此國は土佐元親惟寇の國なれば土民百姓迄土佐を不恨と云ふことなし土佐の兵退を治せしを悦び一時に服従して譜代國民の如し家政公慈愛深ふして其國中人士衆百姓の三品を分け山士には世々持來所の山邑を賜むて安堵せし國中兵士の血脈の者では奉公人筋として事有時は軍兵に從しむ田夫の筋は百姓筋とめ事有時は夫馬の役を勤しむ平常の交にも其家貧窮也と云へども奉公人筋の者は上座す其家福德也と云へども百姓筋の者は下座す是家政公故家百姓を哀み王ふ故也

傳説に曰天正十三年夏長曾我部土佐守元親を御退治ありて家政公御入國被爲遊候所まことに御聖君にましまし國政を正しく民を哀み玉い國中舊家舊姓の者共に御慈愛深く惠せ玉ふ故御國中早速に御靜謐に治り万々代に御英名を輝し玉ふ御事にて御子孫御武運長久にしてますく繁榮し玉ふ成りど

云傳ふ御事なり
慶長十四年棟附御改帳に川田邑奉公人百姓家數百四十三軒と記す世々繁昌して今家數八百有余軒あり

川田邑年中行事

正月

何國同斷

氏神參詣 親類門明け年頭禮式相勤

朔

日

萬事始め相勤又村中惣禮相勤

二

日

右に同じ奥分は八幡宮にて村祈禱百手的の射手役人定め今晚當屋へ寄り合

三

日

年越神祭今日野邊に出七草をつみゆでに魚格のせ杓子となきたなを以てたまく七草の

六

日

草なれば路も茗荷も數ならん扱みなののはてしらぬ足立の芹も君か爲摘てふ春の雪ふりて花や咲

七

日

らん鳥や渡らん鳥も渡らぬ先なれば八穂に八石穂にはこゝと打やさかゆのま白げも三杵に四杵いつの世にまきも盡せぬ齡とや千早振日本の鳥と唐土の鳥や渡りくらべて波風も治る御代のためし成

しを

七草をしる歌

芹なづなごきやうはこべらかはらけなすまなすましろ是ぞ七種

七草なつなとふとき神のおしゑの事は日本の民のわざわひさてさいわいうきよどふとき富よ

七

日

朝 七種粥を諸神に獻奉る

今晚より奥分百手的射手十人當屋に籠る弓方稽古卷藁を射繫齋いたす

八

日

八幡宮の社にて百手的竹にてつくる紙を以てはる常に一枚御立願あれば格別に作る外

に三度的三枚矢車等を作る也

九

日

百手的の神事古式有り略之

八幡宮百手相濟一宮權現扇的射それより井田權現扇的

(外欄ニ)男女若者鞠打ト云フテ大家ノ庭ニ二三十人宛拙俗白糸ニテクタリル鞠ヲ打アソブ事古ヨリノ例ナリ近世其事止ム

十

日

商家には帳綴の祝日日伊勢講

十一

日

(はたき)初めとて五穀をいりて粉にし諸神を祭る又切火ゞ藁を燒諸虫の口を燒まじ

十二

日

あり

十五 小豆粥又は食にて諸神を祭り楊盧木のけづりかけの箸酌に粥の湯を入れて備物をさけての後神様を仕立ると云て右の箸に粥をつゝきて神棚をかまく家毎の賀例もあるべし
十六 日 米麥大豆小豆を食にかしきて船戸神を祭る或は藁五産(くらつご)に食を入くとりて其上に家内の人數の箸をさし神社へ納る事もあり又同日味噌を煮初むる此日煮初むれば年中吉日を撰ぶ事なしと云傳ふ

十七

日

久宗觀音祭り馬を牽て参詣

廿

三

日 夜月待寺院社家に行く

廿四

日 明王院地藏會日

二

月

○社 日 地神塚、井田大權現社、八幡宮能場、天村雲社内、杵築社内、麥原庚申の傍、住吉明神社、川東庚申の傍、熊野權現社内、岩谷權現の社内、祭式御酒餅其外の備物等は式文に

詳成り祓祝詞等は村の長相勤むるそよきなり委くは地神祭の書に譲る春と秋と祭式少し相違あり

彼岸七日之間先祖の聖靈を祭るひがんは日鏡也神道に深き傳あり

十五日 涅槃會高越寺明王院福生寺醫光寺一ヶ年巡り修行參詣多し

三月 三日 雛祭桃酒草餅菱餅等何國も同式なるべし齡を延ぶ祝ひ事なり

○苗代祭り稻の種を蒔田の水口に手王茅穂をさし種だてと云ふ平水を備(供)へ地神に祭る

廿一日 弘法大師御影供高越山に修行

四月 三日 麦を茹初むるは戌の日を用ゆ麥穗を地神へ備え又家之内の諸神先祖の聖靈に備ふ又麥穗少し焼て家

内の者共是をいたゞき喰初むるとなり二年越の穀なれば七十五日の祈禱になると云傳えた

(欄外)口説ニ麥ハ弘法大師カ天竺ニ而麥種ヲ盜シテ犬見付哮付シテ殺セシユヘ、戌ノ日茹初ルト云育説ナリ萬葉集
ノ歌ニ 賤の女がかたつき麥なほしかれんよひねやすらん五月雨の頃

五月 四日 軾の祝菖蒲酒粽何國も同じ式なるべし田植

廿三日 月待如前

六月 虫送り

あやめよもぎ茅等をかりて家毎の軒にさす

七月 四日 軾の祝菖蒲酒粽何國も同じ式なるべし田植

廿三日 月待如前

夏の頃五穀に諸虫多き年あり村々より西へへと送る世説より川田庄境え送る其時川田邑中家毎に田畠の諸虫を集め竹筒に入れ小竹を伐其枝々に結びつけ若い者小兒共太鼓鉢をたゞき大勢行れつて寺僧一人相そい ○實盛やどんご西の國にどんごと聲々に唱て川田邑拜邑の庄境なる鼓山え送り其處に棚を結びしらひ天神地祇を祭り料供を備え讀經して相濟人々歸る但家毎より錢一文づ添る村中にて凡八百文程ありこれを以て供物をこしらえ残を僧の布施料さす

雨乞

旱魃年は往古より村人集合相談め諸神に祈願す先高越權現の御社えは高越寺院主參籠す忌部の社え神主中川氏參籠す八幡宮えは神主早雲氏參籠す御酒御供米村中より献す一七日參籠の間別當神主等見舞として麥麩等を送る祈願の初日より七日目を決願として川田邑氏子共踊を献す其式往古より村に傳えたり先中老の人は音頭を出す菅笠式は竹の皮笠帷子を着す太鼓役人腕拔脚絆鉢巻綿襷着類様々也鉢役人頭巾僧衣を着す中踊と云は扇三本を合し丸き笠に作る白帷子を着す七八才より十五六才の小兒は側踊と云て花笠を作り白帷子を着す道具類幟毛槍花籠又傘箱と云差物竹を以て傘の如く骨を作りし其上に小袖二つを向ひ合にかけるなり凡人數は四五百人にも及也先日に笠揃と云て八幡の能場え村中踊役人相踊の大ならしをいたす事也祈願の夜より名々にて踊をならし候なり

中ノ宮權現此ノ所ニ人數ハ揃ヘル 高越權現神前

觀音堂 大明神

護摩堂 經塚雨不降時此所ニ登リ晴チ天地神祇ニ獻奉テ雨ヲ乞其言葉ニ曰雨ヲタモレリカハウイノ水ヲ漏レ龍王ノト扇チ開テ天ヲ招ク此時ハ極テ奇端ノ雨降リノ後晴レハ徑塚ニ不登高越ヨリ下ル御麻田(シマタ)ト云ニテ踊役人々別ニ中食トテ食テ天目茶碗程ノ丸ニキテ渡ス已

忌部社 杣築の大社 芹延原龍神へ献す
幡 宮此所ニテ上社二十一社

能場天村雲の社踊番組の次第往古は十二番の歌にて踊中古より八番の歌を以て若し雨不降時は御實踊壹番を残し七番踊て雨を乞なり雨降ての後御禮なれば八番の歌にて踊る古例なり
きやうのつうばにがあさなりようやきよやをうよやあしめうそ(歌は既出したるは省略)

第一番 雪かき道行 第二番 完松雨開返り
第三番 花見ねち 第四番 石川打開
第五番 茶つみねち 第六番 何し両打後返り
第七番 沙くみ 第八番 御寶両開返り

朔 日 男四十一を請取厄と云女は三十二を請取厄と云ふ

一族の者を招き餅酒を以饗應す又流し厄と云男四十二才女三十二才餅或はだんごをして藁土産につみ錢をそえて朔日未明に人に逢はざるように四つ辻に持行これを捨るたり又一族並に懇意なる者を招き切麥素麵食酒を以て饗應すこれも齡を延ふ祝い事なり

土用 餅 十八日の間日を野神を祭る委くは野神の所に記す爰に略す

十五日 中御前神事

十七日 村雲社井田權現 山神社 天日神社 神事昔は初酒とて麥を酒に作

十五日 八幡宮名越神事

十七日 八幡宮名越神事

十五日 中御前神事

月 七日 七夕祭り御酒だんごを以て祭る帷子帶羽織等の着物を星にかすと云てかけ備ふ又女は苧を

うみて献し男は錢ざしと云輪を臺以てないて屋根の上に上げて手向る事なり小兒には

詩歌を短尺に書て竹の枝に結び付け献奉り其後は川の瀬に流す事なり

牛飼木屋山の神祭りなり

七十八才より十二三才迄の小兒集り家毎より木竹麥藁を集め木屋をかけ又錢を集めて神酒其余備ものを調小兒共夜もすがら木屋のあたりにして火をたき遊び夜明がたに木屋を焼き御事古例也村中所々にてこれを行ふ

早朝牛を牽きて野邊に出で朝露をける事牛に喰えは病のわざはいなしとて家毎にこれを作ふ又小麥のだんご餅等をして聖靈を祭る供物はさまざま心にまかすべし又墓所參りし寺参り夕邊に至て家毎に水桶をもうけて聖靈に茄子を小に切ぬうちまき粟米等を備え水を手向奉る竹の先に松をともして天神に手向こうかの邊にて松をともして埴山姫山神を祭る此神に火を手向ければ眼を病はぬと云傳ふ

中元の祝儀一族中村中禮義を述る扱夫婦連立耕作の田畠をめぐり侍る是は地神えの御禮と云

小麥だんごをして聖靈を祭る是ををくりだんごと云

夜夜より十六日夜迄踊堂にて聖靈踊と云て若い者踊をもようすなり

高越山役行者會是を十八山詣と云國中並諸州より參詣群集す

夜川東大師堂踊あり

夜明王院地藏會踊有り

稻の穂がけ稻をかりて地神に備へ奉り家の諸神先祖の聖靈に稻穂を獻す

神酒餅五穀を備へ御膳は食一汁三菜又は小豆飯二汁七菜料理物は辛菜甘菜仲津葎邊葎葎

の山海の珍味を以てすべし鯛を備ふべし菓子様々あるべし稻穂を献すべし庭火を焼べし委しきことは社日祭の書にあり
秋三月の内に壬巳戌金と暦に出たる日に祭なり祭神大苦彦尊大苦邊尊金山彦命金山日女命
大己貴命三保津姫命猿田彦命猿田姫命上生命右五神陽法の神を祭る式書あり依て略す
今宵は明月にて芋を取りて神を祭る

八幡宮祭禮式は神祇の部に所す故略之

御輿行幸神樂太鼓屋台行列奥組島組川東古組新組神馬當屋敷數々東西川田両邑川
田山拜村合四ヶ村氏子參詣群集近郷山々見物人大群集市御奉行出郷近世役人願に依て川田
村五人組十人脇指御免市押に出る

九月
九日 菊花を神酒にさして神を祭る菊酒を家内の者もいたゞく栗の實小豆を食に入てかしく式節
句何國も同じ事なるべし
十三日 今宵は名残と云青さや大豆を煮て諸神に備上家内の者も食す今宵を豆明月と云ふ
待如前
廿一日 高越山會
廿二日 忌部社相撲
廿三日
廿四日
廿九日
三十日
十一月

亥の日餅を搗て地神を祭る俗に岡様祭ると云宇賀神之事なりあいえをの五音相通成るか
故にをかの神と云保食神稻大明神の御事なり又大己貴命とも祭る事也

八月
廿五日 糜篇祭鍛治細工人の稻荷明神を祭る日也稻荷を祭る事は伏見文珠四郎が稻荷山の土を以て
刀のやきはを上しと云へり是より稻荷を祭るとかや鍛治祭るべき神は神代の天目一命なる
べし
綿着祝當年出生小兒に一族とも綿入布子を仕立酒肴白米を添送る其親族ともを招き饗す
廿四日 大師粥とて粥を煮て佛前に備ふ
廿八日 西福寺潮光寺にて法恩講執行

九月
初の午の日 蟻を飼ふ家にはだんごをこしらへて神佛に備ふこうへて祭ると云傳ふ頭
(こうべ神)は保食神也蟻を飼給ふ事神代卷に見えたり
大海日夜 高越山八幡宮參詣人多し年越に參しと年越神事なり
門の松竹注連飾等は何國同斷焼くさと云てねぞ木の串に袖の皮觸をさし切火にて焼くさし
寺送る戸つり蘇民將來の書付あり注連縄につくりさて又關札と云ふを小竹にはさみて門の
傍に立皿に香をもり火を置其上に土をふせをく俗説に目千と云ふ夕暮に火豆いりねぞ木の
箸にてませ申時鍋の内の豆のあせを見て來年夏白雨の降日角をしると云へり豆を升に入れ
鬼は外福は内と家の内を打拂い清め申事也夕節に薺蕎麥の焚物を用ゆるは年中食事の砂をを
ろすまじなひと云傳ふねそ木の箸を用ゆ天神地祇先祖靈祭何國同斷の事なり

麻植郡川田邑名跡志附錄山分 卷五

川田山
白戸大明神
桑打權現
山神社
王子權現
三崎明神

蟹園社
天祭神
山神社
同處山
大山祇命

久宗神
菅家
久宗にあり
同處山にあり楠の大木あり

野老傳に曰昔時久宗何某といえる人川田山より流れ川筋に竹を以てもじと云物を作り蟹を取る二盜
人來りて度々盜み歸る事有侍る是を怒て弓矢をたづさえ彼川筋に立て侍居侍る盜人來りてもじを取

楠根地にあり川田十一社に出す
楮植名にあり同十一社に出す
桑打名にあり同九一社に出す
紙漉名にあり川田九一社に出す
野田名にあり同二十一社に出す
奥井名にあり同二十社に出す
久宗名にあり

楠根地にあり川田十一社に出す
楮植名にあり同十一社に出す
桑打名にあり同九一社に出す
紙漉名にあり川田九一社に出す
野田名にあり同二十一社に出す
奥井名にあり同二十社に出す
久宗名にあり

楮植名にあり同十一社に出す
桑打名にあり同九一社に出す
紙漉名にあり川田九一社に出す
野田名にあり同二十一社に出す
奥井名にあり同二十社に出す
久宗名にあり

山彦大明神
正徳五乙未年九月廿五日稻田家より故有て山龍といたさすに偽り川田山百姓丹六と云者の家にかき
山彦大明神 日向と云所にあり

傳曰國老稻田家の家臣伊勢傳左衛門と云し人の墓所なり正徳五乙未年春三月廿三日故有て山龍とい
り川田山此所の百姓丹六と云者の家に竹輿を昇入仇藤氏など主命を蒙り伊勢氏を害せしと云り此人
を讒する輩ありて無實の罪に逢玉ふと後日に語り傳へたり此伊勢氏元祖山名左馬助吉久と云姓の源
尾張國の出立にて當國に來り國君に勤仕す其子又助其子六助軍術兵術の達人國老稻田家を始め一家
ひて神道を傳授す其後主家に相願假名を伊勢字を傳左衛門改神道を伊勢にて傳授の心が主家を始
請士の師範す神變不思議の業多しこや主家より高祿を給はらんと御内書ありけるを又始む人多く
流劍術は竹内流鑓は大島流を傳え筆道は大師流遺風流尊圓流親王流を傳え和學を好み伊勢國にあり
人來りて度々盜み歸る事有侍る是を怒て弓矢をたづさえ彼川筋に立て侍居侍る盜人來りてもじを取

□言せんと云へり川田山にて果玉ふ後讒言の一類ことく祟りに依て亡たり又主家をも恨み奉る
事甚し其の故に美馬郡曾江山に宮柱ふとしき立て山彦明神と祝祭り玉ふなん別當は常樂院と云修驗
者に被仰て祭禮の日御代參拵又川田山佐藤氏の子孫も神靈の祟りに依てことごとく滅亡す、寶曆年
中村人も伊勢氏の墓所に小祠を建立して山彦明神と祝祭り醫光寺別當として正、五、九月廿五日奉
幣讀經す諸人病難の時祈願するに奇瑞多し又寛政八辰春村人も拜殿を建立し侍る同年の秋の頃より
遠近の老若袖をつらねて參詣す別而月毎の廿五日は朝より夕に至るまで道をひきもきらす幟金幣其

外水鉢菴秉燈其外種々數を盡して献上奉納す政明略本記を述て板額に書付奉納其言葉に曰
抑當山彦社大明神靈德の洋々たる事世に炳焉し恐畏し其奇魂御鎮座の本縁を尋奉流に已往當國の太
夫某公の寵臣伊勢傳左衛門と云し人の靈なり此靈御在世は其智千人に秀て其勇万人に勝給へり殊
に御治世の豪傑英雄とも稱し奉るべき御人徳にして侍りけるゆへ主家の寵せる異なりける然る耳偏
執の徒多く屢々讒言の爲に拒られ去往正徳年中官仕を^シす本郷に蟄す讒人益々募り愁負をひよくに
由なく終におい哉此山家にして御命をとめさせ給ふけりとなん其神の憤怨頻に競其祟更に^シが
たく主家も亦屈伏して其頃浪速の津稻荷の社頭に祭る初音明神と祝祭り崇敬す而後に憤怨漸く和睦
す瑞應奇靈耳に通り其後美馬郡曾江山に宮居を造り改めて山彦大明神と崇め勧請すしかしより國君
夕太夫の守護神ともならせ給ふまた此所は亡骸を納奉流古墳なれば村人ども祠を建て正五九月廿五
日を祭日として參詣す就中諸病痘瘡を憂る遠近の貴賤平安を祈るに効驗あらすといふ事なし依之神
威日々に廣大にならせる其徳のひとつふたつを聞傳ふまゝ記し替るものならし

神 祇

政

明

やいるべき光り仰がん名に高きところも日うら山彦の神

政

明

みたまをば爰に鎮て万代にいや榮ん神の瑞垣

正徳五年三月廿五日

玲瓈院虹梁如鑿居士

曾江山山彦大明神別當常樂院尋問の節物語り書付侍る
川田山の稻田家來佐藤氏など仰を蒙り傳左衛門を害せんとへり此人讒者ありて無實の罪に逢ひ玉ふ
と後にそ語り傳へたり扱又傳左工門が亡靈稻田家に祟りをなすこと度々におよび是依稻田家より美

馬郡曾恵山に山彦明神と祝祭る神殿拜殿と結構なり川田山日向御墓所にも近き里人小祠を建立して
神靈を祭る奇瑞多し

醫

光 寺 瑞璃山真言宗嵯峨大學寺末本尊藥師如來

棟札文祿三年東光寺とあり

傳曰寶壽坊と云しどかや

又當寺に奥井紀伊守の像と云あり

觀

音 堂 甘露堂と稱す久宗名にあり七月聖臺踊堂とす

觀

本尊觀世音 世俗行基作と云傳ふ 脇立地藏菩薩 昆沙門天 青面金剛 弘法大師

木古佛

何の佛知りかたし 堂の傍に名像三体名殿の内に安置す

又楠

大木有り 寛改二庚戌正月廿二日拂家より出火して楠の根穴より火入同廿三日楠の目より煙出す村人共集り上の穴より水を

入又土をぬりて穴々をぬりふさく毎日々煙出す醫祐光寺來り新仕續きえず稻田家の井戻御屋敷りよ川田山役人へ

御手當被仰付郡御奉行所より西川田村組頭庄屋被仰付廿九日川田山百姓百三十人所役人罷出土砂水を以木のうみをふさきけし歸る

踊

堂 大張名 楠根地名 白戸の社内にあり

觀

音 堂 奥井名にあり七月聖臺踊堂也

本尊

觀世音 古佛なり奥の院名とも云

城

の 台 川田山高越山中の宮の近き所にあり高越寺の説には鐘の樓台と云此説にいかゞ上

代

長者の居所と見へたり巣に覗岩と云あり高越山舊跡所に出す

尻

枕 木 堂 高越山の舊跡に出す

宮

の 久 保 川田山入口にあり往古地藏堂ありしと云今は石のみ残れり

宮の峠

川田山柄山の境目なり
野老傳に曰昔は此所に八幡の社有りしと云麻植の山分氏神と云祭禮日彼社にて口論有りて神体をば木屋平村へ持歸り神鏡は別枝山其外へ神具等を持歸り柄山は神殿の柄山を取て神体とす其故に柄の八幡と稱すと云ひ傳ふ

佛の久保

高越山の舊跡に出す

拔子の淵川

川田山より流れ出る處誠に銚子の酒を移すが如くに落る所青淵有り此水底に龍神の宮殿有と云傳こといぶかし早魃の年雨乞をするに祭主彼淵の傍に神體に神檀をかざりて龍神に祈る時に小蛇出で檀上に遊ぶ時は雨降る又水際へ鰐數多出る時は雨降りにす奇瑞と云へし又雨降ざる時は願主人々瀬堀りをして淵を干すと云て淵の下もの瀬を堀ることあり龍神を謀るの利があやしき仕業なり扱又瀬堀の節川底に金石ありて多く出る奇石なり近世洪水に銚子の口の岩崩れて彼の淵も埋みしが水底の龍神の宮はいかゞ傳説いぶかしからぬしるす

番屋の嶽

楠根地名の向にあり彼嶽の半に洞あり

里老傳曰昔楠根地名に清森何某とかや云者住るとなり亂坊の砌に家器武器等を彼嶽の洞に納め侍るに梯を懸て通ひしこなん梯を落せば行事あたわす此下に番人を置故番屋か嶽とは號と云近世奥井名の者此の嶽下にて鼎の如くの器を拾ひしこ云

與原名

往古は苧原名と云此處の百姓丹右衛門と云者のか家より毎年種穂忌部社上麻苧を献す往古よりの舊例也と云又忌部の社より大内に麻楮を奉るも神代よりの古例也彼百姓丹右衛門が家は長白羽命神孫ならんか

植楮名

皆瀬或は開地と書は非也神代に作喰見命穀を植させ玉ふ地なりと

紙漉名

楮植名の四五丁上になり上古此所にして紙を漉初めし處といへり紙と神と同訓なり麻を以て青幣とし楮を以て白幣とす是木綿なり神体なり麻穀二物は神代より木綿及織布を作り着類に用ふるもの也然るに穀を以て紙を漉に依て白幣には紙を切り作るなり

片山の清水 早魃の頗大いに出する諸人不審する案する地の利を以て見る時は風雨順時成る時は底水も木草に吸あげられて此泉に出ること少し早魃の時は地の水氣かはきて底水の上るべき便り無し故に下に流れ此泉に出る水常よりも多し

金堀

房か屋敷と云處の少し上みに有り

弓張岩

右同

奥井兵衛之傳曰

里老傳に曰昔いつの頃とはさだかなねど奥井兵衛新屋次郎と云兄弟の獵人あり朝には峯に登りて鹿を射夕に谷に下ては熊を射取常に弓矢を携え獵を業とするとなん有時兄弟の者用の事ありて川田の郷に下り夕に至りて松の木陰に鹿二つ臥たりけるを次良見て兵衛に告て日向の松の木陰に鹿あり射とり玉はんやと云兵衛急度見て次良に云けるはあの松の枝さはりあり汝かの松の枝を射切べしさするときは鹿驚き起立ん其時我うへなる鹿を射留むべし汝乙矢を以て下に臥鹿のをき立處を射留むべしと云次郎弓矢打つかい松が枝を射落しける其響に臥ける鹿起立んとしげる處を兵衛よつといてはなつ矢あまたす鹿の大肩を當て深き谷に落にき又の鹿起立んとする處次郎乙矢打つかいてひようこはなつ矢つはもたがはす同じ處の谷底へ落て死せりとなるなれにし業さてかく奇妙の仕業出来にけりと云傳ふ今に其矢づゝと鏑矢股の大矢の根奥の井内じぎの尾の松兵衛と云者の家に持傳えるとなり

天正十九年御檢地
八十一町切畠 二百四拾三石 河田山

柄 山

奥野々小笠權現 神主松田兵太夫 山崎村に居住す

祭 神 大山祇命 知多津美命 輢遏突智命

祭 日

里老傳曰高越山より尾傳ひ五十町是を高越奥通と云て修驗道の修行せし所と云今も八月六日は役行者の本山とて參詣人通夜いたすなり古說をしこふなり又柄山より登る道筋有杖立と云所にて參詣人杖を立置ること傳説に此嶺に龍馬降りて籠を食ふと云ふ此說いぶかし又旱魃年柄山の里民雨を乞此社に一七日參籠して雨を祈るに此時は中邑山の神主並柄山の内藤山名吉田曾一右衛門と者參籠すれば雨降る柄山神主の籠れば雨降らすと云傳ふ中邑山より登る道に一の坊と云處有り天狗の宮と云有り天狗嶽と云有り

柄之八幡宮 祭神仲哀天皇應神天皇神功皇后祭神九月十九日

新田の五社	西峰名にあり 祭神	祭日
龍王社	同じ處にあり 祭神	海神命 祭日
山神社	同じ處にあり 祭神	大山祇命 祭日
祇園社	西峰名にあり 祭神	義尊 祭日
若宮社	同じ處にあり 祭神	仁應天皇 祭日

三十か釜床

野老傳曰嵯峨帝山深く入せ玉ふ時此處に一夜明させ玉ふとて三十の釜を作りて食をかしき玉ふ處と云柿の木の折箸にて御供上り玉ふと云其箸を其處に立玉ふと云柿貳本有り

基磐石

同じ處此處にて御冠をぬかせ玉ふと云

冠丸

西の峰にあり新田五社の昔の社と云

古宮

稻荷大明神

天滿宮

赤岩城跡

姓氏錄曰

藤か峠

明岩殿此源役扇疊扇丸太田文に曰 明石殿 疊扇丸

小祠 祭神 猿田彦太神ならんか
鬼城 岩の洞あり
傳曰昔鬼の住しと云今は無宿の乞食多く住す

東山奥宮と祭 祭神 右同じ 祭日 九月廿一日
八幡宮下宮と祭 祭神 右同じ 祭日
圓住寺一向宗

別枝山宮倉にあり 祭神 右同じ 祭日 九月十五日 神主 松田和泉
八幡宮寺尾にあり 祭神 右同じ 祭日 九月九日
八幡宮平倉にあり 祭神 右同じ 祭日 九月九日

天正元癸酉年長刀二振大刀二尺 但し無銘 小刀一尺三寸 但し讃州住藤原鬱繼作
太刀三振大刀二尺四寸三步但相州住安道又は相は武力見えかたし道は繼か見えか

大二尺 小一尺九寸
鎧一領きれい 鍔形 くさりの切れぐ
十樂寺真言宗 阿波郡谷島村明玉院末寺 本尊 谷堂 本尊地藏菩薩 標札に天

文十八巳酉年本尊地藏菩薩 棟札ニ天文十八巳酉年

谷堂呂久路谷

里老傳に曰昔東宮城に帝王居の時敵此處迄責寄せ来る官軍如何はせんと評議まち／＼なりけ
る折ふし帝王天神地祇を拜し金の扇を開け天をまねかせ給へば忽空かくもり大雨降りて通路
を失ひんとなん頃は六月とかや雪六尺に餘り積りければ寄手の軍兵寒氣にこゝえ無残此谷にて
死せしこなん傳えり

法樂寺舊跡 平名にあり 岩勝寺舊跡 宗田名にあり

極樂寺舊跡 尾名寺にあり 高尾寺舊跡 四つ松にあり

瑞願寺舊跡 蔭名にあり 常樂寺舊跡 上戸名にあり

古代住居士 川村左馬亮 屋敷跡あり末葉の者河村劔權現と祝祭る 祭日 九月十五日 或說別枝左馬頭とも云

傳ふ 姓名錄曰川村殿 氏 藤 原

太田文に曰川村殿 藤 原

竹の丸中に藤に今は根竹ちかへて

三好記に曰 (上略)西林三橋丹後守常陸守兄弟の侍共竊に岩倉相談有て天正七年十二月廿六日森
飛彈守方へ岩倉の城に住せし三好徳太郎使者を立て申けるは岩倉は三好家累代の家臣にて候處に近
年土佐方へ降参の仕義如何に候然は明廿七日早天より土佐勢本國へ引取由風聞候間御人數を是迄被
指向候はゞ御味方可仕候と憤を含て被申越ければ森飛彈守三好越前守矢野駿河守川村左馬允各尤至
極に同じ俄に用意して人數を供し廿七日の早天に彼地に破となる處に方便事にや有けん脇の城より
究竟の射手共さしつめ引詰化矢もなり射懸たり(下略)

又曰 宇山孫市郎重近と名乗て川村左馬亮にかけ合互に太刀打合すと見へしが光の下に川村が首
の落けり森飛彈守は不□大分抜持て懸りけるを美馬助長眞次と名乗て横合に懸合ひて終に首を打

取りける三好越後守も被討大骨分不残打死しければ残り不正氣合もなく思ひ切たる兵戸井新衛門鳴島文之進(下略)敵方の者や書たりけん
もりて名の陰なかりし弓取か敵のひたちにうたれるかな根なき矢の駿河が運のつき弓を加藤主水が打止をするきをゑくる浪の白旗さす敵にうたれて名をば流す川村かけ引を三好越後の勝時かくたれて後はぬけ時となる

藤原 権頭 はり名にあり 齋田権頭 上戸名にあり

世俗龍三權現ト祝祭ル

宇田肥前守 宗田名にあり 泉左衛門 まい名にあり

世俗龍三權現城權現ト祝祭ル

四つ松大九郎 四つ松名にあり 泉権頭 くらみ名にあり

世俗龍王權現ト祝祭ル

右は傳説なり

讃州三木郡むれの城主山田采女九世の孫

山田宇右衛門秀正ヨリ代々別枝山ニ居住

中邑山

八幡宮 上の宮と云 神主 早川出雲
祭神 右同し 祭日 八月十五日

八幡宮 下の宮と云 祭神右同し 祭日は八月十五日

八幡宮 ふたと名にあり 祭神 右同し 祭日 八月十五日

東謙城 祭神 不詳 祭日 六月朔日

里老傳に曰嵯峨帝暫く此處に皇居の云と地又安徳帝と土御門院とも様々の説あり
山は中邑三つ木川井三ヶ村の境にて森々と高き山也山上に古き礎の跡段々に残り平らかなる土地九

百歩計有り

或説に昔承久三年の頃土御門院土佐國に遷りましまし貞應二年五月阿波守護小笠原彌太郎長經に勅旨有て御國へ遷幸ありしよし寛喜三年十月十二日阿波に崩じ玉いし事百練抄にも出たり此處に帝三年が程遷御し玉いし頃御供にに來りし少將雅實侍從俊平の住し所もふきうの城と云麻緒名の上に小高き山あり顛よりは西麻植より瀬詰射立の村も見えあたりよし帝年取かね玉いし年ありて此上に登り年をかさね玉ふよし何れ中略してのことによくか子の城と云猶山深く祖谷山入給ふ其山之内栗枝渡と云所にて御門の御位牌有り御諡名歸梁大禪定門と有よし今祖谷山にて御崎大明神と祭り奉る也御骸は木屋平へ遷せしにや御渡あり木屋平に記す

馬塲。泉跡。陣か丸。帝王の相摸場。野々脇名にあり

眞福寺 真言宗 谷島明王院末寺
ぼろんゝか瀧之圖(瀑布畫省略)

仰見る人も袂やしほりけん雨ならしるぼろんゝの瀧

政

明

三ツ木名跡志

木屋平 川井山 六

八幡宮 祭神 仲哀天皇 應神天皇 神功皇后 祭日 八月十五日
 八幡宮 南張名にあり 祭神 右同 祭日 九月十三日
 善福寺 真言宗 谷島邑明王院の末寺 本尊

一字之木

一字佐古名にあり

傳曰此所の百姓丹治兵衛と云者あり昔帝王遷幸の砌丹治兵衛が屋敷に御輿を据えさせ玉ふ御腰懸石と云あり其時木地の椀にて供御をもり奉獻しそ也夫れ故に今にも丹治兵衛が家にぬり椀を用る事ならずと云傳へ木地の椀にて食事をもり食ふと云もしぬり椀を用れば惡き病を請ると云ふしや也扱亦一字の木と云ば帝王薪を取りてなげさせ玉ふに巒の半にさどまり榮えしそ也其木の枝一本にても切る時はふしが有とかや

自害か瀧

傳曰帝王の御后木屋平邑内河内と云所迄來り御行衛を尋玉いしに里の者申様は山奥深く入せ王いまだ五日七日には行逢玉ふ事かたかるべしと對ゑけるとぞ后御力を落させられ戀しそをあまりまろびふし玉いけるがはるかなる巒を落ちて自失玉いけるとぞ女房一人付そいしが是も一所にて終りしにや塚を二つ築き少しの印有今小祠を建て京女郎の社又は御崎明神と申奉る麻緒名に御逗留有し時かま木の焚さしを山根にさし置玉いしに五葉の松さかしまに榮にたりけるに百させ以前の惡風に根こしに倒れ枯しとや

手捨巒

舊家三

三ツ木氏

(袖判)

下宗時入道

早任先例可爲上御殿人也

右不可隨左右長者也先例有限爲御殿人之狀如件

文應元年十二月二日

按に(省略)

宣旨

左辨官下阿波國司

應早令織進荒妙御衣事

右大納言藤原朝臣師信宣奉勅大嘗會主基所料宣仰彼國依先例以常氏人令織備附神祇官之使早以進之者國宜承知依宣行之會日有限不延怠

文保二年九月廿六日

右少辨藤原朝臣 在判

附錄

按(上畧)當國の忌部姓より大嘗會の年奉獻種々物延喜式神祇の部に詳なり忌部の社の傳に出す故こゝに略す考るに三ツ木氏は元祖は天日鷦命のすえ忌部姓の孫なるや代々天皇の大嘗會の年荒妙を始め種々の物を貢たてまつる故に貢氏の姓を玉りしにや右宣旨其時阿波の國司に下され又國司より忌部姓え荒妙を織進すべくの旨を下知し玉ふと見ゆ三ツ木氏に古書持來傳えしこと謂あるべし

往昔天羽氏と號貢氏三木近母天田氏と云古語拾遺に曰上略令天羽槌雄神織文布 神代

按するに三木氏は此命の後孫ならんともに忌部氏なるべし

宛 行

種野山國衙分三木内在家貳處之事

右於御方依致忠彼在家補任之狀如件

觀應二年七月廿三日

三木門尉殿

(袖判)

阿波國種野山内三木村事

爲本知行不可有相違領掌之旨依仰執達如件

正平七年七月 日

三木左衛門尉殿

(袖判)

按(省畧)

阿波守爲仲判

御 論 旨

軍忠次第被聞食了尤□神妙猶彌可抽忠節者

天氣如□悉□狀

正平九年九月二十三日

三木 兵 衛 尉 □

按(省畧)

阿波國高越寺庄内西庄爲御恩可知行旨依執達如件

正平十五年八月六日

三木太郎兵衛尉殿

(袖判)

種野山内三木半分不可有相違旨依仰執達如件

正平十八年六月日

三木九郎兵衛尉殿 阿 波 守 爲 仲 奉

(袖判)

忠節之次第被省食了尤以神妙彌可守其節者天氣如此悉之

正平廿二年三月廿三日

三木天郎左衛門殿 右 少 辨(花押)

「薄墨紙編旨」

按(省略)

(袖判) 親父太郎左衛門尉重村日致軍忠之由彼聞食了尤以神妙次第也前可有賞之旨依体執達如件

正平廿二年卯月十一日

阿波守爲仲奉

三木帶刀允殿

三木分御手賣いろ／＼のくしようどうならひにをくり物の注文の事はるなしのふん

一貫六百文 御ゆし正月まわり

六貫貳百文

御ねんぐ

五百六十文

御ねみくのふさん

六百文 なうふようどう

はんようどう

八百文

まいのしろ四

三百廿五文

いとのしろ

四百六十文

以上十貫五百八十文

あきなしのふん

五貫七百文

御ねんぐ

九百六十五文

なしかわをりきぬちん

五百十文

御ねんぐのふちん

(已下欠)

今度仁宇大粟百姓兵非□之動いて壽に其元々者其少も無別馳走之由黒部候代申聞之通一段満足此事

々彌其元相談肝煎簡要候尙兩人可申者也

九月二日

小六(花押)

みつきかし原

名主百姓中

天十九年御檢地

三十町六畝貳拾步切畝九拾石貳斗

三つ木

貳拾貳町九反三畝拾步切畝六十八石八斗

柏原山

○川井山

八幡山

祭神右同

祭日八月十五日

山王權現

祭神大己貴命

祭日

傳曰

天正の頃別當隆玄寺と云政宗の大力なご奉納ありし林道感江取上られしと云

新田明神

麻緒名にあり祭神

祭日

傳曰昔時新田義助こもりしと云

十王堂

佛名川田十王堂に詳なり

釋迦堂

木尊釋迦如來

傳曰隆元寺舊跡は昔七ヶ寺の門主なりと云寺領等川島城代林道感横領せられ退轉すと云けんまばたと皆黄金にてかざり大きな鐘ありしと云本尊釋迦如來並に金勝坊が書與の大般若經今に

釋迦堂に納む

極樂寺 真言宗 谷島明王院末 本尊

傳曰當寺の寶物機道具□は世俗云帝王東護城に皇居之時官女達麻を以絹を織玉ふ道具也と云豫按に忌部姓荒妙を織し道具なるべし

萬福寺舊跡

川井名にあり

西福寺舊跡

右に同じ

定願寺舊跡

竹屋名にあり

満福寺舊跡

大北名にあり

西の坊舊跡

川井名にあり

東の坊舊跡

右に同じ

金勝房の塚

大きな椎の木三圍余り高き事万木に勝したり

傳曰昔木屋平村森藤氏高麗陣の頃砌出船の磯に二人子供居たりしを船に乗せて連歸り養育せしが二人子供ふたゝび本國に歸り度てとたび廿度川井村迄來りしを追人をかけて連歸り長となりて姉は木屋平村河原名(上名の内)河原喜助と云者の妻となり弟は山伏と成金勝坊と云佛繪を

書佛像を刻みしよし大般若經書寫し今川井村釋迦堂に納の唐筆なりと云傳

麻緒名

傳曰昔帝王の后官女達麻を以絹織せ玉ふ所と云さにはあらん三木氏荒妙の宣旨下書あるを以考るに昔忌部姓大嘗會の年にあたり荒妙を織り進せらるゝ地なるべし極樂寺の機道具等これ以其道具なるべし神代卷曰粟の國忌部の遠祖

機織石届

同所にあり

正午 荒妙を織し所なるべし天日驚命長の白羽神に麻を植させ作喰見に楮を植させしこと古書に見えたり此故麻植郡と號すとかや楮を以荒妙を織り麻を以て和妙を織り灰の汁を以て洒せしを白妙と云今太布岩龍の頭のこぞく差出たり男龍女龍の形を其まに見ゆる故かく號侍る奇石と云へり

天正十九年御檢地

百八町切畠三百貳拾四石

木屋平山

八幡と云所にあり

祭神

仲哀天皇 應神天皇 神功皇后

祭日 九月九日

大宮八幡宮

八幡と云所にあり

祭神

仲哀天皇 應神天皇 神功皇后

祭日 九月九日

天正八幡宮

祭神菅家

祭日

九月一日

天正八幡宮

神主

民部

天正八幡宮

太玉命と云

祭日

八月十五日

傳曰此所昔森藤越前守居城和なり所の名も森藤名と云越前守は舊地七千石を領せしが國君御入國の頃上使として名西郡え兼松惣右衛門麻植郡え黒部兵藏久代市兵衛指遣し森藤越前守川井邑の梅津左馬之頭上山邑金泉兵衛門仁宇の對馬守一揆を發し上使兼松惣右衛門上山にて討死す今に兼松氏が墓所上山邑明王寺に石碑ありと云扱森藤越前守弟伊賀守御味方に參りしを以越前守が軍利を失ひ終に討死しけをなん其亡靈を正八幡宮と祭といえり

新八幡宮

神主民部

祭神不詳 神体は東帶木像外一軀ありて二体なるよし

祭日 九月九日

傳曰當社は帝王陵なり大きな木生いたり今は無し石垣三段にかさね傍に榎の木柳の木高く生ひ茂りたり御劍は松家氏に持來たり童の病にいたゞかせる忽しもあるとぞ兜は當社に納り今軒計破れり扱又阿部の宗任の長刀てあり是は阿部五郎と云浪人京都に住す森藤越前守彼南

麻緒

一〇五

にて出逢連歸りし其後家來となりて阿部八郎といえり此家に持歸りたるを當社に奉納す

扱又大般若經神田河内領分にてありし時奉納す
扱又帝王木屋平邑に遷座の御時此村に小十郎といふ者御側近を召仕れしが奥に遷らせ給ふ時
御暇乞申奉る御手に持せ玉ふ檼の木の御枝杖をかたえる所に立置侍り此木枝葉榮ふならば八
幅と祝祭べしと詔り有よしし其後檼の木逆枝に榮え今は枯れて四圍程朽木の空木となりて残れ
り栗枝渡に御座ませし頃供御奉りし竹田何某と云し者御からにつき奉り來りしにを神と祝ひ奉
り奉り後此地にても御供を奉り今に續きて御供焚たき十右衛門と云近き頃分りて二軒になりさ
いぞ

劍山大權現 別當龍光寺

祭神 祭日 六月十七日

藤の池前拜所なり 平家の馬場

藤の池より權現へ二里計人家無し藤の池御社並に寺有常に人住す祭禮の頃龍光寺より僧を出す
扱又劍山上參詣の人多くはかな物を持行で納むると也此山は國中第一の高山にて海部勝浦名西
名東麻植美馬三好七郡のみなもと劍山よりわかる此山に經塚門賓石駒犬石これら石とて白き丸
石絶頭にあり土佐の海を乗船人此石を目當とするよし爰よりは見えぶ此峯樹木無く皆小笠原也
天氣能時は龍の駒出て小笠を喰ふとなり信じがたし羚羊と云けだものなるべし深山に住て熊猿
を好て喰ふといへり扱又龍光寺は真言宗嵯峨大學寺の末寺なり

本尊 阿彌陀如來 座像四尺計 脇士觀世音 藥師如來 麻沙門天

各行基の作と云此寺往古長福寺と云山伏なりよしいつの頃より寺と云こと不詳

王子權現 谷口名に有 社人 大和

祭日 八月三日

牛頭天皇 太玉命 社人 喜代志

祭日 六月七日

妙見宮 川上名にあり 社主民部

祭日 九月十三日

末社 五十九所にあり

藥師堂 二ヶ所あり

阿彌陀堂 三ヶ所あり

地藏堂 十二ヶ所あり

成願寺舊跡 森藤名にあり

本尊觀世音 脇土地藏菩薩 昆沙門天

今は草堂一字を建立め安置す

音堂 三ヶ所あり

龍光寺の本堂なり

水底不動明王 弘法大師作と云

石佛の□先年垢離搔川に埋り申趣に候

役行者

俱利迦羅不動

舊家

松家氏

往古木屋平中世森藤氏今は松家氏傳來の古書左に記す

御編旨

軍忠之次第聞食畢尤以神妙猶彌可抽忠節者

天氣此如悉之以狀

正平九年九月廿三日

小屋平五郎殿

左兵衛尉督(花押)

按(省略)

軍忠之次第聞食畢尤以神妙猶彌可抽忠節者

天氣如此悉之以狀

正平十五年五月十二日

小屋平彌三郎殿

左兵衛督判

致忠節之由被聞食畢尤以神妙此時分殊軍忠者宣有に保衣賞

天氣如此悉之以狀

正平十五年五月十二日

小屋平右兵衛門尉殿

□ □(花押)

按(省略)

度々合戦致忠節之由思召食候尤神妙候

天氣如此悉之以狀

正平十六年七月廿二日

少納言(花押)

大浦兵衛尉殿

按(省略)

惠田名可知行之由御執達如件

六月廿九日

阿波守爲仲兵衛尉

按(省略)

阿波國種野山大□地頭國け貳名之事年御方依致忠節所預置也守先例可致沙汰之狀如件

應安五年十一月廿一日

武藏守(花押)

小屋平新左衛門尉殿

按(抄出)

阿波國種野山大□内地頭國け貳名之事所預置也守先例可致沙汰之狀如件

慶安六年四月廿二日

右馬頭(花押)

小屋平新左衛門殿

接(抄出)

右馬頭は細川賴有(川田村泉屋形)

去五日於阿州西郎山致合戦被疵々條祝着候殊に一族六郎左衛門尉訊死候旁以神妙無極候仍官途事心

得候次大刀一腰遣候謹言

三月八日

常有(花押)

木屋平新左衛門殿

附錄

謹言 阿波國生夷庄地頭殿

按に常有

今度上浩付而名代相上快藏候彌忠儀肝要候猶高畠對馬守可申候謹言

宗勝判

十一月廿五日

木屋平形部亟殿

按宗勝未考

岬雲父子成敗之儀長治同前候仍曰河島相動處に無比類仕立神妙候然者來十八日に阿波表は打越候雖可得其意候尙様躰從長治可被申候恐々

五月十五日

木屋平刑部亟殿

按(省略)

先日者從河島相動之處早速被懸合即時被追崩之由伊右(伊澤)篠玄(篠原玄蕃)迄注進之候誠無比類仕立候然者一昨日至引田御□形御供申着岸候來十八日彼表江可打越候彼得其意當日可被相動事肝要候尙様躰年寄共可申候恐々 謹言

五月十五日

木屋平刑部亟殿

木屋平越前守殿

按(省略)

眞之(花押)

五月十五日

木屋平越前守殿

按(省略)

長治(花押)

今度到太粟に別而抽戰功之由尤忠節無比候類彼在所之儀急度様体可申付候條致粉骨可爲感悅候猶新開掃部助四宮與橋兵衛尉可申候謹言

十月十九日

氏之(花押)

按右書狀は應永年中の□細川顯氏次男六郎伊豫守氏之なるべし(故小杉博士は「眞之同人なるべし」とある)

今慶事珍重々々去冬岩倉□候て預音狀候兩國武略付而此蠶在陣候處今度於岩倉被及一戰彼表□慶無比類手柄共定而可爲其間候條具に不及申候彌相談下郡表可及期評儀候條相應之御馳走可爲此節候當表居陣候間互切々可申通候恐々謹言

正月三日

木越 長宮 元 親(花押)

按(抄出)

天正八年正月三日なるべし上勢急度渡海之聞有之に付而両國下知一昨日大西相着昨日岩倉相越候彌面々覺悟堅固趣候條防戰一途迄に候先爲御音信令申候委曲斯面候恐々 謹言

五月十九日

長宮 元 親(花押)

態音間本望候誠今度一宮詰□之儀可追諸卒差向之處後卷不待付敵敗北無是非候殊御一類御籠城御々即時被勝利珍重候向後御馳走可爲肝要候猶從是可申候條不能子細候恐々謹言

九月十日

長宮 元 親(花押)

木屋平殿

御宿所

按(抄出)

天正八年正月三日なるべし上勢急度渡海之聞有之に付而両國下知一昨日大西相着昨日岩倉相越候彌面々覺悟堅固趣候條防戰一途迄に候先爲御音信令申候委曲斯面候恐々 謹言

五月十九日

長宮 元 親(花押)

木屋平殿 御宿所

態音間本望候誠今度一宮詰□之儀可追諸卒差向之處後卷不待付敵敗北無是非候殊御一類御籠城御々即時被勝利珍重候向後御馳走可爲肝要候猶從是可申候條不能子細候恐々謹言

九月十日

長宮 元 親(花押)

木上

附錄

一一

木越入

御返報

按(抄出)木上は木屋平上野木越入は木屋平越前守入道

本屋平村森藤越前守は天正十二年の夏

國君御入國の砌國主の命に不從敵對申候所に弟森藤伊賀守御味方ノ川田村住友彦兵衛住友五郎右衛門三木村三木太郎右衛門阿川村河野重兵衛上山村相原九郎右衛門伊澤村伊澤志摩一味同心のことなく追伏し上使を上山迄送りしと也三木太郎右衛門方に御奉書ありと云拏又森藤越後守領分被召上御味方に參りし森藤伊賀衛馬の飼料にて高三十石下し置れし由伊賀方より輻廣き紙を濾貢ぎ奉り是を伊賀紙と名く其後二十石増し下され高五十石なり後御折紙下し置れし其文に曰

麻植郡木屋平村之内高五十石遣候條可令全所務仍而繼目之狀如件

慶安元極月廿日

木屋平新左衛門へ

忠英(花押)

松家民之助所持之書翰之寫

貞此二郎御遣候と被成候へども去年太合村候きもいり申付候以來之御ごの才之時は何時も被召侍候間其時

必貴所つれ阿波出候其理りよく家來に申付候被仰候間其心得尤に候

御禮申上候然に鐵砲上手に付召遣候よし仰候へ共此より大合村之名主申付候此由殿様に申上候得ば御聞分に而もとのごとく名主仕らへ御申被候間其心にて他國へ參り申事無用に候間爲其一筆如此に御座候委曲は重而可申候其元の義万事油斷有間敷恐々

天正十九年十月廿日

益田因幡守書判
武藤五左衛門書判
市原與右衛門書判

松家伊賀殿
同千十郎殿

松家楮内家成立

往古源平兵亂の砌人王八十一代安徳天皇爲入水當御國大浦山え有御幸少し之小屋に御座め故則本名を小屋の内裏と申其節より相續の家筋にて元祖苗名は小屋と申平姓の平を則り本名小屋平與申由其以來於當邑名候毎年正月五禮之記記並に奉射百手的爲天下泰平國家安全破魔弓之御祈禱仕來候則内裏の古禮と申傳候其砌射子の者共當日夫々苗字等を許し紙一束扇子一本指遣來就中九十五代後醍醐天皇芳野江被遊御遷幸候節先祖の者供奉仕鉢を以官軍の御先を鉢し候より家印鎗鞘を鉢に仕來候由其後度々於軍中に依抽忠勤數通の御編旨下賜今持居申候一説には後に當山へ供御仕共申傳候則氏神新八幡宮社地に後醍醐天皇御陵と申石御座候併に延寶年中出火の砌系圖並に兵器等迄難焼失天正年中以前の數代等相分がたく候由

天正十九年御檢地 計四百石

貳百拾參町三段切畑六百四拾石 木屋平村

名跡志山分終

(附錄)

○潮詰邑

附錄

一一三

八幡宮 祭神 祭日 八月十五日
春日大明神 祭神 祭日 九月三日

山王大權現 湯立岩にあり 祭神 祭日 九月九日
神宮寺舊跡 山王の別當と云 同處にあり

青木城跡 邑南にあり

舊士姓氏錄 市原殿氏平紋三頭左巴傳説に市原三吉の居城といひ細川氏より三好家に屬

と見えたり

○學邑

工藤伊賀

文字切付の岩邑の南山瀬にあり

慶長五歳工藤伊賀と有一首の歌目像をも石面に切付有苦むして見えがたし

しねんなる石を見堂て、書をくもしての後のかたみともなれ

又傍に洞あり明和年中其洞の中より光をはなつ依是穴觀音と稱す參詣遠近群集其後やしぬ扱亦天明六午歳工藤氏が切付の岩割れて崩れ侍りぬかくしんん石を頼み姓名を末代に残さんとせし大石も割れ彼の文字跡かたなくなり侍れば頼みがたきは世中の有様なり彼子孫の者今に有りて此所に小祠を建て靈神となり

舊士姓氏錄に曰工藤 殿氏藤原紋庵中にもつかた

○西林邑

八幡宮 祭神 祭日 八月十五日
杉尾大明神 祭神 祭日 九月三日

日吉社 祭神 祭日
三橋丹後守石碑 吉長と所云にあり

三好記に曰西林の三橋丹後守同常隆守兄弟の共竊に岩倉相談有て天正七歳十二月廿七日に森飛彈守江岩倉居住せし三好徳太郎使者を立て申ける以下畧

按に三橋氏も土佐方に屬と見えたり

小石室 邑の西に數十箇あり俗穴塚と云

里老傳え曰塚穴の内に矢野塚と云あり客來とあれば彼の塚穴に行て明日客來間椀膳かし給れと云て朝彼塚に行候見れば穴の中に器物を出しありてかりて歸り客相滞又一禮を述べ侍りしどなんかくの如せし事を或時器を出し疵つけてとりて返し其後はかりゆくとも出さどりけると

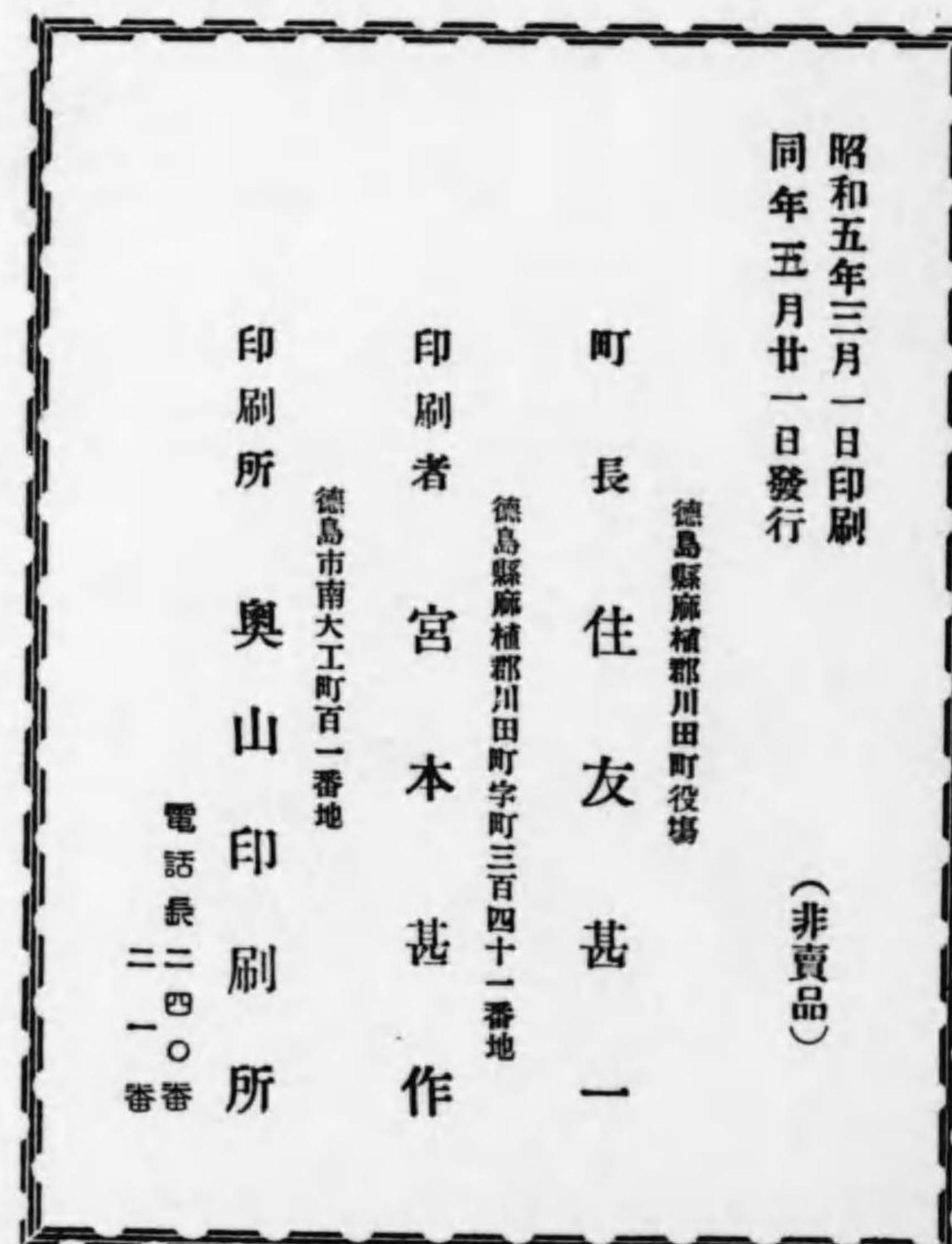
(終)

町史の後に

本町史を執筆に際し原田武一郎翁多年
町史編纂せんとするの志あり其資料を
採訪に従事したが此度袋を傾けて提供
せられたるこを両表紙の圖案は前田
正一君の手に成り花押は高越寺永仁棟
札細川元常の筆を採つたこを其人に
感謝します

昭和四年十二月三十日

眉
東



第五編 同毛堺二同三編同穴四編二六		第四編 同毛堺二同三編同穴四編二六	第三編 同毛堺二同三編同穴四編二六	第二編 同毛堺二同三編同穴四編二六	第一編 同毛堺二同三編同穴四編二六
行					
正					
誤					
頁					
行					
正					
誤					
頁					
行					
正					
誤					

朝陽縣興山中領

縣志稿卷之三

城關水宮木黃書

縣志稿卷之三

河東許大其一

縣志稿卷之三

固平三員廿二日癸卯

縣志稿卷之三

(兼貢品)

終

